

岩手県事務委任及び代決専決規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 64 号

岩手県事務委任及び代決専決規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（平成 9 年岩手県規則第 29 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 委任（第 3 条―第 7 条）

第 3 章 代決（第 8 条・第 9 条）

第 4 章 専決

第 1 節 通則（第 10 条）

第 2 節 本庁における専決（第 11 条―第 29 条）

第 3 節 出先機関における専決

第 1 款 広域振興局等（第 30 条―第 43 条）

第 2 款 広域振興局等以外の出先機関（第 44 条―第 59 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、知事の権限に属する事務の委任並びに知事部局における事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 地方公所 予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する地方公所をいう。
- （2） 準地方公所 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 2 条第 4 号に規定する準地方公所をいう。
- （3） 広域振興局 岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号。以下「組織規則」という。）第 3 章第 2 節第 2 款に規定する広域振興局をいう。
- （4） 総合支局 組織規則第 3 章第 2 節第 2 款第 2 目に規定する総合支局をいう。
- （5） 地方振興局 組織規則第 3 章第 2 節第 3 款に規定する地方振興局をいう。
- （6） 広域振興局等以外の出先機関 組織規則第 3 章第 3 節に規定する広域振興局等以外の出先機関をいう。
- （7） 決裁 知事又は知事の権限に属する事務の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の権限に属する事務について、最終的に意思を決定することをいう。
- （8） 代決 知事、受任者又は専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が決裁すべき事務について、当該決裁権者が不在のときに一時当該決裁権者に代わって決裁することをいう。
- （9） 専決 知事又は受任者の権限に属する事務を、常時知事又は受任者に代わって決裁することをいう。

第 2 章 委任

（地方公所长共通委任事項）

第 3 条 地方公所の所掌に係る事務に関し当該地方公所の長に委任する事項は、次のとおりとする。

- （1） 防火管理者を定めること。
- （2） 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員を命ずること（出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和 61 年岩手県規則第 23 号。以下「出納員規則」という。）

第2条第1項の規定により命ずる場合に限る。)及び出納員補佐を命ずること(出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。)

- (3) 公舎への入舎を承認し、及び当該公舎に居住する期間を指定すること。
- (4) 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出を受理すること。
- (5) 宿泊施設の使用を許可し、及び利用を承認すること。
- (6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。
- (7) 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。
- (8) 1件の評価額3,500万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産の処分(取壊しその他これに類する場合に限る。)に関すること。
- (9) 県税以外の収入金を徴収すること。
- (10) 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額5億円未満の建設工事を執行すること。
- (11) 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。
- (12) 令達された歳出予算の範囲内で、第10号に規定するもの以外の支出負担行為(物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。)に係る入札及び契約を除く。)をすること。
- (13) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。
- (14) 令達された歳出予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則(昭和39年岩手県規則第17号)第4条第1号に規定する物品の購入をすること。
- (15) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。
- (16) 貸与被服、動物及び生産物の処分をすること。
- (17) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。
- (18) 物品の出納通知をすること。

(準地方公所長共通委任事項)

第4条 準地方公所の所掌に係る事務に関し当該準地方公所の長に委任する事項は、次のとおりとする。

- (1) 物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員を命ずること(出納員規則第2条第1項の規定により命ずる場合に限る。)及び出納員補佐を命ずること(出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。)
- (2) 貸与被服の処分をすること。
- (3) 物品の出納通知をすること。

(広域振興局等の長委任事項)

第5条 広域振興局及び地方振興局(以下「広域振興局等」という。)の長に委任する事項は、別表第1から別表第9までに掲げるとおりとする。

(広域振興局等以外の出先機関の長委任事項)

第6条 広域振興局等以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第10に掲げるとおりとする。

- 2 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第11に掲げるとおりとする。
- 3 広域振興局等以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第12に掲げるとおりとする。

- 4 広域振興局等以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第13に掲げるとおりとする。
- 5 広域振興局等以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第14に掲げるとおりとする。
- 6 広域振興局等以外の出先機関のうち総務部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第15に掲げるとおりとする。

(その他の機関の長等委任事項)

第7条 その他の機関の長等に委任する事項は、別表第16に掲げるとおりとする。

第3章 代決

(代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

(1) 本庁における代決

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
知事	副知事	主管の部長、総合政策室長又は局長
副知事	主管の部長、総合政策室長又は局長	
部長	企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長	
総合政策室長	首席政策監又は主管の総括課長	
局長	主管の総括課長 総合雇用対策監	
企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長	当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長	
総合防災室長	当該事務を担当する担当課長又は防災危機管理監	
担当技監	主管の総括課長又は課長	
首席政策監	当該事務を担当する政策調査監又は秘書担当課長	
総括課長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長 総括課長があらかじめ指定する吏員	総括課長があらかじめ指定する吏員
所長	当該事務を担当する担当課長	
広聴広報課総括課長	当該事務を担当する担当課長又は報道監	総括課長があらかじめ指定する吏員
総合雇用対策監	総合雇用対策監があらかじめ指定する吏員	
特命参事	室長又は総括課長があらかじめ指定する吏員	
担当課長又は特命課長	室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する吏員	
報道監	広聴広報課総括課長があらかじめ指定する吏員	
防災危機管理監	総合防災室長があらかじめ指定する吏員	

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
広域振興局	局長	当該事務を担当する副局長	他の副局長
	副局長	主管の部長	主管の室長又は特命参事（室長を置かない部にあつては、主管の課長又は特命課長）
		工業技術集積支援センター所長	主管の部長
	部長	主管の室長又は特命参事	主管の課長又は特命課長
		当該事務を担当する特命参事	部長があらかじめ指定する吏員
		主管の課長又は特命課長（室長を置かない課に限る。）	部長があらかじめ指定する吏員（室長を置かない課に限る。）
	特命参事	部長があらかじめ指定する吏員	
室長	主管の課長又は特命課長	部長があらかじめ指定する吏員	

	工業技術集積支援センター所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する吏員	
総合支局	総合支局長	主管の部長	主管の室長、所長又は支所長（室長及び所長を置かない課にあっては、主管の課長又は特命課長）	
	部長（土木部長を除く。）	主管の室長、所長又は支所長	主管の課長又は特命課長（課長及び特命課長を置かない室又は所にあっては、部長があらかじめ指定する吏員）	
		主管の課長又は特命課長（室長を置かない課に限る。）	部長があらかじめ指定する吏員（室長及び所長を置かない課に限る。）	
	土木部長	主管の課長	部長があらかじめ指定する吏員	
		部長があらかじめ指定する吏員（技術企画に係る事務に限る。）		
	室長	主管の課長（課長を置かない室にあっては、部長があらかじめ指定する吏員）		
	所長	主管の課長（課長を置かない所にあっては、部長があらかじめ指定する吏員）	部長があらかじめ指定する吏員	
	支所長	部長があらかじめ指定する吏員		
課長	部長があらかじめ指定する吏員			
地方振興局	局長	主管の部長	主管の室長又は管理主幹 主管の課長又は特命課長（室長及び管理主幹を置かない課に限る。） 農林水産調整監、岩手出張所長、ダム建設事務所長又はダム管理事務所長	
		部長（土木部長を除く。）	主管の室長	主管の課長又は特命課長（課長を置かない室にあっては、部長があらかじめ指定する吏員）
			管理主幹	主管の課長
	主管の課長		部長があらかじめ指定する吏員	
	農林水産調整監		部長があらかじめ指定する吏員	
	土木部長	主管の室長	主管の課長（課長を置かない室にあっては、部長があらかじめ指定する吏員）	
		主管の課長（室長を置かない課に限る。）	部長があらかじめ指定する吏員	
		部長があらかじめ指定する吏員（技術企画に係る事務に限る。）		
		岩手出張所長	当該事務を担当する次長	
		ダム建設事務所長 ダム管理事務所長	ダム建設事務所次長 部長があらかじめ指定する吏員	
	室長	主管の課長（課長を置かない室にあっては、部長があらかじめ指定する吏員）	部長があらかじめ指定する吏員	
	農林水産調整監	部長があらかじめ指定する吏員		
	岩手出張所長	主管の次長		
	ダム管理事務所長	部長があらかじめ指定する吏員		
	ダム建設事務所長	ダム建設事務所次長		
	管理主幹	主管の課長		
	課長	部長があらかじめ指定する吏員		
	所長	土木事務所にあっては、主管の課長（技術企画に係る事務については、所長があらかじめ指定する吏員）	所長があらかじめ指定する吏員	
林務事務所にあっては、所長があらかじめ指定する吏員				
県民生活センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する吏員	
	次長	所長があらかじめ指定する吏員		

保健所	所長	次長（岩手県盛岡保健所にあつては、副所長）	主管の課長（岩手県盛岡保健所にあつては所長があらかじめ定める順位の次長、岩手県花巻保健所及び岩手県一関保健所にあつては主管の課長又は支所長）
	副所長	所長があらかじめ定める順位の次長	主管の課長
	次長	主管の課長（岩手県花巻保健所及び岩手県一関保健所にあつては、主管の課長又は支所長）	
	支所長	支所長補佐	所長があらかじめ指定する吏員
	課長	所長があらかじめ指定する吏員	
福祉総合相談センター	所長	主管の部長	主管の課長
	部長	主管の課長	所長があらかじめ指定する吏員
	課長	所長があらかじめ指定する吏員	
児童相談所	所長	次長	所長があらかじめ指定する吏員
	次長	所長があらかじめ指定する吏員	
食肉衛生検査所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する吏員
	課長	所長があらかじめ指定する吏員	
環境保健研究センター	所長	当該事務を担当する副所長	主管の部長
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する吏員
看護師養成所	学院長	事務長	学院長があらかじめ指定する吏員
都南の園	園長	主管の部長（指導部の分掌する事務については、事務局長）	園長があらかじめ指定する吏員
		事務局長（事務局の分掌する事務に限る。）	事務局次長
	事務局長	事務局次長	
精神保健福祉センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する吏員
児童自立支援施設	園長	園長補佐	園長があらかじめ指定する吏員
シンガポール事務所	所長	副所長	
先端科学技術研究センター	所長	当該事務を担当する副所長	主管の部長
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する吏員
	部長	所長があらかじめ指定する吏員	
産業技術短期大学校	校長	副校長	事務局長（事務局の分掌する事務に限る。）
	副校長	事務局長（事務局の分掌する事務に限る。）	校長があらかじめ指定する吏員
		教育部長（事務局の分掌する事務を除く。）	校長があらかじめ指定する吏員
事務局長又は教育部長	校長があらかじめ指定する吏員		
高等技術専門校	校長	校長補佐	校長があらかじめ指定する吏員
	校長補佐	校長があらかじめ指定する吏員	
職業能力開発センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する吏員
	次長	所長があらかじめ指定する吏員	
病虫害防除所	所長	次長	所長があらかじめ指定する吏員
	次長	所長があらかじめ指定する吏員	
中央家畜保健衛生所	所長	当該事務を担当する次長	主管の課長
	次長	主管の課長	所長があらかじめ指定する吏員
県南家畜保健衛生所	所長	次長	主管の課長
	次長	主管の課長	所長があらかじめ指定する吏員
県北家畜保健衛生所	所長	所長があらかじめ指定する吏員	
漁業取締事務所	所長	当該事務を担当する次長	所長があらかじめ指定する吏員
	次長	所長があらかじめ指定する吏員	
生物工学研究所	所長	次長	所長があらかじめ指定する吏員
	次長	所長があらかじめ指定する吏員	

農業研究センター	所長	副所長	主管の部長、畜産研究所長又は県北農業研究所長
	副所長	部長、畜産研究所長又は県北農業研究所長	主管の課長（課長を置かない部にあつては、所長があらかじめ指定する吏員）又は次長（畜産研究所にあつては、当該事務を担当する次長）
	部長、畜産研究所長又は県北農業研究所長	主管の課長、室長（課長を置かない部にあつては、所長があらかじめ指定する吏員）又は次長（畜産研究所にあつては、当該事務を担当する次長）	
	畜産研究所次長（種山畜産研究室を担当する次長に限る。）	種山畜産研究室長	所長があらかじめ指定する吏員
	種山畜産研究室長	所長があらかじめ指定する吏員	
林業技術センター	所長	副所長	主管の部長
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する吏員
	部長	所長があらかじめ指定する吏員	
水産技術センター	所長	当該事務を担当する副所長	主管の部長
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する吏員
	部長	所長があらかじめ指定する吏員	
内水面水産技術センター	所長	所長があらかじめ指定する吏員	
農業大学校	校長	副校長	事務局長（事務局の分掌する事務に限る。）
	副校長	事務局長（事務局の分掌する事務に限る。） 教育部長（事務局の分掌する事務を除く。）	校長があらかじめ指定する吏員
	事務局長又は教育部長	校長があらかじめ指定する吏員	
農業改良普及センター	所長	副所長（中央農業改良普及センターに限る。） 所長があらかじめ指定する吏員	所長があらかじめ指定する吏員
	副所長	所長があらかじめ指定する吏員	
	普及サブセンター所長	所長があらかじめ指定する吏員	
北上川上流流域下水道事務所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する吏員
	課長	所長があらかじめ指定する吏員	
花巻空港事務所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する吏員
	課長	所長があらかじめ指定する吏員	
東京事務所	所長	主管の部長	当該事務を担当する部長代理
	部長	当該事務を担当する部長代理	
大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	所長 次長	次長 所長があらかじめ指定する吏員	所長があらかじめ指定する吏員
消防学校	校長	教頭	校長があらかじめ指定する吏員
	教頭	校長があらかじめ指定する吏員	

（代決の制限）

第9条 代決者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、代決することができない。

- （1） 事の重大又は異例に属するとき。
- （2） 紛議論争があるとき、又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるとき。

第4章 専決

第1節 通則

（専決の制限等）

第10条 次条以下の専決事項であっても、前条各号のいずれかに該当する場合又は特に上司において事案を了知しておく必要があると認められる場合は、専決することができない。

2 組織規則第3条第3項に規定する組織における専決に関する事項は、別に定めることができる。

第2節 本庁における専決

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部長、総合政策室長及び局長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 部長、総合政策室長及び局長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 部長、総合政策室長及び局長の休暇その他の服務に関すること。
- (4) その他知事の決裁事項のうち重要なもの以外の事項

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、総合政策室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部局等の施策の基本方針の決定に関すること。
- (2) 特に重要な許可、認可、免許、承認その他の申請に対する処分に関すること。
- (3) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付並びに総合雇用対策監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付並びに総合雇用対策監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付並びに総合雇用対策監の休暇その他の服務並びに総括課長、報道監及び政策調査監の服務に関すること。
- (6) 出先機関の管理に関すること。
- (7) 不利益処分に関すること。
- (8) 軽易な規則及び訓令の改廃に関すること。
- (9) 告示及び公告等に関すること。
- (10) 叙勲（春秋叙勲に限る。）に関すること。
- (11) 歳出予算案の調整に関すること。
- (12) その他前各号に準ずる事項

2 前項に定めるもののほか、本庁の総合政策室長及び局長にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の企画室長、総務室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 総括課長、所長及び特命参事の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (2) 総括課長、所長及び特命参事の休暇に関すること。
- (3) 総括課長、所長、特命参事及び首席技術指導員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 専門研修に関すること。
- (5) 無料公舎への代替入舎の承認に関すること。

2 本庁の首席政策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策調査監及び秘書担当課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (2) 政策調査監の休暇、秘書担当課長の休暇その他の服務及び職員の服務に関すること。
- (3) 政策調査監及び秘書担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(企画室長及び総務室長共通専決事項)

第14条 本庁の企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部の事務管理、人事、予算、経理、物品管理及び財産管理の事務に係る処理方針の決定及び実施に関すること。
- (2) 企画室又は総務室の担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 企画室又は総務室の担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
- (4) 企画室又は総務室の担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局等の主管に属する事業に係るものを除く。）。
- (6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること（観光経済交流課、農村建設課、管財課、総合防災室、総合雇用対策局及び出納局総務課の主管に属するものを除く。第8号及び第10号において同じ。）。
- (7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地以外の土地開発基金に係る土地の取得及び管理に関すること。
- (8) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。
- (9) 債権の管理に関すること（議会の議決に付すべきものを除く。）。
- (10) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。
- (11) 予算の流用並びに予算計上の趣旨及び使途の変更に関すること。
- (12) 1件の金額1億5,000万円以上の国庫支出金の交付申請に関すること。
- (13) 1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）の寄附の受入れに関すること。
- (14) 用品調達基金条例施行規則第4条ただし書に規定する物品のうち1件の予定又は見積りの価格7,000万円未満のもの購入に関すること。
- (15) 第6号、第7号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為（次条第3号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含む。）に関すること。
- (16) 第10号、第12号及び第13号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。
- (17) その他前各号に準ずる事項

2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長及び総務室長は、第16条に定める事項及び次に掲げる事項（担当技監を置かない部に限る。）を専決することができる。

- (1) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行に関すること。
- (2) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関すること。
- (3) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関すること。
- (4) 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。
- (5) その他前各号に準ずる事項
（担当技監共通専決事項）

第15条 本庁の担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部の担当事務の処理方針の決定に関すること。
- (2) 課の事務に係る重要な許可、認可、免許、承認その他の申請に関する処分に関すること（事務を担当する課等の中で調整を要するものに限る。次号から第5号までにおいて同じ。）。

- (3) 設計額 1 億5,000万円以上 5 億円未満の工事の執行に関する事。
- (4) 設計額 5 億円以上の工事の予定価格の作成に関する事。
- (5) 1 件の金額 1 億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関する事。
- (6) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関する事。
- (7) その他前各号に準ずる事項
（総括課長等共通専決事項）

第16条 本庁の地域支援振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、総合防災室長、総括課長、所長及び総合雇用対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 室、課又は所の事務の処理方針の決定及び実施に関する事。
- (2) 室、課又は所の事務に係る重要な許可、認可、免許、承認その他の申請に対する処分に関する事。
- (3) 現金取扱員、物品取扱員、物品検収員及び出納員を命ずること（出納員規則第2条第1項の規定により命ずる場合に限る。）並びに出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。
- (4) 職員の事務分担に関する事。
- (5) 報道監、防災危機管理監、首席技術指導員、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (6) 報道監の休暇並びに防災危機管理監、首席技術指導員、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。
- (7) 報道監、防災危機管理監、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (8) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等（これらの受理を含む。以下同じ。）に関する事。
- (9) 設計額 1 億5,000万円以上 5 億円未満の工事の執行に関する事（担当技監を置く部にあつては、事務を担当する課等の中で調整を要するものを除く。次号及び第11号において同じ。）。
- (10) 設計額 5 億円以上の工事の予定価格の作成に関する事。
- (11) 1 件の金額 1 億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関する事。
- (12) 附属機関の委員並びに幹事及び書記等の任免に関する事。
- (13) 叙位及び叙勲（春秋叙勲を除く。）に関する事（別に定めるものに限る。）。
- (14) その他前各号に準ずる事項

2 前項に定めるもののほか、本庁の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）及び総合雇用対策監は次条に定める事項を専決することができる。

3 前2項の規定に定めるもののほか、本庁の地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、総合防災室長、担当技監を置かない部局等の総括課長及び所長にあつては、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 設計額 1 億5,000万円以上 5 億円未満の工事の執行に関する事。
- (2) 設計額 5 億円以上の工事の予定価格の作成に関する事。
- (3) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関する事。
- (4) 1 件の金額 1 億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関する事。
- (5) その他前各号に準ずる事項

4 第14条第2項の規定にかかわらず、農林水産企画室の特命参事にあつては、第1項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。

（担当課長等共通専決事項）

第17条 本庁の担当課長、特命課長、防災危機管理監、報道監及び政策調査監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- （1） 室、課又は所の担当事務の実施に関すること。
- （2） 室、課又は所の担当事務に係る許可、認可、免許、承認その他の申請に対する処分に関すること。
- （3） 室長、総括課長又は所長が指定する職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- （4） 室長、総括課長又は所長が指定する職員の休暇に関すること。
- （5） 職員の軽易な服務に関すること。
- （6） 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。
- （7） 軽易な広報宣伝の実施に関すること。
- （8） 各種行政資料統計等の作成、収集又は配布に関すること。
- （9） 申請に対する処分に関すること。
- （10） 軽易又は定例に属する告示、公告等に関すること。
- （11） 照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等に関すること。
- （12） 事実の証明に関すること。
- （13） 免許証、証明書、証書、鑑札及び証票の交付及び書換えに関すること。
- （14） 委員会、審議会、協議会等の庶務に関すること。
- （15） 行政文書の開示の決定に関すること。
- （16） 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
- （17） 契約履行確認のための検査員を命ずること。
- （18） 設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の工事の執行に関すること。
- （19） 1件の金額1億5,000万円未満の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。
- （20） その他前各号に準ずる事項

（主管室課の管理担当課長共通専決事項）

第18条 主管室課の管理担当課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1） 職務専念義務免除に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。
- （2） 職員の営利企業等の従事制限に関すること。
- （3） 予算の令達及び配当替えに関すること。
- （4） 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関すること（観光経済交流課、農村建設課、管財課、総合防災室、総合雇用対策局及び出納局総務課の主管に属するものを除く。第6号から第8号までにおいて同じ。）。
- （5） 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満の土地開発基金に係る土地の取得及び管理に関すること。
- （6） 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。
- （7） 1件の評価額3,500万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産の処分に関すること。
- （8） 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。
- （9） 支出命令に関すること。

- (10) 第14条第1項第12号に規定するもの以外の国庫支出金に関する事。
- (11) 県税以外の収入金の徴収に関する事。
- (12) 用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品のうち1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満のものへの購入に関する事。
- (13) 第4号、第5号及び前号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為（第16条第1項第9号に規定する工事の執行に係る支出負担行為を含み、第29条第1項総括課長専決事項第7号に掲げる事項を除く。）に関する事。
- (14) 物品の修繕に関する事。
- (15) 物品の交換及び譲与に関する事。
- (16) 物品の貸付け及び借入れに関する事。
- (17) 第7号及び第10号に規定するもの以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。
- (18) 貸与被服、動物及び生産物の処分に関する事。
- (19) 歳入歳出外現金等の出納通知に関する事。
- (20) 物品の出納通知に関する事。
- (21) 知事公印の管守に関する事。
- (22) 叙位及び叙勲（春秋叙勲を除く。）に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (23) その他前各号に準ずる事項
（総括課長等指定職員専決事項）

第19条 室長、総括課長又は所長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、担当課長又は所長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長又は所長があらかじめ指定したものを専決することができる。

- (1) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (2) 職員の休暇に関する事。
- (3) 被服の貸与に関する事。
- (4) 公舎への入舎の承認及び当該公舎に居住する期間の指定に関する事。
- (5) 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出の受理に関する事。
- (6) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、通達、調査、申請等に関する事。
- (7) 軽易な事実の証明に関する事。
- (8) 登録証、謄本等の交付に関する事。

（総合政策室の室長、総括課長及び担当課長の専決事項）

第20条 政策推進課の分掌事務について、総合政策室長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総合政策室長専決事項

- (1) 県行政の総合的な企画に関する事。

総括課長専決事項

- (1) 県行政の総合的な調整に関する事。
- (2) 東北開発促進に係る関係団体との連絡調整に関する事。
- (3) 北海道東北自治協議会及び東北地方行政連絡会議に関する事。

調整担当課長専決事項

- (1) 他の都道府県との連携に関する事。

政策担当課長専決事項

(1) 岩手県総合計画の実績調査に関すること。

2 経営評価課の分掌事務について、総合政策室長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総合政策室長専決事項

(1) 行財政改革その他行政経営の企画に関すること。

(2) 地方分権の推進の総合的な企画に関すること。

(3) 政策の評価の企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) 行財政改革その他行政経営の推進に関すること。

(2) 地方分権の推進の調整に関すること。

(3) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

政策評価担当課長専決事項

(1) 政策の評価結果の公表に関すること。

出資等法人改革担当課長専決事項

(1) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

(2) 出資等法人の改革推進に関すること。

3 調査統計課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 統計調査の結果の公表に関すること。

(2) 統計調査の受託に関すること。

(3) 統計刊行物の編集に関すること。

(4) 統計調査の実施に関すること（統計担当課長の担当事務に属するものを除く。）。

(5) 調査及び統計資料の収集に関すること（統計担当課長の担当事務に属するものを除く。）。

統計担当課長専決事項

(1) 統計調査の調査区の設定及び改廃に関すること。

(2) 統計調査員の任免に関すること。

(3) 統計調査の実施に関すること。

(4) 調査及び統計資料の収集に関すること。

4 広聴広報課の分掌事務について、総合政策室長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総合政策室長専決事項

(1) 広聴及び広報の企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) 広聴及び広報並びに県政相談の実施に関すること。

(2) 県民室の運営管理に関すること。

(3) 公益通報の調整に関すること。

情報公開担当課長専決事項

(1) 情報公開及び個人情報保護の調整に関すること。

（地域振興部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項）

第21条 地域企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画担当課長専決事項

(1) 市町村の過疎地域自立促進計画の策定協議に関すること。

- (2) 山村振興計画及び雪対策基本計画に関する事。
- (3) 県土地開発公社の指導監督に関する事。
- (4) コミュニティ対策に関する事。

交通担当課長専決事項

- (1) 公共交通に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) 生活交通の確保及び利便性向上に関する事。
- (3) 三陸鉄道運営助成基金及びいわて銀河鉄道経営安定化基金に関する事。

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 住民基本台帳に関する事。
- (2) 広域市町村圏の振興整備に関する事。
- (3) 市町村の財政再建計画の承認及び自主再建計画変更の確認に関する事。
- (4) 市町村の財務に係る実地検査に関する事。
- (5) 市町村の地方交付税及び地方特例交付金に関する事。
- (6) 固定資産に係る基準地の価格の調整に関する事。
- (7) 固定資産の評価に係る提示平均価額の算定に関する事。
- (8) 選挙管理委員会に係る支出負担行為及び支出命令に関する事。

行政・市町村合併担当課長専決事項

- (1) 市町村の区域内に新たに生じた土地並びに町又は字の設置、廃止、変更及び名称変更に係る届出の受理及び告示に関する事。
- (2) 市町村合併に係る調整に関する事。
- (3) 市町村合併に係る合併市町村基本計画の作成協議に関する事。
- (4) 地方公共団体の組合の規約の変更に関する事。
- (5) 公平委員会の事務の委託に関する事。
- (6) 市町村が設立する土地開発公社の検査に関する事。
- (7) 市町村職員共済組合の検査に関する事。
- (8) 行政書士試験の実施に関する事。

財政担当課長専決事項

- (1) 寄附金、負担金等の支出承認に関する事。
- (2) 市町村の地方交付税及び地方特例交付金の算定資料の検査に関する事。
- (3) 交通安全対策特別交付金に関する事。
- (4) 2以上の市町村にまたがる固定資産の評価の決定及び配分に関する事。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (6) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。
- (7) 市町村に係る譲与税に関する事。
- (8) 市町村債に関する事。
- (9) 自治振興基金に関する事。
- (10) 辺地に係る総合整備計画の策定協議に関する事。

3 NPO・国際課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 社会貢献活動の促進に関する事。

- (2) 特定非営利活動法人に関する事。
- (3) 生活文化行政に関する事。
- (4) 国際交流施策及び国際協力施策の推進に係る関係団体の指導に関する事。
- (5) 一般旅券に関する事。
- (6) いわて県民情報交流センターの運営に関する事。
- (7) いわて県民活動交流センターの管理に関する事

4 IT推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

- (1) 地域情報化に関する総合的な企画に関する事。
- (2) 行政情報化に関する総合的な企画に関する事。

総括課長専決事項

- (1) 地域情報化に関する調整及び推進に関する事。
- (2) 行政情報化に関する調整及び推進に関する事。
- (3) 情報通信ネットワークシステムの利用調整に関する事。

行政情報化担当課長専決事項

- (1) 行政情報化に関する調整に関する事（電子県庁及び市町村の電子自治体の推進に係るものに限る。）。
- (2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関する事。

5 地域振興支援室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 県北沿岸振興本部の運営に関する事。
- (2) 市町村への権限移譲に関する事。

広域振興局等支援担当課長専決事項

- (1) 地域活性化事業調整費に関する事。
- (2) 市町村総合補助金に関する事。

（環境生活部の室長、総括課長及び担当課長の専決事項）

第22条 環境生活企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 交通安全対策に係る企画に関する事。
- (2) 食の安全及び安心の確保に関する企画に関する事。

企画担当課長専決事項

- (1) 環境保全基金に関する事。

交通安全対策担当課長専決事項

- (1) 交通安全対策に係る関係団体の指導に関する事。

食の安全安心・消費生活担当課長専決事項

- (1) 飲食料品の品質表示の適正化に関する事。

2 環境保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 環境影響評価に係る手続に関する事。
- (2) 岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）の規定による勧告に関する事。
- (3) 特定有害物質に関する事故時の措置に関する事。
- (4) 公害の防止に関する勧告及び要請に関する事。

- (5) 措置命令等公害に関する命令に関すること。
- (6) 公害の状況の公表に関すること。
- (7) 特定有害物質によって汚染されている区域の指定に関すること。

生活衛生・鉱業担当課長専決事項

- (1) 生活衛生関係営業者及び生活衛生同業組合からの報告徴収並びにその事業所及び事務所の立入検査に関すること。
- (2) クリーニング師に係る試験の実施に関すること。
- (3) 建築物の衛生的環境の確保に関する事業に関すること。
- (4) 学校事業所等水道条例（昭和33年岩手県条例第25号）の規定による事業所の指定に関すること。
- (5) 採石業に係る監督に関すること。
- (6) 砂利採取業に係る監督に関すること。

環境調整担当課長専決事項

- (1) 岩手県環境影響評価条例の規定による届出の受理、協議及び助言に関すること。
- (2) 公害防止のための指導に関すること。
- (3) 公害の原因となる物質又はそのおそれのある物質の濃度等の測定に関すること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁及びダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関すること。
- (5) 公共用水域及び地下水の水質の測定に関すること。

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 産業廃棄物処理業者育成センターの指定に関すること。
- (2) 浄化槽の水質検査機関の指定に関すること。

廃棄物対策担当課長専決事項

- (1) 産業廃棄物処理業に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業者育成センターの業務に関すること。
- (3) 県外産業廃棄物の搬入事前協議に関すること。

資源循環担当課長専決事項

- (1) 産業廃棄物処理施設に係る許可等に関すること。
- (2) 再生資源利用認定製品の認定に関すること。
- (3) 浄化槽の保守点検業に関すること。
- (4) 使用済自動車の解体業及び破砕業に関すること。

廃棄物処理モデル施設担当課長専決事項

- (1) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。

4 自然保護課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に関すること。
- (2) 狩猟免許試験の実施に関すること。
- (3) 指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、銃猟禁止区域及び銃猟制限区域の指定並びに猟区の設定に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (4) 鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗等の場所の立入検査に関すること（広域振興局等の主管に属するものを除く。）。
- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する司法警察職員の職務を行う者の指名に関すること。
- (6) 鳥獣保護の指導及び希少野生動植物保護のための監視指導に関すること（広域振興局等の主管に属するものを除く。）。

除く。)

- (7) 狩猟者登録に関する事(広域振興局等の主管に属するものを除く。)
- (8) 鳥獣の捕獲及び指定希少野生動植物の捕獲等に関する事(広域振興局等の主管に属するものを除く。)
- (9) 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定に関する事。
- (10) 生息地等保護区等の指定及び監視指導に関する事。
- (11) 保護管理事業計画に関する事。
- (12) 自然環境保全地域等の指定及び保全計画に関する事。
- (13) 自然公園計画及び公園事業の決定に関する事。
- (14) 県立自然公園の指定に関する事。
- (15) 風景地保護協定の締結に関する事。
- (16) 公園管理団体の指定及び指導等に関する事。
- (17) 県立自然公園の特別地域内において集積できる物、捕獲できる動物等の指定及び特別地域内における湿原その他これに類する地域の指定に関する事。
- (18) 温泉に関する事。

自然公園担当課長専決事項

- (1) 自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び自然公園地域の監視指導に関する事。
- (2) 公園事業の執行に関する事。
- (3) 指定地域内の温泉利用施設の管理者に対する改善の指示に関する事。

5 資源エネルギー課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 国土利用計画県計画の策定に係る市町村長の意向の聴取に関する事。
- (2) 国土利用計画県計画の国土交通大臣への報告及び要旨の公表に関する事。
- (3) 土地利用基本計画に係る事前協議に関する事。
- (4) 土地利用基本計画の要旨の公表に関する事。
- (5) 規制区域指定の公表及び国土交通大臣への報告に関する事。
- (6) 遊休土地に関する事。
- (7) 土地取引の事前指導に関する事。
- (8) 地価調査に関する事。
- (9) 不動産鑑定業者の指導監督に関する事。
- (10) 不動産鑑定士等の団体に対する助言及び勧告に関する事。
- (11) 岩手県営屋内温水プールの管理に関する事。

土地・水資源担当課長専決事項

- (1) 違法な土地取引の防止に関する事。
- (2) 地方公共団体等が行う土地取引に係る助言及び勧告に関する事。
- (3) 不動産鑑定業者の登録に関する事。

6 青少年・男女共同参画課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 青少年対策及び男女共同参画推進施策に関する事。
- (2) 国際性を備えた青年の指導者及び男女共同参画の指導者の育成のための海外派遣に関する事。
- (3) 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制に関する事。
- (4) 少年補導センターの運営指導に関する事。

7 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る処理方針の決定に関すること。

調査追及担当課長専決事項

(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること。

再生・整備担当課長専決事項

(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る再生・整備に関すること。

(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画担当課長専決事項

(1) 社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付けに関すること。

(2) 岩手県立社会福祉研修所の管理に関すること。

管理担当課長専決事項

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく診療報酬に係る支出負担行為に関すること。

(2) 精神障害者及び結核患者の診療報酬に係る支出負担行為に関すること。

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立視聴覚障害者情報センター、いわて子どもの森、岩手県立福祉の里センター、ふれあいランド岩手及び岩手県立社会福祉研修所の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

2 医療国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 医療相談に関すること。

(2) 病院の使用制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令に関すること。

(3) 公的医療機関の開設者又は管理者に対する施設の利用等の命令に関すること。

(4) 公的医療機関の開設者に対する運営の指示に関すること。

(5) 病院の管理者の変更命令に関すること。

(6) 医療法人、診療エックス線技師、歯科技工士及び准看護師に対する業務停止命令に関すること。

(7) いわてリハビリテーションセンターに係る退院命令、退所命令等に関すること。

(8) 歯科技工士及び准看護師に係る試験の実施に関すること。

(9) 医業類似行為業者の業務の停止又は禁止に関すること。

(10) 准看護師養成所の指定に関すること。

(11) 県立の看護師養成所の授業料の減免に関すること。

(12) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。

(13) 国民健康保険及び老人医療に関する保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者の指導監督に関すること。

(14) いわてリハビリテーションセンターの管理に関すること。

医療担当課長専決事項

(1) 医療法人からの報告徴収に関すること。

(2) 照射録の提出命令及び検査に関すること。

(3) 病院等の開設者に対する検査に関すること。

(4) 理学療法士及び作業療法士修学資金の貸付けに関すること。

- (5) 看護及び助産業務の指導に関する事。
- (6) 准看護師養成所への指示に関する事。
- (7) 看護職員修学資金の貸付けに関する事。

国保担当課長専決事項

- (1) 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者児等の医療費の助成に関する事。
 - (2) 国民健康保険に関する市町村の条例の制定及び改廃の協議に関する事。
 - (3) 国民健康保険の保険者に対する国の負担金、補助金、調整交付金及び貸付金並びに国民健康保険団体連合会に対する国の補助金及び貸付金に関する事。
 - (4) 老人医療に関する事（保険医療機関等及び保険医等の指導監督を除く。）。
- 3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

- (1) 新感染症に関する事。

総括課長専決事項

- (1) 診療報酬支払事務の委託に関する事。
- (2) 管理栄養士必置施設の指定に関する事。
- (3) 官庁等が行う予防措置についての協議に関する事。
- (4) 感染症の予防計画に関する事。
- (5) 感染症指定医療機関の指定に関する事。
- (6) 国立ハンセン病療養所入所者等の親族に対する援護の決定に関する事。
- (7) 食品衛生監視指導計画に関する事。
- (8) 調理師、製菓衛生師、菓種商及び毒劇物取扱者に係る試験の実施に関する事。
- (9) 犬を捕獲する期間及び区域の指定に関する事。
- (10) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定による交通遮断又は制限に関する事。
- (11) 犬の集合施設の禁止に関する事。
- (12) 犬の抑留所の設置に関する事。
- (13) と畜場以外の場所で獣畜をと殺することができる場合の地域の指定に関する事。
- (14) 畜舎、家禽舎等の許可対象地域の指定に関する事。
- (15) 配置販売業者及び配置員に対する業務停止命令に関する事。
- (16) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の規定による措置命令、改善命令、変更命令、業務停止命令等に関する事。
- (17) 麻薬中毒者の入院措置及び退院に関する事。
- (18) 麻薬中毒者医療施設に対する診療報酬の支払差止に関する事。
- (19) 献血推進計画に関する事。

健康予防担当課長専決事項

- (1) 栄養士養成施設の指導に関する事。
- (2) 国民健康・栄養調査に関する事。
- (3) 歯科保健事業の指導に関する事。
- (4) 結核指定医療機関及び原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関する事。
- (5) 養育医療、育成医療、療育医療及び結核患者に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関する事。
- (6) 結核指定医療機関からの報告の徴収及び検査に関する事。

- (7) 結核指定医療機関の指導に関する事。
- (8) 感染症の感染防止に係る指示等に関する事。
- (9) 国立ハンセン病療養所入所者等の親族に対する援護費の給付に関する事。
- (10) 国立ハンセン病療養所入所者等の親族の被援護者に対する生活状態の調査、指導及び指示並びに立入調査に関する事。
- (11) 原子爆弾被爆者に対する特別手当等の支給に関する事。
- (12) 特定疾患、スモン及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る受給者の認定及び医療費の支払に関する事。
- (13) 調理師養成施設の指導に関する事。

食品薬務担当課長専決事項

- (1) 食品衛生に関する事（食品衛生監視指導計画に関する事を除く。）。
- (2) と畜場及びと畜検査に関する事。
- (3) 食鳥処理の事業及び食鳥検査に関する事。
- (4) 麻薬取扱者、向精神薬取扱者及びけし栽培者に係る報告の徴収及び立入検査に関する事。
- (5) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に係る捜査に関する事。
- (6) 麻薬中毒者たる措置入院者に係る診療内容の審査及び医療費用の額の算定に関する事。
- (7) 献血及び採血業者に関する事（献血推進計画に関する事を除く。）。
- (8) 防疫資材及び生物学的製剤の需給調整に関する事。

4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 民生委員及び社会福祉協議会に関する事。
- (2) 社会福祉事業の指導監督に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (3) 社会福祉法人及び社会福祉事業団体（他課等の主管に属するものを除く。）の監査指導に関する事。
- (4) 生活困窮者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人及び公益法人の監督に関する事。
- (5) 災害救助業務従事の指示に関する事。
- (6) 災害救助物資の収用等に関する事。
- (7) 生活保護実施上の指導監督に関する事。
- (8) 保護施設管理規程の変更命令に関する事
- (9) 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指導監督に関する事。
- (10) 診療報酬支払事務の委託に関する事。
- (11) 戦時死亡宣告の請求に関する事。
- (12) 未帰還者の死亡認定、死亡公報並びに遺骨及び遺留品に関する事。
- (13) 岩手県立松山荘及び岩手県立福祉の里センターの管理に関する事。

生活福祉担当課長専決事項

- (1) 災害救助物資の収用等のための立入検査に関する事。
- (2) 災害救助物資の保管者からの報告徴収及び当該災害救助物資の保管場所への立入検査に関する事。
- (3) 引揚者住宅に関する事。
- (4) 療養を行った者等及び戦傷病者等からの報告徴収等に関する事。
- (5) 戦傷病者戦没者遺族等の障害年金、障害一時金、遺族年金、弔慰金等に関する事。
- (6) 未帰還者留守家族手当等の支給に関する事。
- (7) 戦傷病者に係る診療内容及び診療報酬の審査並びに診療報酬の額の決定に関する事。

- (8) 戦時死亡宣告を受けた者の遺族に対する弔慰料の支給に関する事。
- (9) 戦没者の遺族等に対する特別弔慰金及び各種特別給付金の裁定に関する事。
- (10) 戦傷病者の妻に対する特別給付金の裁定に関する事。
- (11) 引揚者給付金等及び引揚者特別交付金に関する事。
- (12) 戦傷病者に係る療養手当の支給、補装具の支給及び修理並びに葬祭費の支給に関する事。
- (13) 旧軍人軍属の恩給に関する事。
- (14) 旧軍人軍属の軍歴に関する事。
- (15) 戦傷病者の目症判定に関する事。

指導生保担当課長専決事項

- (1) 社会福祉施設職員の退職手当共済制度に関する事。
- (2) 生活保護法に基づく診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関する事。
- (3) 生活保護法に基づく介護内容及び介護報酬の請求の審査並びに介護報酬の額の決定に関する事。
- (4) 保護施設の指導及び立入検査に関する事。
- (5) 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指定に関する事。
- (6) 生活保護実施上の事務監査に関する事。

5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 老人保健事業（医療を除く。）の代行に関する事。
- (2) 市町村が行う老人保健事業の援助及び指導監督に関する事（保健所長への委任事項を除く。）。
- (3) 老人に係る社会福祉事業の指導監督に関する事。
- (4) 老人に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人及び公益法人の監督に関する事（地域福祉課の主管に属するものを除く。）。

高齢福祉担当課長専決事項

- (1) 老人の保健福祉に関する事。
- (2) 高齢化対策に関する事業の推進に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (3) 生活習慣病予防及び介護予防に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

介護福祉担当課長専決事項

- (1) 老人保護措置費に関する事。
- (2) 介護保険に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

6 障害保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 身体障害者の診断を行う医師及び歯科医師の指定に関する事。
- (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく医療機関の指定に関する事(更生医療に係るものに限る.)。
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく指定障害者更生施設等の指定に関する事。
- (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく指定知的障害者更生施設等の指定に関する事。
- (5) 知的障害児施設、知的障害児通園施設及び肢体不自由児施設の改善命令に関する事。
- (6) 精神障害者社会復帰施設の改善命令、事業の停止又は事業の廃止の命令に関する事。
- (7) 身体障害者、心身障害児、知的障害者及び精神障害者に係る社会福祉事業の指導監督に関する事。
- (8) 身体障害者、心身障害児、知的障害者及び精神障害者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人及び公益法人の監督に関する事。
- (9) 精神障害者の入院措置の解除に関する事。

- (10) 精神病院の改善計画の提出命令及び入院停止命令等に関する事。
- (11) 診療報酬支払事務の委託に関する事。
- (12) 知的障害児施設、知的障害児通園施設及び肢体不自由児施設の最低基準検査の実施に関する事。
- (13) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項に規定する指定医療機関の措置委託費に関する事。
- (14) 精神病院の指定に関する事。
- (15) 精神障害者の診療に関する事。
- (16) 精神保健指定医の職務の指定に関する事。
- (17) 精神病院の管理者からの報告徴収等に関する事。
- (18) 精神障害者保健福祉手帳に関する事。
- (19) ふれあいランド岩手及び岩手県立視聴覚障害者情報センターの管理に関する事。

療育精神担当課長専決事項

- (1) 心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）の規定による年金及び弔慰金の支給の決定並びに年金管理者の変更及び指定に関する事。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び障害者自立支援法の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関する事（知的障害児及び精神障害者に係るものに限る。）。

障害福祉担当課長専決事項

- (1) 障害者自立支援法の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関する事（身体障害者に係るものに限る。）。

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 児童福祉施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設及び肢体不自由児施設を除く。）の改善命令に関する事。
- (2) 児童及び母子に係る社会福祉事業（心身障害児に係るものを除く。以下この項において同じ。）の指導監督に関する事。
- (3) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人及び公益法人の監督に関する事。
- (4) いわて子どもの森の管理に関する事。

健全育成担当課長専決事項

- (1) 児童の健全育成に関する事。
- (2) 児童虐待防止に関する事。
- (3) 児童福祉施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設及び肢体不自由児施設を除く。）の最低基準検査に関する事。
- (4) 市町村が行う児童福祉事務の実地調査に関する事。
- (5) 児童入所施設措置委託費（知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び児童福祉法第27条第2項に規定する指定医療機関に係るものを除く。）に関する事。
- (6) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事。
- (7) 児童扶養手当に関する事。

少子化担当課長専決事項

- (1) 児童福祉施設の給食物資の配分に関する事。
- (2) 保育士試験の委託及び保育士の登録に関する事。

- (3) 季節保育所及びへき地保育所に関する事。
- (4) 母子保健及び母体保護に関する事。
- (5) 小児慢性特定疾患に係る医療の給付に関する事。
- (6) 母子保健センターの運営に関する事。
- (7) 診療報酬支払事務の委託に関する事。
- (8) 指定養育医療機関、指定育成医療機関及び指定療育機関の指定に関する事。
- (9) 養育医療、育成医療及び療育医療に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関する事。
- (10) 指定養育医療機関、指定育成医療機関及び指定療育機関からの報告の徴収及び検査に関する事。
- (11) 特別児童扶養手当に関する事。
- (12) 児童手当に関する事。

(商工労働観光部の総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第24条 商工企画室の分掌事務について、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

ものづくり人材育成担当課長専決事項

- (1) ものづくりに係る人材の育成に関する事。

計量担当課長専決事項

- (1) 適正な計量の実施に係る勧告、公表等に関する事。
- (2) 特定計量器の定期検査に関する事。
- (3) 特定計量器の製造事業、修理事業及び販売事業の届出等に関する事。
- (4) 特定計量器の検定及び車両等装置用計量器の装置検査に関する事。
- (5) 基準器検査に関する事。
- (6) 計量証明事業の登録及び検査に関する事。
- (7) 計量士の登録申請に関する事。
- (8) 適正計量管理事業所の指定に関する事。
- (9) 計量法（平成4年法律第51号）の施行に係る報告の徴収、立入検査等に関する事。

特命課長専決事項

- (1) 食産業の振興に関する事（他課等の所管に属するものを除く。）。

2 産業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 産業の振興施策に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 商工関係団体の指導及び監督に関する事。
- (3) 中小企業金融の施策に関する事。
- (4) 中小企業の経営支援の計画及び施策に関する事（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (5) 下請企業の振興施策に関する事。
- (6) 新産業創出の施策に関する事（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (7) 産業技術の施策に関する事。

金融経営担当課長専決事項

- (1) 商業振興の実施に関する事。
- (2) 中小企業金融の実施に関する事。
- (3) 中小企業資金貸付の実施に関する事。
- (4) 中小企業の高度化診断及び事後助言に関する事。

- (5) 貸金業に関する事。
- (6) 中小企業の経営支援の実施に関する事。
- (7) 下請企業の振興指導に関する事。

産業創出担当課長専決事項

- (1) 工業振興の実施に関する事。
- (2) 新産業創出の実施に関する事（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 産業技術の指導及び開発に関する事。
- (4) 発明考案の奨励に関する事。

3 科学技術課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 科学技術の振興施策に関する事。
- (2) 試験研究に係る施策に関する事。

4 観光経済交流課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 観光及び地場産業の振興施策に関する事。
- (2) 海外経済交流の促進施策に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (3) 観光事業団体及び物産事業団体の支援に関する事。
- (4) 旅行業及び通訳案内士に関する事。
- (5) 観光施設の整備及び管理に関する事。
- (6) 観光の宣伝に関する事。
- (7) イベントに関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (8) オートキャンプ場の管理に関する事。
- (9) 岩手産業文化センターの管理に関する事。
- (10) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事。
- (11) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関する事。
- (12) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関する事。
- (13) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関する事。

経済交流担当課長専決事項

- (1) 地場産業の振興施策の実施に関する事。
- (2) 地場産品の販路拡大に関する事。
- (3) 物流に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 海外経済交流施策の実施に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

5 企業立地推進課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 企業誘致の推進施策に関する事。
- (2) 工業の立地条件整備のための調査及び企画に関する事。
- (3) 低開発地域工業開発の促進に関する事。
- (4) 農村地域への工業等の導入促進に関する事。
- (5) 工場の立地に関する事。

6 労政能力開発課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 労働組合並びに使用者及び使用者団体に関すること。
- (2) 労働協約及び労働組合同規約に関すること。
- (3) 労働関係の自主的な調整に対する助力その他労働紛争の予防及び解決の促進に関すること。
- (4) 争議行為の通知の受理及び公表に関すること。
- (5) 労働関係統計の公表に関すること。
- (6) 労働教育施策に関すること。
- (7) 労働福祉施策に関すること。
- (8) 地域雇用施策に関すること。
- (9) 職業能力開発実施計画の策定に関すること。
- (10) 職業能力開発の促進施策に関すること。
- (11) 職業能力開発協会の指導監督に関すること。
- (12) 技能検定に関すること。
- (13) 女性等の就業の援助に関すること。
- (14) 職業訓練指導員試験の実施に関すること。
- (15) 岩手県勤労身体障害者体育館の管理に関すること。

職業能力開発担当課長専決事項

- (1) 職業能力開発の援助に関すること。
 - (2) 公共職業訓練事業の運営及び指導監督に関すること。
 - (3) 認定職業訓練の指導監督に関すること。
- (農林水産部の室長、担当技監、総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)

第25条 農林水産企画室の分掌事務について、室長及び特命参事の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 農林水産業の災害に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

特命参事専決事項

- (1) 岩手県競馬組合の経営改善支援対策に関すること。

2 団体指導課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 農林水産業に係る金融に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 農業共済組合の指導監督に関すること。
- (3) 農林水産業に係る協同組合等（専門農業協同組合、農事組合法人、生産森林組合及び沿海地区漁業協同組合以外の水産業協同組合を除く。）の指導監督に関すること。
- (4) 農林水産業に係る協同組合等（森林組合、水産業協同組合及び農業共済組合を除く。）の検査に関すること。

金融共済担当課長専決事項

- (1) 農林水産制度資金に係る国等の補助金及び資金管理に関すること。
- (2) 農業災害補償制度に係る国等の補助金及び引受事務に関すること。

指導検査担当課長専決事項

- (1) 専門農業協同組合、農事組合法人、生産森林組合及び沿海地区漁業協同組合以外の水産業協同組合の指導監督に関すること。
- (2) 森林組合及び水産業協同組合への補助、貸付け等に関すること。

- (3) 森林組合、水産業協同組合及び農業共済組合の検査に関する事。
- (4) 農業倉庫に関する事。
- (5) 農業者年金に係る受託者の監査指導等に関する事。

3 流通課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 卸売市場の監督に関する事。
- (2) 農林水産物の流通の企画に関する事。
- (3) 農産物の加工の企画に関する事。
- (4) 農産物の価格安定対策の企画に関する事。

企画マーケティング担当課長専決事項

- (1) 農林水産物のマーケティングに関する事。
- (2) 卸売市場の指導に関する事。
- (3) 農林水産物の規格化及び品質表示の適正化に関する事。
- (4) 農産物の加工の奨励に関する事。

流通改善担当課長専決事項

- (1) 農林水産物の流通改善及び消費の宣伝に関する事。
- (2) 農産物の価格安定対策の指導に関する事。
- (3) 米穀の需給見通しに関する事。

4 農業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する事。
- (2) 中山間地域の農業の活性化に関する事。
- (3) 経営構造改善事業に関する事。
- (4) 新山村振興等対策事業に関する事。
- (5) 農業振興地域の整備に関する事。
- (6) 重要な農地等の権利移動及び転用の制限その他農地関係の調整に関する事。
- (7) 農山漁村と都市との交流の促進に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

担い手対策担当課長専決事項

- (1) 農業経営基盤の強化のための地域活動の促進に関する事。
- (2) 農地保有合理化促進対策資金に係る県債の定時償還に関する事。

地域農業振興担当課長専決事項

- (1) 中山間地域の農業の活性化のための地域活動の促進に関する事。
- (2) 経営構造改善事業の指導に関する事。
- (3) 新山村振興等対策事業の指導に関する事。

農地・交流担当課長専決事項

- (1) 農業振興地域整備計画に関する事。
- (2) 農地等の権利移動及び転用の制限その他農地関係の調整に関する事。
- (3) 農業委員会及び農業会議に関する事。
- (4) 自作農の創設及び維持に関する事。
- (5) 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関する事。
- (6) 小作料に関する事。

- (7) 草地利用権の設定に関する事。
- (8) 市民農園の整備の促進に関する事。

5 農業普及技術課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 農業技術の改良普及の企画に関する事。
- (2) 農業関係試験研究の調整に関する事。
- (3) 農業関係試験研究と農業関係改良普及事業との連絡に関する事。
- (4) 岩手県職務育成品種に関する事。
- (5) 農業情報化の推進に関する事。
- (6) 農業気象に関する事。
- (7) 植物の防疫の企画に関する事。
- (8) 肥料及び農薬の取締りに関する事。
- (9) 土壌保全に関する事。
- (10) 農山漁村生活の改善の企画に関する事。
- (11) 農山漁村青少年のクラブ活動の育成の企画に関する事。
- (12) 農業を担うべき者の育成及び確保の企画に関する事。
- (13) 農業経営の改善の企画に関する事。
- (14) 農業就業構造の改善に関する事。
- (15) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置に関する事。

普及担当課長専決事項

- (1) 農業技術の改良普及の調整に関する事。
- (2) 農山漁村生活の改善の推進に関する事。
- (3) 農山漁村青少年のクラブ活動の育成の推進に関する事。
- (4) 農業を担うべき者の育成及び確保に関する事。
- (5) 農業経営の改善の推進に関する事。

6 農村計画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 農業農村整備事業の企画調査に関する事。
- (2) 農業農村整備事業計画に関する事。
- (3) 国土調査の成果の認証に関する事。
- (4) 土地改良区の設立に関する事。
- (5) 国営土地改良事業に関する事。

企画調査担当課長専決事項

- (1) 工事の検査に関する事。
- (2) 農業水利調整に関する事。

団体指導・国営担当課長専決事項

- (1) 農業農村整備事業の融資及び償還に関する事。
- (2) 農業農村整備事業に係る国庫支出金に関する事。
- (3) 土地改良区その他土地改良事業団体の指導監督に関する事。
- (4) 国土調査に関する事。

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 農業農村整備事業の実施に関する事。
- (2) 農地及び農業用施設に係る災害防除に関する事。
- (3) 防衛施設周辺的生活環境の障害防止対策事業に関する事。
- (4) 農地及び農業用施設災害復旧事業に関する事。
- (5) 土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- (6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関する事。
- (7) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関する事。
- (8) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の処分に関する事。
- (9) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関する事。

農村整備・管理担当課長専決事項

- (1) プレジャーボート等の水域の適正利用対策に関する事(農業用施設に係るものに限る。)

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 米の生産目標数量の配分に関する事。
- (2) 農作物の奨励品種の選定に関する事。
- (3) 農作物の種苗に関する事。
- (4) 採種苗関係団体の指導監督に関する事。

水田農業担当課長専決事項

- (1) 水田農業の構造改革に関する事。
- (2) 水稻の生産振興に関する事。
- (3) 水稻の品種改良に関する事。
- (4) 農業の機械化に関する事。

園芸特産担当課長専決事項

- (1) 園芸特産作物の生産振興に関する事。
- (2) 園芸特産作物の品種改良に関する事。
- (3) 養蚕に関する事。

9 畜産課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 畜産関係団体の指導監督に関する事。
- (2) 北上山系地域及び奥羽山系地域における広域農業開発事業に関する事。
- (3) 家畜及び畜産物の価格安定対策に関する事。
- (4) 畜産経営の奨励の企画に関する事。
- (5) 家畜及び家禽(養蜂を含む。)の改良増殖に関する事。
- (6) 家畜伝染病の予防に関する事。
- (7) 動物用医薬品等の取締りに関する事。
- (8) 獣医師に関する事。
- (9) 草地の造成及び改良に関する事。
- (10) 飼料対策及び飼料検査の企画に関する事。

- (11) 畜産経営環境保全に関すること。
- (12) 岩手県競馬組合に関すること（農林水産企画室の主管に属するものを除く。）。

畜政担当課長専決事項

- (1) 広域農業開発参加経営者の指導に関すること。
- (2) 独立行政法人緑資源機構との連絡調整に関すること。
- (3) 畜産経営の指導に関すること。
- (4) 飼料及び草地の維持管理に関すること。

振興・衛生担当課長専決事項

- (1) 家畜及び畜産物の価格安定対策の指導に関すること。
- (2) 家畜の経済能力検定に関すること。
- (3) 種雄畜及び雌牛の貸付けに関すること。
- (4) 種雄畜の種付料、検査及び借受けに関すること。
- (5) 種雄畜及び家禽^{きん}の導入のあっせんに関すること。
- (6) 養蜂^{ほう}及び養鶏の指導に関すること。
- (7) 家畜伝染病患畜のと殺処分に関すること。
- (8) 家畜伝染病疑似患畜の病性鑑定による処分に関すること。
- (9) 獣医師の診療簿及び検案簿の検査に関すること。

特命課長専決事項

- (1) 社団法人岩手県肉牛公社の解散等の事務の総括に関すること。

10 林業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 林業振興の施策の企画に関すること。
- (2) いわたの森林づくり県民税による森林環境保全施策の推進に関すること。
- (3) 木材の生産、加工及び利用の推進に関すること。
- (4) 特用林産振興対策の推進に関すること。
- (5) 強い林業・木材産業づくり交付金事業の推進に関すること。

振興担当課長専決事項

- (1) 特用林産振興対策の実施に関すること。
- (2) いわたの森林づくり県民税による森林環境保全施策の実施に関すること。

林業担当課長専決事項

- (1) 木材の生産、加工及び利用の実施に関すること。
- (2) 強い林業・木材産業づくり交付金事業の実施に関すること。

11 森林整備課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 森林整備の施策の企画に関すること。
- (2) 全国森林計画及び森林計画区に対する意見に関すること。
- (3) 地域管理経営計画に対する意見に関すること。
- (4) 地域森林計画に関すること。
- (5) 森林施業計画の認定に関すること。
- (6) 林業技術の普及指導の推進に関すること。
- (7) 林業労働力対策の推進に関すること。

- (8) 入会林野等の整備の推進に関する事。
- (9) 森林整備の推進に関する事。
- (10) 間伐の推進に関する事。
- (11) 松くい虫対策の推進に関する事。
- (12) 森林病虫害等の防除に関する事。

計画担当課長専決事項

- (1) 森林施業計画作成の助言に関する事。
- (2) 市町村森林整備計画の協議に関する事。
- (3) 林業技術の普及指導の実施に関する事。
- (4) 林業労働力対策の実施に関する事。
- (5) 入会林野等の整備の調整に関する事。

整備担当課長専決事項

- (1) 森林整備事業の実施に関する事。
- (2) 林業用種苗の需給調整及び確保に関する事。
- (3) 間伐事業の実施に関する事。
- (4) 松くい虫対策の実施に関する事。
- (5) 森林病虫害等発生予察調査に関する事。
- (6) 森林火災予防に関する事。
- (7) 森林国営保険に関する事。
- (8) 工事の検査に関する事。
- (9) 岩手県立緑化センターの管理に関する事（林業技術センターの主管に属するものを除く。）。

12 森林保全課の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 森林保全の施策の企画に関する事。
- (2) 保安林に関する事。
- (3) 保安施設の維持管理に関する事。
- (4) 森林における開発行為の許可に関する事。
- (5) 治山事業及び林野地すべり防止事業の推進に関する事。
- (6) 県有林の造成、管理及び処分に関する事。

特命参事専決事項

- (1) 県有林事業及び林業公社の経営改善に関する事。

保全・治山担当課長専決事項

- (1) 保安林予定森林及び解除予定保安林に関する事。
- (2) 治山事業及び林野地すべり防止事業の実施に関する事。
- (3) 治山施設の災害復旧事業に関する事。
- (4) 工事の検査に関する事（県有林担当の主管に属するものを除く。）。

県有林担当課長専決事項

- (1) 県有林の事業予定に関する事。
- (2) 県行造林に係る地上権の登記に関する事。
- (3) 県有林の火災予防及び盗伐、誤伐、侵墾その他の加害行為の予防に関する事。
- (4) 県有林に係る事業の統計に関する事。

(5) 工事の検査に関すること（保全・治山担当の主管に属するものを除く。）。

(6) 森林公園に関すること（自然保護課の主管に属するものを除く。）。

13 水産振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 水産振興の施策の企画に関すること。
- (2) 沿岸の漁船漁業の振興に関すること。
- (3) 沿岸漁業の構造改善に関すること。
- (4) 水産技術の改良普及の推進に関すること。
- (5) 水産資源の保護及びつくり育てる漁業の推進に関すること。
- (6) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の諮問に関すること。
- (7) 海洋生物の保存及び管理に係る計画に関すること。
- (8) 資源回復計画に関すること。
- (9) 岩手県立水産科学館の管理に関すること。

振興担当課長専決事項

- (1) 漁場環境の保全に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 漁業系廃棄物に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (3) 内水面漁業の振興に関すること。
- (4) 卸売市場に関すること（流通課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 水産加工の振興に関すること。
- (6) 輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録に関すること。
- (7) 工事の検査に関すること。

漁業調整担当課長専決事項

- (1) 漁業共済の加入に関すること。
- (2) 漁業担い手の確保及び育成に関すること。
- (3) 漁船に関すること。
- (4) 漁業権の認可等に関すること。
- (5) 海面漁業の許可に関すること。
- (6) 内水面における水産動物の採捕の許可に関すること。
- (7) 試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関すること。
- (8) 遊漁及び海面利用に関すること。
- (9) 漁獲可能量の管理に関すること。
- (10) 水産技術の改良普及の調整に関すること。
- (11) 資源回復の措置に関すること。
- (12) 漁業の取締りその他漁業調整に関すること。
- (13) プレジャーボート等の水域の適正利用対策に関すること（水産業との調整に係るものに限る。）。

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 漁港漁村振興の施策の企画に関すること。
- (2) 水産基盤（漁港区域に係る海岸保全を除く。以下この項において同じ。）の整備に関すること。
- (3) 水産基盤の維持管理に関すること（漁港管理者の指定及び取消しを除く。）。
- (4) 漁港区域内の水域又は公共空地における土砂の採取の許可に関すること。

- (5) プレジャーボート等の水域の適正利用対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (6) 種市漁港休養施設の管理に関すること。

整備担当課長専決事項

- (1) 水産基盤の整備の計画及び実施に関すること。
- (2) 漁港施設災害復旧事業及び漁港災害関連事業に係る計画及び実施に関すること。
- (3) 工事の検査に関すること。

（県土整備部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項）

第26条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 県土整備部所管の特別会計に係る県債の償還に関すること。
- (2) 岩手県営内丸駐車場の管理に関すること。
- (3) 土地収用の事業認定その他の手続及び処分に関すること。
- (4) 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること（国土交通大臣の同意を要するものに限る。）。
- (5) 土木事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。
- (6) 土地開発基金に係る土地の取得計画に関すること。
- (7) 土地開発基金に係る土地（土木事業の用に供するものに限る。）の取得及び管理に関すること。
- (8) 土地開発基金に属する土地の処分及び資金の貸付けに関すること。
- (9) 高速自動車国道用地に係る受託業務の総括に関すること。

企画担当課長専決事項

- (1) 県土整備部所管の特別会計に係る県債の定時償還に関すること。

管理担当課長専決事項

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定による土地立入りの許可及び立入公告に関すること。
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定による都市計画区域内の土地に係る譲渡の届出及び買取り希望の申出の受理並びに買取りの協議に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること（県土整備企画室長並びに広域振興局土木部長、総合支局土木部長及び総合支局土木部土木センター所長並びに地方振興局土木部長及び土木事務所長の専決事項とされているものを除く。）。
- (4) 土木事業の執行に伴う1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の土地等（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得及び補償に関すること。
- (5) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地以外の土地開発基金に係る土地（土木事業の用に供するものに限る。）の取得及び管理に関すること。

2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 建設業の振興施策に関すること。
- (2) 建設業者の指導監督に関すること。
- (3) 建設業者団体に対する指導、助言及び勧告に関すること（技術的な指導及び助言を除く。）。
- (4) 浄化槽工事業者の指導監督に関すること。
- (5) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の資格を除く。）に関すること。
- (6) 県営建設工事請負契約者の工事施工成績に関すること。
- (7) 公共工事及び営繕工事における調査、計画、設計及び監理に関する委託契約の制度に関すること（他課等の主

管に属するものを除き、広域振興局等の実施分を含む。）。

- (8) 特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の推進に関すること。
- (9) 解体工事業者の指導監督に関すること。
- (10) 公共工事及び営繕工事に関する技術の向上に関すること。
- (11) 公共事業の評価に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (12) 公共工事及び営繕工事の環境対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (13) 公共事業及び営繕工事の費用の縮減及び適正化に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

建設業振興担当課長専決事項

- (1) 浄化槽工事業者の登録及び浄化槽工事業者に対する指示並びに特例浄化槽工事業者の届出に関すること（県内に本店を有する者に係るものを除く。）。
- (2) 建設機械の打刻及び打刻の検認に関すること。
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定による土地等の使用及び立入り公告等に関すること。
- (4) 営業用資産を承継した者等の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格の認定に関すること。
- (5) 営業用資産を承継した者等の建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格の認定に関すること。
- (6) 公共工事及び営繕工事の検査に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

技術企画指導担当課長専決事項

- (1) 解体工事業者の登録に関すること。
- (2) 建設業者団体に対する技術的な指導及び助言に関すること。
- (3) 公共工事及び営繕工事の監督及び安全対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 公共工事及び営繕工事の技術指導及び研修に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (5) 公共工事及び営繕工事の設計積算基準等に関すること。
- (6) 公共工事及び営繕工事の技術の管理に関すること。

3 道路建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 道路、農道及び林道に係る整備計画に関すること。
- (2) 高規格幹線道路の整備促進に関すること。

計画調査担当課長専決事項

- (1) 道路に係る調査に関すること。

整備担当課長専決事項

- (1) 道路整備事業の推進に関すること。

農林道担当課長専決事項

- (1) 農道及び林道に係る整備事業の推進に関すること。
- (2) 大規模林業圏開発計画の協議に関すること。

4 道路環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 路線の認定、変更又は廃止に係る認可申請に関すること。
- (2) 境界地の道路の管理に係る協議及び協議の内容の公示に関すること。
- (3) 兼用工作物の管理に係る協議及び協議の内容の公示に関すること。
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）の規定による他の工作物の管理者に対する工事施行命令等に関すること。
- (5) 道路と鉄道との交差に係る協議に関すること。

- (6) 自動車専用道路及び自転車専用道路等の指定に関する事。
- (7) 道路管理者の監督処分に関する事。
- (8) 車両の幅の制限に係る道路の指定に関する事。
- (9) 電線共同溝を整備すべき道路の指定に関する事。
- (10) その他道路の管理に係る重要な事項に関する事。
- (11) 道路の維持及び修繕に関する事。
- (12) 雪寒対策道路事業に関する事。
- (13) 道路歩行環境整備事業に関する事。
- (14) 道路整備に係る環境影響評価に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (15) 市町村道の代行事業に関する事。
- (16) 交通安全施設等整備事業に関する事。
- (17) 自転車道の整備に関する事。
- (18) 建設機械の整備事業に関する事。

管理路政担当課長専決事項

- (1) 道路の占用の許可及び協議に関する事。
- (2) 道路管理者以外の者の行う工事の承認に関する事。
- (3) 道路の占用の禁止又は制限及びこれらの解除に関する事。
- (4) 道路に関する工事又は道路の維持に係る原因者負担金に関する事。
- (5) 道路予定地における工作物の新築等の許可に関する事。

維持担当課長専決事項

- (1) 道路管理者が自ら行う道路の占有に関する工事に関する事。
- (2) 道路の連結又は交差に係る道路管理者間の協議に関する事。
- (3) 附帯工事に要する費用負担に関する事。
- (4) 道路法の規定による他の工作物の管理者が行う道路に関する工事に係る費用負担に関する事。
- (5) 道路の占有に関する工事に係る費用負担に関する事。

5 河川課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 水防管理団体の指定に関する事。
- (2) 流水の占用の許可に関する事。
- (3) 河川区域内の土地の占用の許可に関する事。
- (4) 河川区域内の土地における土砂等の採取の許可に関する事。
- (5) 河川区域内の土地における工作物の新築等の許可に関する事。
- (6) 河川区域内における土地の掘削等の許可に関する事。
- (7) 許可工作物の建設工事の完成検査に関する事。
- (8) 許可工作物の除却等の命令に関する事。
- (9) 河川保全区域における土地の掘削等及び工作物の新築等の許可に関する事。
- (10) 河川予定地における土地の掘削等及び工作物の新築等の許可に関する事。
- (11) 海岸保全区域及び一般公共海岸区域における土石等の採取、他の施設等の新設及び改築並びに土地の掘削等の許可に関する事。
- (12) 砂利採取計画（河川において砂利の採取を行うものに限る。）の認可に関する事。
- (13) 河川及び海岸（他課等の主管に属するものを除く。）の改良及び維持管理に関する事。

- (14) 県の水防計画に関すること。
- (15) 水防管理団体に対する水防上の勧告又は助言に関すること。
- (16) 河川管理施設としてのダムの調査、建設及び管理に関すること。
- (17) 洪水調整のためのダムを設置する者に対し、当該ダムの操作に係る指示をすること。

河川海岸担当課長専決事項

- (1) 指定水防管理団体の水防計画の承認に関すること。
- (2) プレジャーボート等の水域の適正利用対策に関すること（河川区域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係るものに限る。）。

河川開発担当課長専決事項

- (1) 河川管理者以外の者が設置するダムの地盤検査及び定期検査に関すること。

6 砂防災課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の維持管理に関すること。
- (2) 公共土木施設の災害復旧事業に関すること。

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 都市計画、都市計画制限及び都市計画事業に関すること。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による都市計画区域外にある5ヘクタール以上の優良な宅地の認定に関すること。
- (3) ひとにやさしいまちづくり条例（平成7年岩手県条例第41号）の規定による道路及び公園等に係る勧告及び公表に関すること。
- (4) ひとにやさしいまちづくり条例の規定による道路及び公園等に係る指導又は助言及び適合証の交付並びに国等からの報告の徴収に関すること。
- (5) 新住宅市街地開発事業に関すること。
- (6) 景観形成に関すること。
- (7) 市街地再開発事業に関すること。
- (8) 被災宅地危険度判定に関すること。
- (9) 土地区画整理事業に関すること。

管理開発担当課長専決事項

- (1) 市街化調整区域に既存の権利を有していたことの届出をした者に係る開発行為の許可及び建築行為の許可に関すること。
- (2) 次に掲げる行為等で、あらかじめ開発審査会の議を経たものの許可に関すること。
 - ア 市街化調整区域における開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第10号イの規定によるものを除く。）
 - イ 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- (3) 開発行為に関する工事の完了検査に関すること。
- (4) 開発許可を受けた開発区域内の土地における開発行為に関する工事の完了公告前の建築制限に関すること。
- (5) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域並びに都市計画区域及び準都市計画区域外の区域において、主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可に関するこ

と。

- (6) 前号に規定する以外の建築又は建設の用に供する目的で行う5ヘクタール未満の開発行為の許可に関する事。
- (7) 租税特別措置法の規定による優良な宅地（都市計画区域外にある5ヘクタール以上のものを除く。）の認定に関する事。
- (8) 土地区画整理事業に関する農業会議及び土地改良区からの意見の聴取に関する事。
- (9) 土地区画整理の補助事業（まちづくり交付金の導入地区及び盛岡南新都市地区土地区画整理事業に係るものを除く。）に関する事。
- (10) 県立都市公園の管理に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

計画整備担当課長専決事項

- (1) 市町村が定める都市計画に関する事。
- (2) 市町村の都市計画事業に関する事。
- (3) 都市公園事業に関する事。
- (4) 駐車場（岩手県営内丸駐車場を除く。）に関する事。

まちづくり担当課長専決事項

- (1) 岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）の規定による届出の受理及び指導に関する事。
- (2) 美しい県土づくり推進事業に関する事。
- (3) 市街地再開発事業等の補助事業に関する事。
- (4) まちづくりの推進に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (5) 被災宅地危険度判定士の派遣に関する事。
- (6) 土地区画整理の補助事業（まちづくり交付金の導入地区及び盛岡南新都市地区土地区画整理事業に係るものに限る。）に関する事。
- (7) 屋外広告物に関する事。

8 下水環境課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 汚水処理に係る事業計画に関する事。
- (2) 汚水処理に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) 流域下水道の設置及び改築に関する事。
- (4) 公共下水道に係る都市計画事業の認可（広域振興局長への委任事項を除く。）及び過疎代行事業に関する事。
- (5) 下水道法（昭和33年法律第79号）の規定による公共下水道の事業の認可に関する事（広域振興局長への委任事項を除く。）。

計画担当課長専決事項

- (1) 市町村の汚水処理に係る計画及び調整に関する事。
- (2) 市町村が定める下水道に係る都市計画決定に関する事（広域振興局長への委任事項を除く。）。
- (3) 流域下水道の維持管理に関する事。
- (4) 汚水処理施設の維持管理に係る助言に関する事。
- (5) 浄化槽の整備に関する事。

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 建築士及び建築士事務所の指導監督に関する事。
- (2) 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施並びに指定試験機関の指定に関する事。

- (3) 宅地建物取引業者の指導監督に関すること。
- (4) 宅地建物取引主任者資格試験の実施及び指定試験機関への委任に関すること。
- (5) 宅地建物取引主任者講習の指定に関すること。
- (6) 住宅に関する施策の企画に関すること。
- (7) 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給事業の指導監督に関すること。
- (8) 住宅地区改良事業の指導監督に関すること。
- (9) 住宅金融公庫及び独立行政法人都市再生機構の委託業務に関すること。
- (10) 地方住宅供給公社の指導監督に関すること。
- (11) 地域優良分譲住宅供給計画に関すること。
- (12) 地域優良木造住宅供給計画に関すること。
- (13) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理に関すること。
- (14) 市町村公営住宅等の指導監督に関すること。
- (15) 特定優良賃貸住宅に関すること。
- (16) 優良田園住宅の建設に関すること。
- (17) 高齢者の居住の安定確保に関すること。
- (18) 違反建築物の取締りに関すること。
- (19) ひとにやさしいまちづくり条例の規定による特定公共的施設（道路及び公園等を除く。以下この項において同じ。）に係る勧告及び公表に関すること。
- (20) 宅地造成等の規制に関すること。
- (21) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定に基づく公表に関すること。

住宅担当課長専決事項

- (1) 住宅地区改良事業に係る工事設計図書の審査及び実地検査に関すること。
- (2) 住宅金融公庫の委託業務に係る工事等の審査及び認定に関すること。
- (3) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅並びに応急仮設住宅の工事の検査に関すること。
- (4) 市町村公営住宅等に係る工事設計図書の審査に関すること。
- (5) 租税特別措置法の規定による優良な住宅の認定に関すること。
- (6) 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に係る工事設計図書の審査に関すること。

建築指導担当課長専決事項

- (1) 二級建築士及び木造建築士の免許に関すること。
- (2) 建築士事務所の登録に関すること。
- (3) 宅地建物取引業者の免許に関すること。
- (4) 宅地建物取引主任者資格の登録に関すること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による許可に関すること（建築審査会の同意を得たもの又は都市計画審議会の議を経たものに限る。）。
- (6) ひとにやさしいまちづくり条例の規定による特定公共的施設に係る国等からの報告の徴収に関すること。
- (7) 防災等のための住宅移転の促進に関すること。

営繕担当課長専決事項

- (1) 営繕工事の設計、積算及び監理に関すること。

特命課長専決事項

- (1) 地方住宅供給公社の解散等の事務の総括に関すること。

10 港湾空港課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 港湾及び空港の建設、改良及び維持管理に関すること。
- (2) 港湾及び空港の振興施策に関すること。
- (3) 航空に係る関係機関との連絡調整に関すること。

空港担当課長専決事項

- (1) 岩手県空港利用促進協議会に関すること。

港湾担当課長専決事項

- (1) 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取の許可に関すること。
 - (2) 海岸保全区域（港湾区域と重複する部分に限る。）における土石等の採取、他の施設等の新設及び改築並びに土地の掘削等の許可に関すること。
 - (3) プレジャーボート等の水域の適正利用対策に関すること（港湾区域に係るものに限る。）。
- （総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項）

第27条 総務室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 宗教法人の規則、合併及び任意解散の認証に関すること。
- (2) 設計額2億5,000万円以上の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）に関すること。

管理担当課長専決事項

- (1) 岩手県公会堂の管理に関すること。

法務私学担当課長専決事項

- (1) 宗教法人の規則及び合併の認証の取消しによる解散の登記の嘱託に関すること。
- (2) 県報掲載事項に関すること。
- (3) 県報及び県法規集の編集発行に関すること。
- (4) 官報報告及び総務省報告に関すること。
- (5) 行政文書事務の指導に関すること。
- (6) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。
- (7) 保存文書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (8) 年限の定めのある保存文書の廃棄に関すること。
- (9) 毛筆浄書に関すること。

入札担当課長専決事項

- (1) 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）及び指名に関すること。

2 人事課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 主査又はこれに相当する職員の任免、分限（病気休職を除く。）及び懲戒に関すること。
- (2) 職員の能力開発の企画に関すること。

人財給与担当課長専決事項

- (1) 主事若しくは技師又はこれらに相当する職員の任免、分限（病気休職を除く。）及び懲戒に関すること。
- (2) 技能職員等の任免、分限（病気休職を除く。）及び懲戒に関すること。
- (3) 職員の病気休職に関すること。
- (4) 職務専念義務免除に関すること（岩手県職員労働組合、岩手県庁生活協同組合若しくは杜陵信用組合の事務に

従事すること又は複数の部局の職員を対象とする講演会、厚生福利事業等に参加することについて職務専念義務免除の承認を受けようとする場合に限る。)。

- (5) 職員の育児休業の承認に関する事。
- (6) 紺綬褒章に関する事。
- (7) 職員の能力開発研修及び派遣研修の実施に関する事。
- (8) 職員の昇給及び昇格に関する事。
- (9) 職員の給料の調整額の決定に関する事。

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金及び地域振興基金に関する事。
- (2) 県の地方交付税に関する事。
- (3) 起債に関する事。
- (4) 県債の償還に関する事。
- (5) 自治宝くじに関する事。

予算担当課長専決事項

- (1) 予算の配当に関する事。

4 税務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 収納計器の取扱人の指定に関する事。
- (2) 災害等による申告その他書類の提出又は納付等に関する期限の延長に関する事。
- (3) 大規模の償却資産の指定並びに当該資産の価格及び固定資産税の課税標準額の決定に関する事。
- (4) 軽油引取税の特約業者及び仮特約業者の指定又は指定の取消しに関する事。

管理担当課長専決事項

- (1) 税理士の資格に関する事。

指導担当課長専決事項

- (1) 県税の課税地が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合における課税地の指定に関する事。

5 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 陳情等をしようとする者の人数、面会時間又は面会場所の指定に関する事。
- (2) 退去命令又は撤去命令等に関する事。
- (3) 公舎の区分及び公舎格付台帳への記載に関する事。
- (4) 無料公舎に入居する職員の職及び入居する者に係る公舎の指定に関する事。
- (5) 公舎の入居者に対する退去命令に関する事。
- (6) 公有財産の再評価に関する事。
- (7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関する事。
- (8) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関する事。
- (9) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の処分に関する事。
- (10) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関する事。

管理担当課長専決事項

- (1) 建物の評価（再評価を除く。）に関する事。
- (2) 物品の移動販売等の承認、文書等の掲示の承認その他庁内の取締りに関する事。
- (3) 公舎の総面積のうち直接公用に供する面積の認定に関する事。
- (4) 公舎への管理人の設置に関する事。
- (5) 公舎料を低減し、又は無償とする事の決定に関する事。
- (6) 公舎の入居者に対する禁止行為の解除に係る事前の承認に関する事。
- (7) 公舎の明渡猶予の承認に関する事。
- (8) 加賀野職員駐車場利用料金を無償とする事の決定に関する事。
- (9) 庁用自動車の管理に関する事。
- (10) 財産の実地調査等に関する事。
- (11) 営業用資産を承継した者等の庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者資格の認定に関する事。

設備担当課長専決事項

- (1) 県庁舎、地区合同庁舎等及び公舎の維持保全に関する事。
- (2) 工事の検査に関する事。

6 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事。
- (2) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関する事。
- (3) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関する事。
- (4) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関する事。

防災危機管理監専決事項

- (1) 日米地位協定に基づく連絡に関する事。

防災消防担当課長専決事項

- (1) 防災思想の普及及び自主防災組織の育成に関する事。
- (2) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関する事。
- (3) 自衛官の募集期間、試験期日及び試験場の告示に関する事。
- (4) 自衛隊との災害対応に関する事。
- (5) 市町村地域防災計画の助言等に関する事。
- (6) 気象情報の収集及び伝達に関する事。
- (7) 総合防災訓練に関する事（石油コンビナート等に係るものに限る。）。
- (8) 防災通信に関する事。
- (9) 工事の検査に関する事。
- (10) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事。
- (11) 消防表彰式に関する事。
- (12) 火災予防に関する事。
- (13) 消防防災統計に関する事。
- (14) 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事。
- (15) 救急及び救助業務の指導に関する事。
- (16) 危険物取扱者及び消防設備士に関する事。

- (17) 火薬類の取締りに関すること。
- (18) 猟銃等の製造業者及び販売業者の指導に関する事。
- (19) 高圧ガスの保安の確保に関する事。
- (20) 液化石油ガスの保安に関する事。
- (21) ガス用品の販売の事業に関する事。
- (22) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関する事。
- (23) 電気用品の安全に関する事。
- (24) 防災ヘリコプターに関する事。
- (25) 総合防災センターの管理に関する事。

防災航空担当課長専決事項

- (1) 防災ヘリコプターの運航に関する事（定例的なものに限る。）。

7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

- (1) 非常勤の職員等に係る公務災害及び通勤災害の認定に関する事。

職員福祉担当課長専決事項

- (1) 非常勤の職員等に係る軽易な公務災害及び通勤災害の認定に関する事。
- (2) 公務災害補償費の額の決定に関する事。
- (3) 職員の厚生福利並びに安全管理及び衛生管理に関する事。
- (4) 恩給、退職年金、退職一時金及び退職手当の裁定に関する事。
- (5) 地方職員共済組合岩手県支部及び職員互助会に対する補助金に関する事。
- (6) 本庁（労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む。以下この項において同じ。）及び盛岡地方振興局の職員の扶養親族の認定に関する事。
- (7) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関する事。
- (8) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関する事。
- (9) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関する事。
- (10) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関する事。
- (11) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当受給資格等の認定に関する事。
- (12) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当の支給に関する事。

給与旅費担当課長専決事項

- (1) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関する事。
- (2) 源泉徴収に係る所得税並びに特別徴収に係る都道府県民税、市町村民税等の徴収及び納入に関する事。
- (3) 盛岡地方振興局所管区域内の市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関する事。
- (4) 本庁及び盛岡地方振興局の非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関する事。
- (5) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員の任免に関する事。
- (6) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員に係る賃金の支給並びに共済費の支出に関する事。
- (7) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関する事。

（総合雇用対策局の局長及び総合雇用対策監の専決事項）

第28条 総合雇用対策局の分掌事務について、局長及び総合雇用対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

- (1) 緊急雇用対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 新規雇用創出等の総合的な企画及び調整に関すること。

総合雇用対策監決事項

- (1) 緊急雇用対策の推進に関すること。
- (2) 新規雇用創出等の推進に関すること。
- (3) 産業構造転換等に係る雇用分析に関すること。
- (4) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。
- (5) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。
- (6) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。
- (7) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

（出納局の局長、総括課長及び担当課長の専決事項）

第29条 総務課の分掌事務について、局長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

- (1) 用品調達基金における予定又は見積りの価格3,500万円以上の用品の購入に関すること。

総括課長専決事項

- (1) 岩手県収入証紙に係る収納額の振替に関すること。
- (2) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。
- (3) 営業用資産を承継した者等の物品購入等に係る競争入札参加者の資格の認定に関すること。
- (4) 用品調達基金における用品の購入（予定又は見積りの価格3,500万円未満の用品の購入に限る。）及び払出しに関すること。
- (5) 用品調達基金条例施行規則第4条第2号に規定する物品の購入に係る業者の選定及び入札に関すること。
- (6) 物品の処分（貸与被服、動物及び生産物の処分を除く。）に関すること。
- (7) 複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約に関すること。
- (8) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。
- (9) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。
- (10) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。
- (11) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

管理担当課長専決事項

- (1) 会計検査の結果、処理を要する事項に関すること。

2 出納課の分掌事務について、局長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

- (1) 資金運用計画に関すること。
- (2) 一時借入金の借入れに関すること。
- (3) 決算及び証書類を監査委員の審査に付すること。
- (4) 指定代理金融機関の指定又はその取消しに係る指定金融機関からの意見の聴取に関すること。
- (5) 収納代理金融機関の指定又はその取消しに関すること。

総括課長専決事項

- (1) 会計事務の情報管理に関すること。
- (2) 岩手県収入証紙の売りさばき人の指定又はその取消しに関すること。
- (3) 岩手県収入証紙の売渡高及び収納額の報告に関すること。

審査担当課長専決事項

- (1) 岩手県収入証紙の交付に関すること。

第3節 出先機関における専決

第1款 広域振興局等

(広域振興局等の長専決事項)

第30条 広域振興局等の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 局の施策の基本方針の決定に関すること。
- (2) 権限に属する事務に関係のある事項に係る所管区域内の出先機関の長の指揮監督に関すること。
- (3) 所管区域における県行政の総合調整に係る当該所管区域内の出先機関の長に対する助言又は勧告及びこれに必要な資料の提出に関すること。
- (4) 広域振興局及び総合支局又は地方振興局の課の編成に関すること。
- (5) 広域振興局及び総合支局又は地方振興局の内部組織の分掌事務を定めること。
- (6) 局内の兼任及び兼務の発令に関すること（別に定めるものに限る。）。
- (7) 広域振興局、総合支局及び地方振興局職員並びに市町村職員の相互交流に関すること。
- (8) その他前各号に準ずる事項

2 前項に定めるもののほか、広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 総合支局長の指揮監督に関すること。
- (2) 副局長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 副局長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 副局長の休暇その他の服務に関すること。

3 第1項に定めるもののほか、地方振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務処理組織（組織規則第3章第2節第3款第1目に規定する地方振興局の部等の分掌事務を処理するため、地方振興局長が所掌事務を指定の上、組織規則第21条第1項に規定する室、課及び所に編成する事務処理上の組織体をいう。）の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。
- (2) 部長、農業改良普及室長（八幡平農業改良普及室長を除く。以下この条において同じ。）、農村整備室長、税務室長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長、税務室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 部長、農業改良普及室長、農村整備室長、税務室長及び局付の休暇その他の服務に関すること。
- (5) 補助金交付要綱等に関すること（地方振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。
- (6) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (7) 市町村が設立する土地開発公社（出資する全ての市町村の区域が一の地方振興局の所管区域にある土地開発公社に限る。）の設立、定款の変更及び解散の認可に関すること。
- (8) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。
- (9) 特定非営利活動法人の監督に関すること。
- (10) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (11) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）に関すること。
- (12) その他前各号に準ずる事項

(副局長等専決事項)

第31条 広域振興局の副局長及び総合支局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域振興局の担当事務又は総合支局の事務の処理方針の決定に関すること。
- (2) 所管区域内の出先機関の事務の連絡調整に関すること。
- (3) 広域振興局又は総合支局の事務処理組織(組織規則第3章第2節第2款第1目に規定する広域振興局の部等及び同条第2目に規定する総合支局の部等の分掌事務を処理するため、広域振興局長が所掌事務を指定の上、組織規則第20条の2第1項に規定する室及び課並びに組織規則第20条の11に規定する室、課及び所に編成する事務処理上の組織体をいう。)の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。
- (4) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (5) 市町村が設立する土地開発公社(出資する全ての市町村の区域が一の広域振興局の所管区域(総合支局の所管区域を除く。)又は総合支局の所管区域にある土地開発公社に限る。)の設立、定款の変更及び解散の認可に関すること。
- (6) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。
- (7) 特定非営利活動法人の監督に関すること。
- (8) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (9) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)に関すること。
- (10) その他前各号に準ずる事項

2 前項に定めるもののほか、副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 補助金交付要綱等に関すること(広域振興局及び総合支局の主管に属する事業に係るものに限る。)
- (2) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の休暇その他の服務に関すること。

3 第1項に定めるもののほか、総合支局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 総合支局の部長及び室長(花巻総合支局農林部の農村整備室長を除く。以下この条において同じ。)の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (2) 総合支局の部長及び室長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 総合支局の部長及び室長の休暇その他の服務に関すること。

4 広域振興局等の長に委任された事務のうち広域振興局の副局長及び総合支局長の専決できる事項は、別表第1から別表第9までに掲げるとおりとする。

(部長等共通専決事項)

第32条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の部長、工業技術集積支援センター所長、林務事務所長並びに土木事務所長(第3項において「部長等」という。)の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部又は所(センターを含む。以下同じ。)の事務の処理方針の決定及び実施に関すること。
- (2) 職員の事務分担に関すること。
- (3) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。
- (5) 職員の休暇その他の服務に関すること。
- (6) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (7) 事実の証明に関すること。
- (8) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関すること。

- (9) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関する事。
- (10) 公益法人（その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる公益法人を除く。以下同じ。）の定款又は寄附行為の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可又は承認に関する事（別に定めるもののほか、広域振興局の部長等（第3項の表の中欄に定める部長等をいう。）にあつては当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局の部長（同表の中欄に定める部長をいう。）にあつては当該総合支局の所管区域に係るものに限る。）。
- (11) その他前各号に準ずる事項

2 第1項に定めるもののほか、広域振興局の部長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 総合支局が行う事務の調整に関する事。
- (2) 室長（農林部の農村整備室長を除く。以下この条において同じ。）の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (3) 室長の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関する事。
- (4) 室長の休暇その他の服務に関する事。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長等	経営企画部長、保健福祉環境部長、農林部長、土木部長、税務部長、総務部長及び工業技術集積支援センター所長
総合支局	部長	地域支援部長、保健福祉環境部長、農林部長及び土木部長
地方振興局	部長等	企画総務部長、保健福祉環境部長、農政部長、林務部長、農林部長、土木部長、税務部長、林務事務所長及び土木事務所長

（部に置く室の長等共通専決事項）

第33条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、工業技術集積支援センターの部長、広域振興局、総合支局及び地方振興局の部に置く室の長、総合支局の県民センター所長、農林センター所長及び土木センター所長、地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長、県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部地域農政推進課長、土木部調整課長及び総務部総務課長並びに釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹（次項において「室長等」という。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 室、所又は課の事務（釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあつては、担当する事務）の処理方針の決定及び実施に関する事。
- (2) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (3) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関する事。
- (4) 職員の休暇その他の服務に関する事（釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、地方振興局土木部のダム管理事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長並びに県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部地域農政推進課長、土木部調整課長及び総務部総務課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。
- (5) 被服の貸与に関する事。
- (6) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関する事。
- (7) 軽易な事実の証明に関する事。
- (8) 行政文書の開示決定に関する事。
- (9) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。
- (10) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関する事。
- (11) 租税特別措置法及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）の規定による証明及び必要な書類の提出

に関すること。

(12) その他前各号に準ずる事項

2 前条第3項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	室長等	保健福祉環境部保健福祉室長、農林部農村整備室長、農林部林務室長、工業技術集積支援センター部長、経営企画部経営企画課長、農林部地域農政推進課長、土木部調整課長及び総務部総務課長
総合支局	室長	地域支援部税務室長及び農林部農村整備室長
	センター所長	地域支援部の県民センター所長、保健福祉環境部の保健福祉環境センター所長、農林部の農林センター所長及び土木部の土木センター所長
地方振興局	室長等	企画総務部税務室長、農政部又は農林部の農村整備室長、土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長及び環境衛生室長、盛岡地方振興局農政部農業振興室長、盛岡地方振興局土木部の管理用地室長、道路都市室長及び建築住宅室長、企画総務部管理主幹、盛岡地方振興局企画総務部企画振興課長、盛岡地方振興局林務部林務課長並びに釜石地方振興局農林部の農村整備事業を担当する技術主幹

3 盛岡地方振興局土木部岩手出張所長は、前条の規定にかかわらず、地方振興局の土木部長が専決できる事項のうち、地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

（経営企画部長等専決事項）

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事 務	専決権者				備 考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
1 行政事務連絡会議及び行政連絡協議会の庶務に関すること。	○			○	
2 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関すること。			○	○	
3 広域振興局の所管区域（総合支局の所管区域を除く。）、総合支局の所管区域又は地方振興局の所管区域内に所在する家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設の利用の許可に関すること。		○	○	○	
4 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）及び指名並びに入札執行（請負契約の締結に係るものを除く。）に関すること。		○	○	○	
5 建設関連業務（地方公所の長が執行するものに限る。）の委託契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）及び指名並びに入札執行（委託契約の締結に係るものを除く。）に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。		○	○	○	
6 会計事務の実地検査に関すること。		○			
7 宗教法人事務所備付け書類の写しの受理に関すること。			○		
8 境内建物及び境内地の証明願の受理（宗教法人の規則の認証を伴うものを除く。）に関すること。			○		

2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	
1 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関する事		○		
2 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関する事	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
3 臨時的任用職員の任免に関する事	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
4 職員の扶養親族の認定に関する事	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
5 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関する事	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
6 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関する事	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
7 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関する事	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
8 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関する事	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
9 職員の児童手当受給資格等の認定に関する事	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
10 宗教法人事務所備付け書類の写しの受理に関する事	○	○	○	
11 境内建物及び境内地の証明（宗教法人の規則の認証を伴うものを除く。）に関する事	○	○	○	県民センター所長にあつては、境内地の証明に係る証明願の受理に限る。
12 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の22の2第1項第9号に規定する証明書の交付に関する事	○		○	
13 市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関する事	○		○	盛岡地方振興局企画総務部の管理主幹を除く。
14 会計事務の実地検査に関する事			○	

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表右欄に掲げる職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第2において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	経営企画部長及び総務部長
総合支局	部長	地域支援部長
	センター所長	地域支援部の県民センター所長
地方振興局	部長	企画総務部長
	室長等	企画総務部管理主幹

4 広域振興局の地域支援課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関すること。

(保健福祉環境部長等専決事項)

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長、総合支局の保健福祉環境部長及び地方振興局の保健福祉環境部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事 務	専決権者			備 考
	広域振興局保健福祉環境部長	総合支局保健福祉環境部長	地方振興局保健福祉環境部長	
1 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可及び認可の取消し並びに改善命令、事業の停止命令及び廃止命令に関すること。	○			
2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止、休止又は入所定員の減少若しくは入所定員の増加の認可に関すること。	○	○	○	
3 軽費老人ホームの設置の許可及び許可の取消し並びに事業の制限及び停止命令に関すること。	○			
4 軽費老人ホームの事業の変更の許可に関すること。	○	○	○	
5 社会福祉職員等退職手当共済事業の経営法人であることの証明に関すること(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関する事業及び施設に限る。)	○	○	○	
6 指定介護老人福祉施設の指定及び指定の取消し並びに効力の停止(介護サービスの公表に係るものを含む。以下6の項及び7の項において同じ。)及びに公示に関すること。	○			
7 指定介護老人福祉施設の指定の更新に関すること。	○		○	
8 介護老人保健施設の開設及び変更の許可(更新を含む。)並びに許可の取消し並びに効力の停止に関すること。	○			
9 指定介護療養型医療施設の指定(指定の更新及び変更を含む。)及び指定の取消し並びに効力の停止及び公示に関すること。	○			
10 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者に対する身体障害者手帳の再交付に関すること。	○	○	○	
11 身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地変更(県内における変更に限る。)及び氏名変更の届出の受理に関すること。	○	○	○	
12 療育手帳に関すること。	○	○	○	
13 児童扶養手当に関すること。	○		○	
14 特別児童扶養手当に関すること。	○		○	
15 自動車分解整備事業者で、第二種フロン類回収業者としての登録を受けようと国土交通大臣に申し出た者の登録等、登録の取消し又は業務停止命令及び基準遵守勧告に係る国土交通大臣への通知に関すること。	○	○	○	
16 狩猟者登録(県外に住所を有する者に係るものを除く。)に関すること。	○	○	○	
17 狩猟免許の交付に関すること(狩猟免許試験に係るものを除く。)	○	○	○	
18 狩猟免許の更新に関すること。	○	○	○	

2 前項の規定にかかわらず、県南広域振興局及び盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長にあつては同項の表2の項、4の項、5の項及び10の項から14の項までに掲げる事項を、盛岡地方振興局保健福祉環境部の環境衛生室長にあつては同表15の項から18の項までに掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第3において同じ。)にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	保健福祉環境部長
	室長	保健福祉環境部保健福祉室長
総合支局	部長	保健福祉環境部長
	センター所長	保健福祉環境部の保健福祉環境センター所長
地方振興局	部長	保健福祉環境部長
	室長等	盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長及び環境衛生室長

4 花巻総合支局保健福祉環境部の遠野保健福祉環境センター所長、一関総合支局保健福祉環境部の大東支所長及び宮古地方振興局保健福祉環境部の岩泉出張所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
 - (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
 - (3) 職員の休暇その他の服務（岩泉出張所長にあつては、軽易なものに限る。）に関すること。
- （農林部長等専決事項）

第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事 務	専決権者					備 考
	広域振興局農林部長	総合支局農林部長	地方振興局農政部長	地方振興局林務部長	地方振興局農林部長	
1 農地等取得資金及び未墾地取得資金の貸付適格の認定に関すること（農業経営改善計画に基づくものに限る。）。	○	○	○		○	
2 肥料販売業務に係る開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること。	○	○	○		○	
3 地方卸売市場開設許可証及び地方卸売市場卸売業務許可証の再交付及び書換え交付に関すること。	○	○	○		○	
4 農業振興地域の区域の変更及び告示に関すること。	○					
5 農業振興地域整備計画の変更の同意に関すること。	○					
6 農業振興地域整備計画の変更（農林水産大臣が許可権者である農地転用に係るもの又は基礎調査に基づく計画の変更に係るものを除く。）の同意に関すること。		○	○		○	
7 土地利用についての調停に関すること。	○	○	○		○	
8 農用地区域内における開発許可及び開発行為に係る監督処分に関すること。	○	○	○		○	
9 農業振興地域（農用地区域を除く。）内における開発行為についての勧告及び公表に関すること。	○	○	○		○	
10 農業振興地域内における交換分合計画の認可に関すること。	○	○	○		○	
11 集落農業振興地域整備計画の協議に関すること。	○	○	○		○	
12 集落農業振興地域整備計画の区域内における交換分合計画の認可に関すること。	○	○	○		○	
13 農地の転用の許可に関すること。	○					
14 農地の転用の許可に関すること（農地法（昭和27年法律第229号）附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議及び農林水産大臣の許可に係る農地の転用の場合の農林水産大臣への申請書の提出を除く。）。		○	○		○	
15 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可に関すること。	○					
16 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可に関すること（農地法附則第2項の規定に基づく農林水産大臣への協議及び農林水産大臣の許可に係る農地の転用の場合の農林水産大臣への申請書の提出を除く。）。		○	○		○	
17 国有農地及び開拓財産の管理及び処分に関すること。	○	○	○		○	
18 農業農村整備事業に係る立入測量及び立入検査に関すること（土木部の主管に属するものを除く。）。	○	○	○		○	
19 土地改良財産の境界の確認に関すること（土木部の主管に属するものを除く。）。	○	○	○		○	
20 土地改良区の定款に関する選挙管理委員会からの意見の聴取に関すること。	○	○	○		○	
21 設計額6,500万円未満の工事の完成検査に関すること。	○	○	○	○	○	
22 工事の出来形検査に関すること。	○	○	○	○	○	
23 農業農村整備事業の執行に伴う不動産登記の申請又は嘱託に関すること（土木部の主管に属するものを除く。）。	○	○	○		○	
24 土地改良事業の換地に関すること（異議の申出又は申立て及び換地計画の決定に関するものを除く。）。	○	○	○		○	
25 農業農村整備事業の補償金等の供託に関すること。	○	○	○		○	
26 市町村の区域内に新たに生じた土地並びに町又は字の設置、廃止、変更及び名称変更に係る届出の受理及び告示に関すること。	○	○	○		○	
27 県営土地改良事業の計画変更に係る協議及び承認並びに概要の公告に関すること。	○	○	○		○	
28 工事の工期の延長及び短縮に関すること。	○	○	○	○	○	
29 工事の請負代金の支払回数等の協議に関すること。	○	○	○	○	○	

30	工事の請負人が請負代金受領の権限を第三者に委任することの承諾に関する こと。	○	○	○	○	○	
31	大家畜経営体質強化資金（償還期間が15年以内のものに限る。）に係る大家畜 経営体質強化計画の承認に関すること。	○	○	○		○	
32	大家畜経営活性化資金（償還期間が15年以内のものに限る。）に係る大家畜経 営活性化計画の承認に関すること。	○	○	○		○	
33	養豚経営活性化資金（償還期間が7年以内のものに限る。）に係る養豚経営活 性化計画の承認に関すること。	○	○	○		○	
34	県営畜産経営環境整備事業の執行に伴う不動産登記の嘱託に関すること。	○	○	○		○	
35	鶏のひなの生産を業とするふ化業者の登録に関する他の都道府県知事への通知 等に関すること。	○	○	○		○	
36	みつばちの転飼許可に関すること。	○	○	○		○	
37	いわて環境の森整備事業に係る協定の締結に関すること。	○	○		○	○	
38	入会林野等整備に係る登記の嘱託に関すること。	○	○		○	○	
39	治山事業等の執行に伴う不動産登記の申請又は嘱託に関すること。	○	○		○	○	

2 前項の規定にかかわらず、広域振興局農林部、総合支局農林部及び地方振興局農政部又は農林部の農村整備室長並びに釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあっては同項の表18の項から30の項までに掲げる事項（農業農村整備事業に係るものに限る。）を、県南広域振興局農林部の林務室長にあっては同表21の項、22の項、28の項から30の項まで（治山事業等に係るものに限る。）及び37の項から39の項までに掲げる事項を、総合支局の農林センター所長にあっては同表18の項から30の項まで及び37の項から39の項までに掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第4において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	農林部長
	室長等	農林部の農村整備室長及び特命参事
総合支局	部長	農林部長
	室長	農林部の農村整備室長
	センター所長	農林部の農林センター所長
地方振興局	部長等	農政部長及び農林部長
	室長等	農政部又は農林部の農村整備室長、盛岡地方振興局農政部農業振興室長及び釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹

4 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第5において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	農林部長
	室長等	農林部林務室長及び特命参事
総合支局	部長	農林部長
	センター所長	農林部の農林センター所長
地方振興局	部長等	林務部長及び農林部長

5 花巻総合支局農林部の農村整備室豊沢ダム管理所長及び宮古地方振興局農政部農林水産調整監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 職員の休暇その他の服務（花巻総合支局農林部農村整備室豊沢ダム管理所長にあっては、軽易なものに限る。）に関すること。

（水産部長専決事項）

第37条 地方振興局の水産部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 海面漁業の免許に関すること（海区漁業調整委員会への諮問に関するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 海面における漁業権の分割又は変更の免許に関すること。

- (3) 海面における漁業権等の登録に関する事。
- (4) 海面における漁業権の行使状況報告の徴収に関する事。
- (5) 海面漁業の許可に関する事。
- (6) 内水面における水産動物の採捕の許可に関する事。
- (7) 試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関する事。
- (8) 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつした者に対する除害設備の設置等の命令に関する事。
- (9) 漁船の建造及び改造並びに漁船以外の船舶の漁船への転用の許可に関する事。
- (10) 漁船の工事完成後の認定に関する事。
- (11) 漁船の登録に関する事。
- (12) 漁船の登録票の検認に関する事。
- (13) 漁船の立入検査に関する事。
- (14) 漁業権の設定されている漁場内における岩礁破碎等の許可に関する事。
- (15) 漁場又は漁具の標識の設置の届出の受理に関する事。
- (16) 遊漁船業の登録に関する事。
- (17) 遊漁船業を営む者等に係る報告の徴収及び立入検査に関する事。
- (18) 漁港の境界の同意に関する事。
- (19) 設計額6,500万円未満の工事の完成検査に関する事。
- (20) 工事の出来形検査に関する事。
- (21) 工事の工期の延長及び短縮に関する事。
- (22) 工事の請負代金の支払回数等の協議に関する事。
- (23) 工事の請負人が請負代金受領の権限を第三者に委任することの承諾に関する事。
- (24) 漁港漁場整備事業の執行に伴う不動産登記の申請又は嘱託に関する事。

2 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第6において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	農林部長
	室長等	農林部特命参事
地方振興局	部長	水産部長

（土木部長等専決事項）

第38条 広域振興局の土木部長、総合支局の土木部長並びに地方振興局の土木部長及び土木事務所長（以下この条において「地方振興局土木部長等」という。）の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事 務	専決権者			備 考
	広域振興局土木部長	総合支局土木部長	地方振興局土木部長等	
1 設計額6,500万円未満の工事の完成検査に関する事。	○	○	○	土木事務所長にあっては、農林道に係るものを除く。
2 工事の出来形検査に関する事。	○	○	○	土木事務所長にあっては、農林道に係るものを除く。

3	土木事業（ダム事業及びダム建設事業を含む。）等の執行に伴う不動産登記の嘱託に関すること。	○	○	○	土木事務所長にあっては、農林道に係るものを除く。
4	工事の工期の延長及び短縮に関すること。	○	○	○	土木事務所長にあっては、農林道に係るものを除く。
5	工事の請負代金の支払回数の協議に関すること。	○	○	○	土木事務所長にあっては、農林道に係るものを除く。
6	工事の請負人が請負代金受領の権限を第三者に委任することの承諾に関すること。	○	○	○	土木事務所長にあっては、農林道に係るものを除く。
7	道路、河川、港湾及び海岸の境界の同意並びに土地改良財産の境界の確認に関すること。	○	○	○	土木事務所長にあっては、農林道に係るものを除く。
8	道路の構造及び設備に関する道路管理上の措置に係る意見に関すること。	○	○	○	
9	道路の供用廃止又は道路の区域の変更に係る不用物件の管理又は交換に関すること。	○	○	○	
10	廃川敷地と新たに河川区域となる土地との交換に関すること。	○	○	○	
11	河川及び海岸における土石採取等の許可又は認可に係る土石採取等の工期又は期間の延長の許可又は認可に関すること。	○	○	○	
12	建設業の許可、建設業者の経営事項審査及び許可の取消し（建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号によるものに限る。13の項において同じ。）に関すること。	○	○	○	
13	建設業の許可、建設業者の経営事項審査及び許可の取消しの場合の報告の徴収及び立入検査に関すること。	○	○	○	
14	浄化槽工事業者の登録及び浄化槽工事業者に対する指示並びに特例浄化槽工事業者の届出に関すること（県内に本店を有する者に係るものに限る。15の項において同じ。）。	○	○	○	
15	浄化槽工事業者登録簿の閲覧に関すること。	○	○	○	
16	解体工事業者登録簿の閲覧に関すること。	○	○	○	
17	高速自動車国道用地に係る受託業務の実施に関すること。		○		花巻総合支局土木部長に限る。
18	国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関する事務のうち、次の事項に関すること。 (1) 国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定による調査又は測量のための土地の立入り、境界確定の協議、取得（交換及び寄附による場合を含む。）、所管換え、用途廃止及び引継ぎ、譲与、所属替え並びに用途の変更に関すること（国土交通大臣の同意を要するものを除く。）。 (2) 道路法、河川法（昭和39年法律第167号）（同法第100条で準用する場合及び第100条の2第3項による場合に限る。）及び下水道法の規定による貸付け、譲与又は同意に関すること。 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市計画法及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による承認又は同意に関すること。 (4) 維持及び安全のため必要な命令	○	○	○	
19	公有地の拡大の推進に関する法律の規定による都市計画区域内の土地に係る譲渡の届出及び買取り希望の申出の受理並びに買取りの協議に関すること。	○			
20	特殊車両の通行許可又は認定に関すること。	○	○	○	
21	道路の区域の決定及び変更並びに道路の供用の開始及び廃止に関すること。	○	○	○	
22	基幹道路の代行整備事業に係る公示及び代行区間の引渡しに関すること。	○	○	○	
23	公共下水道の代行整備事業に係る公示及び代行区間等の引渡しに関すること。	○	○	○	
24	農業農村整備事業（土木部の所管に係るものに限る。）に係る立入測量及び立入検査に関すること。	○	○	○	
25	汚水処理の企画、調整及び推進に関すること。	○	○	○	
26	市町村の公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の整備に関すること。	○	○	○	
27	ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（3ヘクタール以上の開発行為の許可を要する道路及び公園等に限る。）に係る適合証の交付	○			
28	ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設（市街化調整区域内にあるもの並びに3ヘクタール以上の開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。）に係る適合証の交付	○	○	○	

2 前項の規定にかかわらず、総合支局土木部の土木センター所長にあっては同項の表3の項から11の項まで、16の項、18の項、20の項から24の項まで及び28の項に掲げる事項を、盛岡地方振興局土木部の管理用地室長にあっては同表5の項、6の項、15の項、16の項及び20の項に掲げる事項を、道路河川室長にあっては同表1の項、2の項及び4の項に掲げる事項を、建築住宅室長にあっては同表1の項、2の項、4の項及び28の項に掲げる事項を、岩手出張所長にあっては地方振興局長があらかじめ指定した事項を、地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長にあっては同表1の項か

ら6の項までに掲げる事項（ダム管理事務所長にあつてはダム事業に、ダム建設事務所長にあつてはダム建設事業に係るものに限る。）を専決することができる。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第7において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	土木部長
総合支局	部長	土木部長
	センター所長	土木部の土木センター所長
地方振興局	部長等	土木部長及び土木事務所長
	室長等	盛岡地方振興局土木部の管理用地室長、道路河川室長、建築住宅室長及び岩手出張所長

4 広域振興局等の長に委任された事務のうち地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長の専決できる事項は、別表第8に掲げるとおりとする。

5 北上総合支局土木部の西和賀出張所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 職員の休暇その他の服務（軽易なものに限る。）に関すること。

（税務部長等専決事項）

第39条 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第9において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	部長	税務部長
総合支局	部長	地域支援部長
	室長	地域支援部税務室長
	センター所長	地域支援部の県民センター所長
地方振興局	部長	税務部長及び企画総務部長
	室長	企画総務部税務室長

（工業技術集積支援センター所長専決事項）

第40条 県南広域振興局の工業技術集積支援センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車関連産業人材育成支援事業及び自動車関連産業参入促進支援事業の決定等に関すること。
- (2) ものづくり高度技術者育成支援事業の決定等に関すること。

（林務事務所長専決事項）

第41条 地方振興局の林務事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) いわて環境の森整備事業に係る協定の締結に関すること。
- (2) 入会林野等整備に係る登記の嘱託に関すること。

2 広域振興局等の長に委任された事務のうち林務事務所長が専決できる事項は、別表第5に掲げる事務（同表「地方振興局」欄の「部長等」欄に○印のあるものに限る。）とする。

（課長等専決事項）

第42条 第32条及び第33条の規定にかかわらず、広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、保健福祉環境センター所長、課長、特命課長、支所長及び出張所長（岩手出張所長を除く。）並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する吏員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局、総合支局若しくは地方振興局の部長、室長、岩手出張所長、所長、管理主幹又は釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、広域振興局の課長等にあつては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、総合支局の課長等にあつては総合支局長があらかじめ指定したものを、地方振興局の課長等にあつては地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

できる。

- (1) 担当事務の実施に関する事。
- (2) 被服の貸与に関する事。
- (3) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関する事（軽易な事項に係るものに限る。）。
- (4) 軽易な事実の証明に関する事。
- (5) 行政文書の開示の決定に関する事。
- (6) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。
- (7) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関する事（軽易な事項に係るものに限る。）。
- (8) 租税特別措置法及び租税特別措置法施行規則の規定による証明及び必要な書類の提出に関する事。
- (9) その他前各号に準ずる事項

2 前項に定めるもののほか、広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、課長及び特命課長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する吏員は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
 - (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関する事。
 - (3) 職員の休暇その他の服務に関する事（軽易な事項に係るものに限る。）。
- （部長等指定職員専決事項）

第43条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の部長、林務事務所長、土木事務所長、部に置く室の長又は土木部の岩手出張所長、ダム管理事務所長若しくはダム建設事務所長（以下この条において「部長等」という。）が指定する職員は、次に掲げる事項及び前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で部長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

- (1) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (2) 職員の休暇に関する事。
- (3) 被服の貸与に関する事。

第2款 広域振興局等以外の出先機関

（広域振興局等以外の出先機関の長共通専決事項）

第44条 広域振興局等以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 内部組織の分掌事務を定める事。
- (2) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関する事。
- (3) 臨時的任用職員の任免に関する事。
- (4) 職員の事務分担に関する事。
- (5) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。
- (6) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関する事。
- (7) 職員の休暇その他の服務に関する事。
- (8) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (9) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関する事。
- (10) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関する事。
- (11) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関する事。
- (12) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関する事。
- (13) 職員の児童手当受給資格等の認定に関する事。
- (14) 被服の貸与に関する事。
- (15) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関する事。

- (16) 軽易な事実の証明に関する事。
- (17) 行政文書の開示の決定に関する事。
- (18) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事。
- (19) その他前各号に準ずる軽易な事項

2 広域振興局等以外の地方公所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関する事。
 - (2) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関する事。
 - (3) 租税特別措置法及び租税特別措置法施行規則の規定による証明及び必要な書類の提出に関する事。
- (広域振興局等以外の出先機関の長指定職員専決事項)

第45条 広域振興局等以外の出先機関の長が指定する職員は、当該出先機関の長に委任された事務及び当該出先機関の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項で当該出先機関の長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(県民生活センター所長専決事項)

第46条 県民生活センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県消費生活条例（平成17年岩手県条例第34号）の規定による指導、勧告、公表、情報提供、消費者苦情及び紛争の解決、協力要請、報告徴収等、立入調査並びに質問聴取に関する事。
- (2) 消費者に対する金融の広報に関する事。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定による指示、措置要求、報告徴収、立入調査及び質問聴取に関する事。
- (4) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定による公表に関する事。
- (5) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の規定による報告徴収及び立入検査に関する事。
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定による指示、業務停止命令、公表、申出措置、報告徴収及び立入検査に関する事。
- (7) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の規定による指示、業務停止命令、公表、申出措置、報告徴収及び立入検査に関する事。
- (8) 消費生活協同組合に関する事。
- (9) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する事。
- (10) 国民生活安定緊急措置に関する事。

(保健所長等専決事項)

第47条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院の開設許可事項の変更の許可及び使用前の検査に関する事（病床数の増加に係るもの及び同一敷地内における全面改築に係るものを除く。）。
- (2) 診療所の療養病床設置許可事項の変更許可に関する事（病床数の増加に係るものを除く。）。
- (3) 病院の施設の使用の制限又は禁止及び修繕又は改築の命令に関する事。
- (4) 病院からの報告の徴収、立入検査又は診療録等の提出命令に関する事。
- (5) 医療法人の理事長の選任の認可に関する事。
- (6) 組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う公益法人（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる公益法人を除く。）の定款又は寄附行為の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可又は承認に関する事。
- (7) 介護老人保健施設の開設許可の更新及び開設許可事項の変更の許可に関する事（広域振興局の主管に属するものを除く。）。

- (8) 指定介護療養型医療施設の指定の更新及び変更に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (9) 受胎調節実地指導員指定証及び標識の交付並びに再交付及び訂正に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (10) 精神障害者保健福祉手帳の交付、再交付及び変更の届出の受理に関すること。
- (11) 精神障害者保健福祉手帳の返還の届出の受理に関すること。
- (12) 障害者自立支援医療に係る支給の認定及び認定の取消し並びに受給者証の交付及び変更の届出の受理に関すること（精神通院医療に係るものに限る。）。
- (13) 准看護師免許証の交付（県内に住所を有している者に係るものに限る。）、書換え交付及び再交付（県内に就業している者及び県内に住所を有する者（他の都道府県を経由して申請してきた者を除く。）に係るものに限る。）に関すること。
- (14) 栄養士免許証の交付、書換え交付及び再交付（県内に住所を有している者に係るものに限る。）に関すること。
- (15) 調理師免許証の交付、書換え交付及び再交付（県内に住所を有している者に係るものに限る。）に関すること。
- (16) 製菓衛生師免許証の交付、書換え交付及び再交付（県内に住所を有している者に係るものに限る。）に関すること。
- (17) クリーニング師免許証の交付、訂正及び再交付（県内に住所を有している者に係るものに限る。）に関すること。
- (18) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定による事業の登録に関すること。
- (19) 専用水道及び学校事業所等水道の設計の確認に関すること。
- (20) 専用水道及び学校事業所等水道に係る給水開始前届出並びに専用水道に係る業務委託の届出等の受理に関すること。

（福祉総合相談センター所長等専決事項）

第48条 福祉総合相談センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 部長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 部長の休暇その他の服務に関すること。
- (4) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (5) 事実の証明に関すること。
- (6) 身体障害者手帳（以下この号において「手帳」という。）の交付に関すること（手帳を破り、汚し、又は失った者に対する手帳の再交付並びに手帳の交付を受けた者の居住地変更（県内における変更に限る。）及び氏名変更の届出の受理を除く。）。
- (7) その他前各号に準ずる事項

2 福祉総合相談センターの部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分担に関すること。
- (2) 職員（部長を除く。以下この項において同じ。）の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。
- (4) 職員の休暇その他の服務に関すること。
- (5) 被服の貸与に関すること。
- (6) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (7) 軽易な事実の証明に関すること。
- (8) 行政文書の開示の決定に関すること。

- (9) 個人情報の開示、訂正及び削除に関すること。
- (10) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関すること。
- (11) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関すること。
- (12) 租税特別措置法及び租税特別措置法施行規則の規定による証明及び必要な書類の提出に関すること。
- (13) その他前各号に準ずる軽易な事項

3 前項に定めるもののほか、福祉総合相談センターの児童女性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。
- (2) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (3) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (4) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (5) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
- (6) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
- (7) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

4 福祉総合相談センター所長に委任された事務のうち福祉総合相談センターの児童女性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理者を定めること。
- (2) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。
- (3) 公舎への入舎を承認し、及び当該公舎に居住する期間を指定すること。
- (4) 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出を受理すること。
- (5) 宿泊施設の使用を許可し、及び利用を承認すること。
- (6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。
- (7) 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。
- (8) 県税以外の収入金を徴収すること。
- (9) 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。
- (10) 令達された歳出予算の範囲内で、建設工事の執行及び請負契約の締結に係るもの以外の支出負担行為（物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。
- (11) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。
- (12) 令達された歳出予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入をすること。
- (13) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。
- (14) 貸与被服、動物及び生産物の処分をすること。
- (15) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。
- (16) 物品の出納通知をすること。

（都南の園の園長等専決事項）

第49条 都南の園の園長及び事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

園長専決事項

- (1) 事務局長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 事務局長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 事務局長の休暇その他の服務に関する事。

事務局長専決事項

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 職員の休暇その他の服務に関する事。

(精神保健福祉センター所長専決事項)

第50条 精神保健福祉センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 障害者自立支援医療の専門的な判定に関する事 (精神通院医療に係るものに限る。)

(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付決定の専門的な判定に関する事。

(3) 精神医療審査会に関する事。

(4) 精神病院に入院中の者の退院命令及び処遇改善命令に関する事。

(産業技術短期大学の校長等の専決事項)

第51条 産業技術短期大学学校の校長、副校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

校長専決事項

(1) 副校長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 副校長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 副校長の休暇その他の服務に関する事。

副校長専決事項

(1) 事務局長及び教育部長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 事務局長及び教育部長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 事務局長及び教育部長の休暇その他の服務に関する事。

事務局長及び教育部長専決事項

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 職員の休暇その他の服務に関する事。

(漁業取締事務所長専決事項)

第52条 漁業取締事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 漁業に関する法令違反の取締りに関する事。

(2) 漁業に関する法令違反に係る船舶の停泊命令等に関する事。

(3) 漁船の立入検査に関する事。

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 農業研究センターの所長及び副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

(1) 副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 副所長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 副所長の休暇その他の服務に関する事。

(4) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関する事。

副所長専決事項

(1) 部長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 部長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

- (3) 部長の休暇その他の服務に関すること。
- 2 農業研究センターの部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 職員（部長、次長（種山畜産研究室を担当する次長に限る。）及び種山畜産研究室の職員を除く。以下この項において同じ。）の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
 - (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。
 - (3) 職員の休暇その他の服務に関すること。
 - 3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。
 - (2) 臨時的任用職員の任免に関すること。
 - (3) 職員（次長（種山畜産研究室を担当する次長に限る。）及び種山畜産研究室の職員を除く。以下この項において同じ。）の扶養親族の認定に関すること。
 - (4) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
 - (5) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
 - (6) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
 - (7) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。
 - (8) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
 - (9) 被服の貸与に関すること。
 - (10) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
 - (11) 軽易な事実の証明に関すること。
 - (12) その他前各号に準ずる軽易な事項
 - 4 農業研究センター所長に委任された事務のうち農業研究センターの総務部長の専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 防火管理者を定めること。
 - (2) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。
 - (3) 公舎への入舎を承認し、及び当該公舎に居住する期間を指定すること。
 - (4) 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出を受理すること。
 - (5) 宿泊施設の使用を許可し、及び利用を承認すること。
 - (6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。
 - (7) 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。
 - (8) 県税以外の収入金を徴収すること。
 - (9) 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。
 - (10) 令達された歳出予算の範囲内で、建設工事の執行及び請負契約の締結に係るもの以外の支出負担行為（物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。
 - (11) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。
 - (12) 令達された歳出予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入をすること。
 - (13) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。

- (14) 貸与被服、動物及び生産物の処分をすること。
 - (15) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。
 - (16) 物品の出納通知をすること。
- 5 農業研究センター所長に委任された事務のうち農業研究センターの畜産研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 県有及び国有の借受種畜の種付けに関すること。
 - (2) 牛馬の寄託の受入れに関すること。
 - (3) 種卵のふ化の委託の受入れに関すること。
- 6 農業研究センター畜産研究所の次長（種山畜産研究室を担当する次長に限る。）の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。
 - (2) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- （研究室長等共通専決事項）

第54条 岩手県農業研究センター園芸畑作部南部園芸研究室、岩手県農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室及び岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
 - (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
 - (3) 職員の休暇その他の服務（岩手県農業研究センター園芸畑作部南部園芸研究室長及び岩手県農業研究センター病害虫部病害虫防除課の岩手県農業研究センター県北農業研究所に駐在する県北地区主任にあつては、軽易なものに限る。）に関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 職員の扶養親族の認定に関すること。
 - (2) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
 - (3) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
 - (4) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
 - (5) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。
 - (6) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
 - (7) 被服の貸与に関すること。

3 岩手県農業研究センター畜産研究所及び岩手県農業研究センター県北農業研究所の総務課長及び研究室長（外山畜産研究室及び種山畜産研究室の研究室長を除く。）は、所長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項で農業研究センター所長があらかじめ指定したものを専決することができる。

（農業大学の校長等の専決事項）

第55条 農業大学の校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

校長専決事項

- (1) 副校長、事務局長及び教育部長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 副校長、事務局長及び教育部長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 副校長、事務局長及び教育部長の休暇その他の服務に関すること。

事務局長及び教育部長専決事項

- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 職員の休暇その他の服務に関すること。

(農業改良普及センター所長等専決事項)

第56条 中央農業改良普及センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 副所長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 副所長の休暇その他の服務に関すること。

2 農業改良普及センター（中央農業改良普及センターを除く。）所長及び中央農業改良普及センター副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 指定種子生産ほ場の指定に関すること。

(2) 指定種子生産ほ場及び生産物の審査に関すること。

(3) 主要農産物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導に関すること。

3 前項に定めるもののほか、中央農業改良普及センター副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 職員の休暇その他の服務に関すること。

4 農業改良普及センター普及サブセンター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 職員の休暇その他の服務に関すること。

(流域下水道事務所長専決事項)

第57条 流域下水道事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 設計額6,500万円未満の工事の完成検査に関すること。

(2) 工事の出来形検査に関すること。

(3) 流域下水道建設事業の執行に伴う不動産登記の嘱託に関すること。

(4) 工事の工期の延長及び短縮に関すること。

(5) 工事の請負代金の支払回数協議に関すること。

(6) 工事の請負人が請負代金受領の権限を第三者に委任することの承諾に関すること。

(花巻空港事務所長専決事項)

第58条 花巻空港事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 設計額6,500万円未満の工事の完成検査に関すること。

(2) 工事の出来形検査に関すること。

(3) 空港事業の執行に伴う不動産登記の嘱託に関すること。

(4) 工事の工期の延長及び短縮に関すること。

(5) 工事の請負代金の支払回数協議に関すること。

(6) 工事の請負人が請負代金受領の権限を第三者に委任することの承諾に関すること。

(東京事務所長等専決事項)

第59条 東京事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 広域振興局等の長から知事に徴収の引継ぎがあった県税に係る徴収金の徴収及びその滞納処分並びに不納欠損処理に関すること。

(2) 部長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(3) 部長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

- (4) 部長の休暇その他の服務に関する事。
- 2 東京事務所総務行政部長の専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
 - (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
 - (3) 職員の休暇その他の服務に関する事。
 - (4) 職員の扶養親族の認定に関する事。
 - (5) 職員の住居の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関する事。
 - (6) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関する事。
 - (7) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関する事。
 - (8) 職員の児童手当受給資格等の認定に関する事。

3 東京事務所企業立地観光部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (3) 職員の休暇その他の服務（軽易なものに限る。）に関する事。
- (4) 軽易な照会、回答、報告等に関する事。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の知事の権限に属する事務の委任に関する規則の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けていた者（以下「旧受任者」という。）によってなされた処分その他の行為（以下「処分等」という。）又は旧受任者に対してなされた申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、この規則による改正後の岩手県事務委任及び代決専決規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた者（以下「新受任者」という。）によってなされた処分等又は新受任者に対してなされた申請等とみなす。
- 3 この規則の施行の際、別に定めるところにより既になされた代決及び専決並びに現になされている代決及び専決の手続は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第31条―第33条関係）

事 務	委 任		専決権者									備 考
			広域振興局			総合支局				地 方 振興局		
	広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長等	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	室長等	
1 防火管理者を定めること。	○	○		○			○		○	○		
2 現金取扱員、物品取扱員及び物品検収員を命ずること並びに出納員を命ずること（出納員規則第2条第1項の規定により命ずる場合に限る。）及び出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。	○	○		○			○		○	○		
3 契約履行確認のための検査員を命ずること。	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
4 公舎への入舎を承認し、及び当該公舎に居住する期間を指定すること。	○	○		○	○		○	○	○	○	○	次に掲げる者を除く。 1 県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、総務部総務課長、農林部地域農政推進課長及び土木部調整課長 2 県南広域振興局北上総合支局農林部及び一関地方総合支局農林部並びに久慈地方振興局農政部及び二戸地方振興局農政部の農村整備室長 3 県南広域振興局花巻総合支局農林部遠野農林センター所長 4 盛岡地方振興局の部に置く室の長、企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長 5 釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹
5 公舎への入舎及び公舎からの退舎の届出を受理すること。	○	○		○	○		○	○	○	○	○	次に掲げる者を除く。 1 県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、総務部総務課長、農林部地域農政推進課長及び土木部調整課長 2 県南広域振興局北上総合支局農林部及び一関地方総合支局農林部並びに久慈地方振興局農政部及び二戸地方振興局農政部の農村整備室長 3 県南広域振興局花巻総合支局農林部遠野農林センター所長 4 盛岡地方振興局の部に置く室の長、企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長 5 釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹

6 宿泊施設の使用を許可し、及び利用を承認すること。	○	○		○			○		○	○		
7 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
8 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。	○	○		○			○		○	○		
9 1件の評価額7,000万未満の行政財産の用途廃止又は普通財産の処分（取壊しその他これに類する場合に限る。）に關すること。	○	○		○			○			○		部長等専決事項は、1件3,500万円未満に限る。
10 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の建設工事を執行すること（建設工事の請負変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを含み、その他の支出負担行為を除く。）。	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
11 建設関連業務の委託変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない委託期間の変更に關すること。	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
12 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
13 歳入歳出外現金等の出納通知に關すること。	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
14 民法（明治29年法律第89号）の施行に關すること（同法第59条第3号、第67条、第77条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに第83条の施行に關する事務に限る。）。	○	○		○			○			○		その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる公益法人及び組織規則第40条に規定する保健所の所掌事務に關する公益法人に係るものを除く。
15 公益法人の設立及び監督に關する条例（平成11年岩手県条例第63号）の施行に關すること（同条例第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに第10条の施行に關する事務に限る。）。	○	○		○			○			○		その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる公益法人及び組織規則第40条に規定する保健所の所掌事務に關する公益法人に係るものを除く。
16 1億5,000万円以上の補助金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域活性化事業調整費に係るものを除く。）	○	○	○				○					
17 1億5,000万円未満の補助金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域活性化事業調整費に係るものを除く。）	○	○		○			○		○	○	○	「地方振興局」欄の「室長等」は、地方振興局企画総務部管理主幹に限る。
18 地域活性化事業調整費に係る決定に關すること（別に定めるものを除く。）。	○	○	○									

備考 広域振興局等の長に委任する事務は、「事務」欄に掲げる事務のうち、「委任」欄のそれぞれ該当する広域振興局長又は地方振興局長の欄に○印のあるものとし、当該広域振興局等の長に委任された事務のうち、広域振興局等の副局長等、部長等及び部に置く室の長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局等の副局長、部長等及び室長等の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局長並びに総合支局の部長及び室長の専決できる事項は当該総合支局の所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

16 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)の施行に関する事務	附則第3条第1項	届出の受理	○	○		○							○						
17 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の施行に関する事務(事業主等の事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。)	第24条第1項	職業訓練の認定	○	○		○							○						
	第27条の2第2項において準用する第24条第1項	指導員訓練の認定	○	○		○							○						
	第24条第2項及び第27条の2第2項において準用する第24条第2項	都道府県労働局長からの意見聴取	○	○		○								○					
	第24条第3項及び第27条の2第2項において準用する第24条第3項	認定の取消し	○	○		○							○						
	第24条第4項	厚生労働大臣との協議	○	○		○							○						
	第39条第1項	定款又は寄附行為の変更の認可	○	○		○							○						
	第36条	設立の認可	○			○													
	第39条第3項	届出の受理	○	○		○							○						
	第40条第2項	解散の認可	○			○													
	第43条において準用する民法第67条第1項及び第3項	業務の監督	○	○		○							○						
第98条	報告の徴収	○	○		○							○							
18 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)の施行に関する事務(事業主等の事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。)	第32条及び第36条の9において準用する第32条	都道府県労働局長への通知	○	○		○							○						
	第33条、第34条並びに第36条の9において準用する第33条及び第34条	届出の受理	○	○		○							○						
	第35条第1項	設置の承認	○	○		○							○						
19 職業訓練の指導監督及び業務検査に関する事務(事業主等の事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。)		認定職業訓練を実施する事業主等の指導監督及び業務検査(勤労学生に関する認定職業訓練の課程の証明の交付を含む。)	○	○		○							○						
20 家族旅行村条例(昭和58年岩手県条例第14号)の施行に関する事務	第5条	原状回復等の指示		○									○						
21 職員の厚生福利事業に関する事務		出先機関の厚生福利事業の総括	○	○		○							○						
		出先機関の厚生福利事業の実施	○	○		○		○		○	○	○	○						
22 公舎の管理及び使用に関する規則(昭和33年岩手県規則第58号)の施行に関する事務	第4条の2第1項	管理人の設置	○	○		○			○	○	○	○	○						
	第4条の2第3項	管理人の公舎料を低減し、又は無償とすることの決定	○	○		○			○	○	○	○	○						

23 各地区合同庁舎職員駐車場の管理及び利用に関する規則(平成17年岩手県規則第59号)の施行に関する事務(当該広域振興局等が分掌する職員駐車場に係るものに限る。)	第7条第4項	駐車場利用料を無償とすることの決定	○	○		○			○		○	○					
24 公有財産規則(昭和39年岩手県規則第40号)の施行に関する事務	第22条第1項	行政財産の使用許可	○	○	○			○									
25 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関する事務(県南広域振興局、盛岡地方振興局、大船渡地方振興局、宮古地方振興局及び二戸地方振興局に限る。)	第11条第3項	技術上の基準適合の命令	○	○		○						○					
	第12条第1項	設置若しくは移転の許可又は構造若しくは設備の変更の許可	○	○		○						○					
	第12条第2項、第12条の2第2項及び第16条第2項	届出の受理	○	○		○							○				
	第15条第1項及び第2項ただし書	完成検査又は届出の受理(火薬庫に係るものに限る。)	○	○		○							○				
	第15条第3項及び第35条第3項	報告の受理(火薬庫に係るものに限る。)	○	○		○							○				
	第17条第1項、第3項、第4項、第7項及び第8項	譲渡又は譲受けの許可等	○	○		○							○				
	第25条第1項及び第3項	消費の許可及び取消し	○	○		○							○				
	第27条第1項	廃棄の許可	○	○		○							○				
	第29条第4項	保安教育計画を定める者の指定	○	○		○							○				
	第30条第3項	火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱副保安責任者の選任又は解任の届出の受理	○	○		○							○				
	第33条第2項	火薬類取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理	○	○		○							○				
	第34条第2項	火薬類取扱保安責任者若しくはその代理者又は火薬類取扱副保安責任者の解任命令	○	○		○							○				
	第35条第1項	保安検査又は届出の受理(火薬庫に係るものに限る。)	○	○		○							○				
第35条の2第2項及び第3項	届出及び報告の受理(火薬庫に係るものに限る。)	○	○		○							○					
第36条	安定度試験の実施報告の受理及び実施命令	○	○		○							○					
第42条及び第46条第2項	報告の徴収	○	○		○							○					

	第29条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○								○	
	第33条	苦情の処理	○	○		○								○	
33 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の施行に関する事務(県南広域振興局、盛岡地方振興局、大船渡地方振興局、宮古地方振興局及び二戸地方振興局に限る。)	第45条第1項	報告の徴収	○	○		○								○	
	第46条第1項	立入検査	○	○		○								○	
34 収入金の徴収に関する事務		県税以外の収入金の徴収(出納員の権限に属するものを除く。)	○	○		○								○	
35 予算の執行に関する事務		1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(建設工事の請負契約の締結に係るもの(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)を含む。ただし、建設工事の請負変更契約及び建設関連業務の委託変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期又は委託期間の変更に係るものを除く。)	○	○		○								○	
		令達された歳出予算の範囲内での支出命令	○	○		○								○	
36 用品調達基金条例施行規則の規定による用品の購入及び払出しに関する事務		用品の購入及び払出し	○	○		○			○					○	総合支局にあっては、用品の購入に係る入札及び見積りに限る。
37 物品の管理及び処分に関する事務		物品の出納通知及び貸付け並びに処分	○	○		○								○	
38 岩手県収入証紙条例(昭和39年岩手県条例第39号)の施行に関する事務	第5条第1項	収入証紙の売りさばき	○	○		○			○		○			○	
	第5条第2項	収入証紙の売渡し	○	○		○			○		○			○	
	第7条	収入証紙の交換	○	○		○			○		○			○	
39 岩手県収入証紙条例施行規則(昭和48年岩手県規則第27号)の施行に関する事務	第10条第2項	売りさばき所の変更及び増設の承認	○	○		○			○		○			○	
	第11条第2項	届出の受理	○	○		○			○		○			○	
	第19条第1項	収入証紙の誤購入等による還付承認	○	○		○			○		○			○	
40 収入証紙の取扱いに関する事務		返還等によって交換した収入証紙の廃棄	○	○		○			○		○			○	

41 複写機の賃貸借及び保守契約に関する事務		所管区域内の地方公所に係る複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約に関すること。	○	○		○							○	
------------------------	--	---	---	---	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--

備考1 広域振興局等の長に委任する事務は、「事務」欄に掲げる事務のうち、「委任」欄のそれぞれ該当する広域振興局長又は地方振興局長の欄に○印のあるものとし、当該広域振興局等の長に委任された事務のうち、広域振興局等の副局長等及び経営企画部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局等の副局長、部長及び室長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局長並びに総合支局の部長及び室長の専決できる事項は当該総合支局の所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

2 「広域振興局」欄の「部長」とは、1の項から20の項までにあつては広域振興局の経営企画部長を、21の項から41の項までにあつては広域振興局の総務部長をいう。

別表第3 広域振興局等の長委任事項並びに当該委任事項に係る副局長等及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第31条、35条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考			
			広域振興局	地方振興局	広域振興局			総合支局			地方振興局				
					副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長		部長	室長等	
1 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事務	第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条(第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)、第12条第3項(第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)、第17条の4第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項	届出の受理	○	○		○				○			○	○	
	第9条、第17条の7、第18条の8及び第18条の16	計画の変更又は廃止の命令	○	○		○				○			○		
	第10条第2項(第17条の12第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)	実施制限期間の短縮	○	○		○				○			○	○	
	第14条第1項、第17条の10及び第18条の11	改善又は一時停止の命令	○	○		○				○			○		
	第17条第3項	事故時の措置命令	○	○		○				○			○		
	第18条の4及び第18条の18	基準適合又は一時停止の命令	○	○		○				○			○		
	第26条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○				○			○	○	
	附則第10項	勧告	○	○		○				○			○	○	
	附則第11項	報告の徴収	○	○		○				○			○	○	
2 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)の施行に関する事務	第9条、第9条の3及び第10条の3	受理書の交付	○	○		○				○			○	○	
3 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の施行に関する事務	第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)	届出の受理	○	○		○				○			○	○	

	第10条	解任命令	○	○		○			○			○	
	第11条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○			○	○
4 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の施行に関する事務	第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第18条並びに第19条第3項	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第15条	計画の変更又は廃止の命令	○	○		○			○			○	
	第17条第2項	実施制限期間の短縮	○	○		○			○			○	○
	第22条第1項	改善又は一時停止の命令	○	○		○			○			○	
	第23条第3項	事故時の措置命令	○	○		○			○			○	
	第28条第3項	報告の受理	○	○		○			○			○	○
	第34条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○			○	○
	5 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)の施行に関する事務	第5条	受理書の交付	○	○		○			○			○
6 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。)の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第12条第1項	登録及び更新並びに通知	○	○		○			○			○	○
	第11条(第12条第2項において準用する場合を含む。)	登録の拒否及び更新の拒否並びに通知	○	○		○			○			○	
	第13条第1項及び第15条第1項	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第13条第2項において準用する第10条	登録の変更及び通知	○	○		○			○			○	○
	第13条第2項において準用する第11条	登録の変更の拒否及び通知	○	○		○			○			○	
	第14条	登録簿の閲覧	○	○		○			○			○	○
	第16条	登録の抹消	○	○		○			○			○	○
	第17条第1項及び同条第2項において準用する第11条第2項	登録の取消し又は業務停止命令及び通知	○	○		○			○			○	
	第22条第2項	フロン類の回収量等の報告の受理	○	○		○			○			○	○
	第23条	指導及び助言	○	○		○			○			○	○
	第24条	基準遵守等の勧告及び命令	○	○		○			○			○	
	第43条	報告の徴収	○	○		○			○			○	○
	第44条第1項	立入検査	○	○		○			○			○	○
7 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法の施行に関する事務	第29条第1項、第30条第2項(第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第33条第1項において準用する第12条第1項	登録及び更新並びに通知	○	○		○			○			○	○
	第31条(第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。)	登録の拒否及び更新の拒否並びに通知	○	○		○			○			○	

第32条第1項及び第3項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）に係る国土交通大臣からの通知の受理	○	○		○			○			○	○	
第32条第2項（同項ただし書を除く。）及び同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）の登録及び通知	○	○		○			○			○	○	
第32条第2項ただし書及び同条第4項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）を登録しないことの決定及び通知	○	○		○			○			○		
第32条第6項において準用する同条第2項及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）の変更の登録及び通知	○	○		○			○			○	○	
第32条第6項において準用する同条第2項ただし書及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）の登録の変更をしないことの決定及び通知	○	○		○			○			○		
第32条第7項	登録を受けたものとみなされた第二種フロン類回収業者への通知	○	○		○			○			○	○	
第33条において準用する第14条	登録簿の閲覧	○	○		○			○			○	○	
第33条において準用する第16条	登録の抹消	○	○		○			○			○	○	
第33条において準用する第22条第2項	フロン類の回収量等の報告の受理	○	○		○			○			○	○	
第33条第1項において準用する第13条第1項及び第33条第1項において準用する第15条第1項	届出の受理	○	○		○			○			○	○	
第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第30条	登録の変更及び通知	○	○		○			○			○	○	
第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第31条	登録の変更の拒否及び通知	○	○		○			○			○		

	第33条第1項において準用する第17条第1項及び第33条第1項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	登録の取消し又は業務停止命令及び通知	○	○		○			○			○	
	第33条第2項において準用する第17条第1項及び第33条第2項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）の登録の取消し又は業務停止命令及び申請者への通知	○	○		○			○			○	
	第42条第1項	指導及び助言	○	○	○				○			○	○
	第43条第1項、第4項及び第6項	基準遵守等の勧告及び命令	○	○	○				○			○	
	第64条第1項及び第2項	自動車フロン類管理書に関する報告の徴収、勧告及び命令	○	○	○				○			○	
	第70条	報告の徴収	○	○	○				○			○	○
	第71条第1項	立入検査	○	○	○				○			○	○
8 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第14条（第22条第1項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第3項（第22条第1項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第24条、第25条、第26条、第32条第1項、第69条第3項、第70条第1項並びに第83条	届出の受理	○	○	○				○			○	○
	第12条及び第27条	計画の変更又は廃止の命令	○	○	○				○			○	
	第13条第2項（第28条第1項において準用する場合を含む。）	実施制限期間の短縮	○	○	○				○			○	○
	第17条第1項及び第30条第1項	改善又は一時停止の命令	○	○	○				○			○	
	第21条	基準適合又は一時停止の命令	○	○	○				○			○	
	第32条第2項	事故時の措置命令	○	○	○				○			○	
	第53条第1項	停止勧告	○	○	○				○			○	○
	第53条第2項	停止命令	○	○	○				○			○	
	第73条第1項、第77条及び第80条	措置勧告	○	○	○				○			○	○
	第73条第2項	公表	○	○	○				○			○	
	第73条第3項	意見の聴取	○	○	○				○			○	
	第74条第1項	措置命令	○	○	○				○			○	
	第82条第1項及び第2項	地球温暖化計画の受理	○	○	○				○			○	○
	第85条	指導及び助言	○	○	○				○			○	○
	第86条	提出勧告	○	○	○				○			○	○
	第88条第2項	助言	○	○	○				○			○	○

	第88条第3項	市町村長の意見の聴取	○	○		○			○			○	○
	第90条第2項	届出の受理（騒音発生施設を設置している者に係るものを除く。）	○	○		○			○			○	○
	第92条第1項	立入検査（騒音発生施設を設置している者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に係るものを除く。）	○	○		○			○			○	○
	第93条	報告の徴収（騒音発生施設を設置している者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に係るものを除く。）	○	○		○			○			○	○
9 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の施行に関する事務	第45条	受理書の交付（ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び汚水等排出施設に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	○
10 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	第5条、第6条第1項、第7条、第10条、第11条第3項並びに第14条の2第1項及び第2項	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第8条	計画の変更又は廃止の命令	○	○		○			○			○	
	第9条第2項	実施制限期間の短縮	○	○		○			○			○	○
	第13条第1項及び第13条の2第1項	改善又は一時停止の命令	○	○		○			○			○	
	第14条の2第3項	事故時の措置命令	○	○		○			○			○	
	第14条の3第1項及び第2項	地下水の水質の浄化に係る措置命令	○	○		○			○			○	
	第22条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○			○	○
11 水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）の施行に関する事務	第6条	受理書の交付	○	○		○			○			○	○
12 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	第3条第1項及び第3項	報告の受理又は確認及び是正命令	○	○		○			○			○	
	第3条第2項	土地の所有者等への通知	○	○		○			○			○	○
	第4条第1項	報告命令	○	○		○			○			○	
	第6条第3項	台帳の閲覧	○	○		○			○			○	○
	第7条第1項及び第2項	措置命令	○	○		○			○			○	
	第9条	届出の受理及び計画の変更命令	○	○		○			○			○	
	第29条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○			○	○

13	土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）の施行に関する事務	第12条第5項	確認の取消し	○	○		○			○			○	○		
14	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関する事務	第5条第2項	届出の受理	○			○			○						
		第5条第3項	意見の添付	○			○			○						
15	採石法（昭和25年法律第291号）の施行に関する事務	第32条及び第32条の3第2項	登録及び通知	○	○		○			○			○	○		
		第32条の4	登録の拒否及び通知	○	○		○			○				○		
		第32条の6第2項、第32条の7第1項及び第32条の8	届出の受理	○	○		○			○				○	○	
		第32条の10	登録の取消し又は事業の停止命令及び通知	○	○	○			○							
		第32条の11	登録の消除	○	○		○			○				○	○	
		第33条	採取計画の認可	○	○		○			○				○	○	
		第33条の5第1項	採取計画の変更の認可	○	○		○			○				○	○	
		第33条の5第2項及び第4項並びに第33条の10	届出の受理	○	○		○			○				○	○	
		第33条の6	関係市町村長からの意見の聴取等	○	○		○			○				○	○	
		第33条の9	認可採取計画の変更命令	○	○		○			○				○		
		第33条の12	認可の取消し又は採取の停止命令	○	○	○			○							
		第33条の13	緊急措置命令又は採取の停止命令	○	○	○			○							
		第33条の14第2項	調査及び措置の実施	○	○		○			○				○		
		第33条の17	災害防止命令	○	○	○			○							
		第34条の4第1項	聴聞の実施	○	○	○			○							
		第34条の6	指導及び助言	○	○		○			○				○	○	
第42条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○				○	○			
第42条の2	国等との協議	○	○		○			○				○	○			
16	砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関する事務（広域振興局土木部、総合支局土木部並びに地方振興局土木部及び土木事務所に係るものを除く。）	第3条及び第5条第2項	登録及び通知	○	○		○			○			○	○		
		第6条	登録の拒否及び通知	○	○		○			○			○			
		第8条第2項、第9条第1項及び第10条	届出の受理	○	○		○			○			○	○		
		第12条	登録の取消し又は事業の停止命令及び通知	○	○	○			○							
		第13条	登録の消除	○	○		○			○				○	○	
		第16条及び第20条第1項	採取計画の認可及び変更の認可	○	○		○			○				○	○	
		第20条第2項及び第3項並びに第24条	届出の受理	○	○		○			○				○	○	
第22条	認可採取計画の変更命令	○	○		○			○				○				

	第23条	緊急措置命令又は採取の停止命令	○	○	○			○											
	第26条	認可の取消し又は採取の停止命令	○	○	○			○											
	第33条	報告の徴収	○	○	○			○				○	○						
	第34条第2項	立入検査等	○	○	○			○				○	○						
	第36条第3項	関係市町村長への通報	○	○	○			○				○	○						
	第37条第2項	調査及び措置の実施	○	○	○			○				○							
	第38条第1項	聴聞の実施（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○	○			○											
	第41条第1項	指導及び助言	○	○	○			○				○	○						
	第43条	国等との協議	○	○	○			○				○	○						
17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	第9条第3項	届出の受理	○	○	○			○				○	○						
	第9条の2第1項及び第9条の3第9項	改善又は使用停止の命令	○	○	○			○				○							
	第12条の3第6項	報告の受理	○	○	○			○				○	○						
	第12条の6	勧告	○	○	○			○				○	○						
	第14条第1項及び第14条の4第1項	収集運搬業の許可（県内に事業所を有する者に係るものに限る。）	○			○													
	第14条第2項及び第14条の4第2項	収集運搬業の許可の更新（県内に事業所を有する者に係るものに限る。）	○			○													
	第14条の2第1項及び第14条の5第1項	収集運搬業の事業の範囲の変更の許可（県内に事業所を有する者に係るものに限る。）	○			○													
	第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項	届出の受理（県内に事業所を有する者に係るものに限る。）	○	○	○			○					○	○					
	第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項	届出の受理	○	○	○			○					○	○					
	第15条の2の6	改善又は使用停止の命令	○	○	○			○					○						
	第18条第1項	報告の徴収（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）	○	○	○			○					○	○					
	第19条第1項	立入検査（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）	○	○	○			○					○	○					
	第19条の3	改善命令（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）	○	○	○			○					○						
	第19条の5第1項及び第19条の6第1項	措置命令（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。）	○	○	○			○					○						

18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)の施行に関する事務	第8条の27	報告の受理	○	○		○			○			○	○
	第19条	指導及び助言	○	○		○			○			○	○
19 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)の施行に関する事務	第20条	勧告及び命令	○	○		○			○			○	○
	第42条第1項、第44条第2項、第53条第1項及び第55条第2項	登録及び通知	○	○		○			○			○	○
	第45条及び第56条	登録の拒否及び通知	○	○		○			○			○	○
	第46条第1項、第48条第1項(第59条において準用する場合を含む。)及び第57条第1項	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第46条第2項、同条第3項において準用する第44条第2項、第57条第2項及び同条第3項において準用する第55条第2項	登録の変更及び通知	○	○		○			○			○	○
	第47条(第59条において準用する場合を含む。)	登録簿の閲覧	○	○		○			○			○	○
	第48条第1項(第59条において準用する場合を含む。)	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第49条(第59条において準用する場合を含む。)	登録の抹消	○	○		○			○			○	○
	第51条第1項、同条第2項において準用する第45条第2項、第58条第1項及び同条第2項において準用する第56条第2項	登録の取消し又は事業停止命令及び通知	○	○		○			○			○	○
	第63条第1項及び第71条第1項	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第64条(第72条において準用する場合を含む。)	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第90条第1項及び第3項	勧告及び命令	○	○		○			○			○	○
	第130条第1項	報告の徴収	○	○		○			○			○	○
第131条第1項	立入検査	○	○		○			○			○	○	
20 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の施行に関する事務	第8条及び第12条第2項	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第14条	指導及び助言	○	○		○			○			○	○
	第16条	改善命令	○	○		○			○			○	○
	第17条	報告の徴収	○	○		○			○			○	○
第18条	立入検査	○	○		○			○			○	○	

21	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)の施行に関する事務	第5条	変更届出の受理	○	○		○			○			○	○	
22	下水道法(昭和33年法律第79号)の施行に関する事務	第37条第3項	維持管理に関する指示	○	○		○			○			○	○	
		第39条第2項	報告の徴収	○	○		○			○			○	○	
23	循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)の施行に関する事務	第20条第2項及び第31条第1項	報告の徴収又は立入検査若しくは収去	○	○		○			○			○	○	室長にあっては、収去を除く。
		第20条第5項	調査命令	○	○		○			○			○	○	
		第20条第6項、第22条第3項及び第23条第1項	報告の受理	○	○		○			○			○	○	
		第20条第7項、第21条第6項及び第23条第3項	措置命令	○	○		○			○			○	○	
		第28条	届出の受理	○	○		○			○			○	○	
24	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号)の施行に関する事務	第6条第1項	報告の徴収又は立入検査若しくは収去	○	○		○			○			○	○	
		第15条第4項及び第16条第3項	行為の許可	○	○		○			○			○	○	
25	岩手県自然環境保全条例(昭和48年岩手県条例第62号)の施行に関する事務	第15条第7項及び第9項、第10項、第12項(第16条第4項において準用する場合を含む。)、第16条第3項、第17条第1項、第23条第1項並びに第25条第1項	届出の受理	○	○		○			○			○	○	
		第17条第2項(第23条第2項において準用する場合を含む。)	行為の禁止等	○	○		○			○			○	○	
		第17条第3項(第23条第2項において準用する場合を含む。)	行為の禁止等の期間の延長	○	○		○			○			○	○	
		第17条第5項(第23条第2項において準用する場合を含む。)	行為の着手制限期間の短縮	○	○		○			○			○	○	
		第18条(第24条第1項において準用する場合を含む。)	行為の中止又は原状回復等の命令	○	○		○			○			○	○	
		第19条第1項	国等との協議	○	○		○			○			○	○	
		第19条第2項(第24条第2項において準用する場合を含む。)	通知の受理	○	○		○			○			○	○	
		第26条	届出者に対する助言又は勧告	○	○		○			○			○	○	
第28条第1項	報告の徴収又は立入検査等	○	○		○			○			○	○			

26 温泉法(昭和23年法律第125号)の施行に関する事務	第29条第1項	立入測量、木竹の除去等	○	○		○			○			○	○	
	第29条第2項	実地調査の通知	○	○		○			○			○	○	
	第13条第1項	温泉利用の許可	○	○		○			○			○		
	第14条第3項	届出の受理	○	○		○			○			○	○	
	第14条第4項	掲示内容の変更命令	○	○		○			○			○		
	第27条第1項	許可の取消し	○	○		○			○			○		
	第27条第2項	利用の制限等の命令	○	○		○			○			○		
	第29条	聴聞の実施(広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。)	○	○		○			○			○		
	第30条第1項	報告の徴収	○	○		○			○			○	○	
第31条第1項	立入検査	○	○		○			○			○	○		
27 温泉法施行条例(平成12年岩手県条例第26号)の施行に関する事務	第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条第1項及び第2項並びに第14条	届出の受理	○	○		○			○			○	○	
28 自然公園法(昭和32年法律第161号)の施行に関する事務(国立公園に係るもの及び2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。)	第13条第3項及び第14条第3項	行為の許可	○			○								
	第13条第6項、第7項及び第8項、第14条第6項及び第7項、第24条第6項及び第7項並びに第26条第1項	届出の受理	○	○		○						○	○	
	第22条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等	○	○		○						○	○	
	第26条第2項	行為の禁止等	○	○		○						○		
	第26条第4項	行為の禁止等の期間の延長	○	○		○						○		
	第26条第6項	行為の着手制限期間の短縮	○	○		○						○	○	
	第27条第1項	原状回復等の命令	○	○		○						○		
	第56条第1項	国の機関との協議	○			○								
	第56条第3項及び第4項	通知の受理及び国の機関との協議	○			○								
第66条第2項において準用する第56条(第2項を除く。)	通知の受理及び国の機関との協議	○	○		○			○			○	○		
29 県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号)の施行に関する事務(2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。)	第10条第4項第1号	工作物の新築、改築及び増築の許可	○	○		○			○			○	○	
	第10条第4項第2号	木竹の伐採の許可	○	○		○			○			○	○	
	第10条第4項第3号	土石の採取の許可	○	○		○			○			○	○	
	第10条第4項第4号	水位等の増減をきたす行為の許可	○	○		○			○			○	○	
	第10条第4項第5号	広告物の設置等の許可	○	○		○			○			○	○	
	第10条第4項第6号	土石等の集積及び貯蔵の許可	○	○		○			○			○	○	
	第10条第4項第7号	水面の埋立て又は干拓の許可	○	○		○			○			○	○	
	第10条第4項第8号	土地の形状変更の許可	○	○		○			○			○	○	
	第10条第4項第9号	高山植物の採取等の許可	○	○		○			○			○	○	
	第10条第4項第10号	指定動物の捕獲等の許可	○	○		○			○			○	○	

	第10条第4項第11号	屋根等の色彩の変更の許可	○	○		○			○			○	○
	第10条第4項第12号	指定区域への立入りの許可	○	○		○			○			○	○
	第10条第4項第13号	指定区域内における車馬の使用等の許可	○	○		○			○			○	○
	第10条第5項から第7項まで及び第12条第1項	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第12条第2項	行為の禁止等	○	○		○			○			○	○
	第12条第4項	行為の禁止等の期間の延長	○	○		○			○			○	
	第12条第6項	行為の着手制限期間の短縮	○	○		○			○			○	
	第13条	原状回復等の命令	○	○		○			○			○	
	第14条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等	○	○		○			○			○	
30 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)の施行に関する事務	第9条第1項及び第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに許可証の交付(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。)	○	○		○			○			○	○
	第9条第8項	従事者証の交付(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。)	○	○		○			○			○	○
	第9条第9項	許可証及び従事者証の再交付(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。)	○	○		○			○			○	○
	第9条第11項	許可証及び従事者証の返納の受理(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。)	○	○		○			○			○	○
	第9条第12項	報告の受理(学術研究の目的に係る場合であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。)	○	○		○			○			○	○

	第75条第1項	報告の徴収（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	○	
	第75条第2項及び第3項	立入検査及び立入調査	○	○		○			○			○	○	
	第79条第2項	市町村に対する必要な指示（自然保護課の主管に属するものを除く。）	○	○		○			○			○		
31 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第391号)の施行に関する事務	第1条	特別保護指定区域の指定期間の指定	○		○									
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)の施行に関する事務	第7条第10項、第11項、第12項及び第13項	届出の受理（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	○	
	第15条第6項及び第7項、第20条第5項及び第6項、第24条第5項及び第6項、第42条第5項及び第6項、第50条並びに第65条第10項	届出の受理	○	○		○			○			○	○	
	第76条第1項及び第2項	報告の受理	○			○								
33 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(平成14年岩手県条例第26号)の施行に関する事務	第10条及び第22条	助言又は指導（自然保護課の主管に属するものを除く。）	○	○		○			○			○		
	第13条第1項及び第5項	指定希少野生動植物の捕獲等の許可及び許可証の交付（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○	○	
	第13条第6項	従事者証の交付（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○	○	
	第13条第7項	許可証及び従事者証の再交付（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○	○	
	第14条第1項	措置命令（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○		
	第14条第2項	許可の取消し（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○		

	第15条第1項	報告徴収及び立入検査（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	○	
	第16条第1項及び第2項	特定希少野生動植物事業届出の受理及び届出済証の交付（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○	○	
	第16条第3項及び第5項	変更等の届出の受理（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○	○	
	第18条第1項	指示（事業の区域が2以上広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○		
	第18条第2項	業務停止命令（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○		
	第19条第1項	届出済証の返納の受理（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○	○	
	第19条第2項	届出済証の返付（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○			○	○	
	第20条第1項	報告徴収及び立入検査（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	○	
	第37条第1項	希少野生動植物保護取締員の指名	○	○		○			○			○	○	
34 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の施行に関する事務	第4条第2号及び第4号	指定希少野生動植物の捕獲等の届出の受理（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	○	
	第7条第7項及び第9項	許可証等の返納の受理（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	○	
	第7条第8項	報告の受理（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	○	
35 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務	第31条第1項	設立の認可	○			○								

37 登録免許税法施行規則(昭和42年大蔵省令第37号)の施行に関する事務	第3条第1号イ(1)及びロ(1)	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物又は土地であることの証明	○	○		○			○			○		
38 岩手県保健所使用料等条例(昭和23年岩手県条例第48号)の施行に関する事務	第3条	手数料、使用料及び治療料の減免(知事が必要と認められた者に対する場合を除く。)	○	○		○			○			○		
39 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の施行に関する事務	第24条第1項	医療特別手当の支給	○	○		○			○			○	○	
	第26条第1項	原子爆弾小頭症手当の支給	○	○		○			○			○	○	
	第27条第1項	健康管理手当の支給	○	○		○			○			○	○	
	第28条第1項	保健手当の支給	○	○		○			○			○	○	
	第31条	介護手当の支給	○	○		○			○			○	○	
	第32条	葬祭料の支給	○	○		○			○			○	○	
40 特定疾患治療研究事業に関する事務		特定疾患療養費及び老人医療特定疾患治療費の支給	○	○		○			○			○	○	
41 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の施行に関する事務	第8条第1項、第9条第1項及び第2項並びに第10条第2項	届出の受理	○	○		○			○			○		
	第15条第1項	勧告	○	○		○			○			○		
	第15条第2項	措置命令	○	○		○			○			○		
	第15条第3項及び第18条第3項	市町村長への協力の要請	○	○		○			○			○		
	第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	犬又はねこの引取場所の指定	○	○		○			○			○		
42 動物の愛護及び管理に関する条例(平成17年岩手県条例第35号)の施行に関する事務	第11条及び第28条第1項	勧告	○	○		○			○			○		
	第15条第1項及び附則第4項	登録	○	○		○			○			○		
	第15条第2項及び第20条並びに附則第7項	登録証の交付	○	○		○			○			○		
	第16条(第18条第2項において準用する場合を含む。)	登録の拒否及び通知	○	○		○			○			○		
	第18条第1項及び第19条第2項	登録の変更	○	○		○			○			○		
	第19条第1項、第21条第2項、第22条、第34条、第40条及び第42条並びに附則第5項及び第14項	届出の受理	○	○		○			○			○		
	第22条、第24条及び第29条第3項	返納の受理	○	○		○			○			○		
	第23条	登録証の再交付	○	○		○			○			○		
	第25条	登録の抹消及び通知	○	○		○			○			○		
	第28条第2項及び第38条	措置命令	○	○		○			○			○		
第29条	登録の取消し及び通知	○	○		○			○			○			
	第30条及び第33条	危険動物の飼養の許可及び変更の許可	○	○		○			○			○		

	第39条	期間動物の飼養の許可の取消し	○	○		○			○		○		
	第41条第2項	緊急時の措置	○	○		○			○		○		
	第47条	犬及びねこの引取りの際の措置	○	○		○			○		○		
	第49条	負傷動物等への措置	○	○		○			○		○		
	第50条第1項	動物の譲渡	○	○		○			○		○		
	第51条第1項	報告の徴収及び立入調査（犬による危害の防止に係るものを除く。）	○	○		○			○		○		
43 民生委員法(昭和23年法律第198号)の施行に関する事務	第20条第1項	民生委員協議会を組織すべき区域の決定	○	○		○			○		○		
	第26条	民生委員推薦会に対する負担金の交付決定等	○	○		○			○		○		
44 生活保護法の施行に関する事務	第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）	申請による保護の開始及び変更の決定並びに通知	○	○		○	○				○	○	室長は、第24条第5項において準用する場合に限る。
	第25条第1項及び第2項	職権による保護の開始及び変更の決定並びに通知	○	○		○	○				○	○	室長は、第25条第2項に限る。
	第26条	保護の停止又は廃止の決定及び通知	○	○			○				○	○	
	第27条第1項	指導又は指示	○	○		○					○		
	第27条の2	相談及び助言	○	○			○				○	○	
	第28条第1項及び第4項	立入調査又は検診命令及び申請の却下等	○	○		○					○		
	第29条	調査の囑託又は報告の請求	○	○			○				○	○	
	第30条第3項	保護施設等への入所措置	○	○			○				○	○	
	第40条第2項、第46条第2項及び第50条の2	届出の受理	○			○							
	第41条第3項、第4項及び第5項	許可及び許可の条件の付加	○			○							
	第42条	保護施設の休止及び廃止の認可	○			○							
	第44条第1項	報告の徴収及び立入検査	○	○		○					○		
	第45条第1項、第2項、第3項及び第4項	改善命令等	○			○							
	第46条第3項	変更命令	○			○							
	第48条第3項	指導の制限及び禁止	○			○							
	第48条第4項	届出の受理	○	○			○				○	○	
	第49条（第55条において準用する場合を含む。）及び第54条の2	医療機関等の指定	○			○							
	第51条第2項（第55条において準用する場合を含む。）	指定の取消し	○			○							
	第54条第1項	報告の徴収及び立入検査	○			○							

<p>48 介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に関する事務</p>	<p>第24条第1項</p>	<p>報告の徴収等及び質問(訪問介護事業者、訪問入浴介護事業者、通所介護事業者、短期入所生活介護事業者、特定施設入居者生活介護事業者、福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防訪問介護事業者、介護予防訪問入浴介護事業者、介護予防通所介護事業者、介護予防短期入所生活介護事業者、介護予防特定施設入居者生活介護事業者、介護予防福祉用具貸与事業及び特定介護予防福祉用具販売事業者(以下「福祉サービス事業者」という。)並びに居宅介護支援事業者並びに介護老人福祉施設並びに夜間対応型訪問介護事業者、認知症対応型通所介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、介護予防認知症対応型通所介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業者及び介護予防支援事業者(以下「地域密着型福祉サービス事業者」という。)に係るものに限る。)</p>	○	○		○						○					
	<p>第24条第2項</p>	<p>報告の徴収及び質問(福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものに限る。)</p>	○	○		○						○					

第41条第1項本文及び第53条第1項本文	指定（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○									○			
第46条第1項	指定	○	○		○									○			
第70条第1項、第70条の2第2項（第115条の10において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項	申請の受理（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○									○			
第70条第4項	意見の聴取	○	○		○									○			
第70条の2第1項（第115条の10において準用する場合を含む。）	指定の更新（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○									○			
第75条及び第115条の5	届出の受理（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○									○			
第76条及び第115条の6	報告の徴収等及び質問若しくは立入検査（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○									○			
第76条の2及び第115条の7	勧告及び公表若しくは命令及び公示（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○									○			
第77条及び第115条の8	指定の取消し又は効力の停止（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○									○			
第78条及び第115条の9	公示（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○				○							○	○		
第78条の2第2項、第78条の10及び第115条の18	届出の受理	○	○		○									○			
第78条の2第3項	助言及び勧告	○	○		○									○			
第79条第1項、第79条の2第2項、第86条第1項及び第86条の2第2項	申請の受理	○	○		○									○			
第79条の2第1項	指定の更新	○	○		○									○			
第82条及び第89条	届出の受理	○	○		○									○			
第83条及び第90条	報告の徴収等及び質問若しくは立入検査	○	○		○									○			
第83条の2及び第91条の2	勧告及び公表若しくは命令及び公示	○	○		○									○			
第84条	指定の取消し又は効力の停止	○	○		○									○			
第85条	公示	○	○				○							○	○		
第115条の29第4項	命令（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○									○			
第115条の29第5項及び第7項	通知	○	○		○									○			

54 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の施行に関する事務	第17条	障害児福祉手当の支給	○	○			○					○	○
	第19条(第26条の5において準用する場合を含む。)	受給資格の認定	○	○			○					○	○
	第22条第2項(第26条の5において準用する場合を含む。)	手当に相当する金額の返還	○	○			○					○	○
	第24条第1項(第26条の5において準用する場合を含む。)	不正利得の徴収	○	○		○						○	
	第26条において準用する第5条第2項	受給資格の認定	○	○			○					○	○
	第26条において準用する第11条(第3号を除く。)	手当の不支給	○	○		○						○	
	第26条において準用する第12条	手当の一時差止め	○	○			○					○	○
	第26条の2	特別障害者手当の支給	○	○			○					○	○
	第26条の5において準用する第5条第2項	受給資格の認定	○	○			○					○	○
	第26条の5において準用する第11条(第3号を除く。)	手当の不支給	○	○		○						○	
	第26条の5において準用する第12条	手当の一時差止め	○	○			○					○	○
	第35条	届出の受理	○	○			○					○	○
	第36条第1項	物件の提出命令等	○	○			○					○	○
	第36条第2項	受診命令等	○	○			○					○	○
第37条	資料の請求等又は報告の徴収	○	○			○					○	○	
55 被救護者運賃割引証書の交付に関する事務		被救護者運賃割引証書の交付	○	○			○		○			○	○
56 知的障害者福祉法の施行に関する事務	第11条第1項	連絡調整等	○	○			○		○			○	○
	第15条の2第1項	知的障害者相談員の委託	○	○			○		○			○	○
	第15条の28第1項	報告の徴収又は質問若しくは検査	○	○		○			○			○	
	第15条の24	指定知的障害者更正施設等の指定	○			○			○				
	第15条の27	届出の受理	○			○			○				
	第15条の30	指定の取消し	○			○			○				
	第15条の31	公示	○			○			○				
	第18条及び第20条	届出の受理	○	○		○			○			○	
	第21条の2第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○			○			○	
	第21条の3	事業の制限又は停止の命令	○	○		○			○			○	
第25条第1項第1号及び第2号	負担金の交付	○	○			○		○			○	○	
57 知的障害者福祉法施行細則(平成14年岩手県規則第91号)の施行に関する事務	第6条	指定の辞退届の受理	○				○						

58 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	第31条	費用の徴収	○	○			○		○			○	○
	第33条第4項、第33条の2及び第33条の4第2項	届出の受理	○	○			○		○			○	○
	第38条の2	定期の報告の受理	○	○			○		○			○	○
	第50条第2項、第3項及び第4項	届出の受理	○			○			○				
	第50条の2の4第1項及び第50条の3の3第1項	報告の徴収、質問及び立入検査	○	○		○			○			○	
	第50条の3	精神障害者社会適応訓練事業の実施	○	○			○		○			○	○
59 障害者自立支援法の施行に関する事務	第2条第2項及び第17条	市町村への助言及び援助等	○	○			○		○			○	○
	第11条1項及び第2項	報告の徴収又は質問	○	○		○			○			○	
	第29条第1項	指定（指定障害者支援施設に係るものに限る。）	○			○							
	第29条第1項	指定（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	
	第36条及び第37条	指定障害者福祉サービス事業者の指定及び指定の変更	○	○		○			○			○	
	第38条	指定障害者支援施設の指定	○			○							
	第41条第1項	指定の更新（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	
	第46条第1項	届出の受理（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	
	第48条第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○			○			○	
	第49条第1項、第4項、第5項、第6項、及び第7項	勧告及び措置命令等（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	
	第50条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し及び効力停止	○	○		○			○			○	
	第51条	公示（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	
	第79条第2項	届出の受理（障害福祉サービス事業に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	
	第79条第3項及び第4項	変更又は廃止届の受理（障害福祉サービス事業に係るものに限る。）	○	○		○			○			○	
第81条第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査（障害福祉サービス事業に係るものに限る。）	○	○		○			○			○		

	第59条第1項及び第3項	無届出保育施設又は無認可保育施設（認可を取り消された保育所を含む。）に係る報告の徴収又は立入検査及び改善その他の勧告	○	○		○								○		
	第59条第4項	公表	○	○		○				○				○		
	第59条第5項及び第6項	事業停止又は閉鎖命令	○		○											
	第59条第7項	勧告した旨の通知	○	○			○		○					○	○	
	第59条の2第3項及び第59条の2の5第2項	通知	○	○			○		○					○	○	
	第59条の2の5第1項	報告の受理	○	○			○		○					○	○	
	第59条の2の6	協力の依頼（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○			○		○					○	○	
61 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の施行に関する事務	第37条第4項、第5項及び第6項	児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）についての届出の受理	○			○										
	第37条第4項及び第6項	児童福祉施設（児童厚生施設に限る。）についての届出の受理	○	○			○		○					○	○	
62 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の施行に関する事務	第38条第2項第2号	児童の遊びを指導する者の認定	○	○			○		○					○	○	
63 市町村における児童手当事務の指導監査に関する事務		市町村における児童手当事務の実態の把握及び必要な是正又は改善の措置	○	○			○		○					○	○	
64 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務	第13条（附則第3条第1項においてその例によることとされる場合及び第32条第1項（附則第6条第1項においてその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け	○	○			○		○					○	○	
	第25条第3項（第34条第1項において準用する場合を含む。）	公共的施設内における売店等の設置の協議	○	○			○		○					○	○	
	第31条	母子家庭自立支援給付金の支給	○	○			○		○					○	○	
65 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の施行に関する事務	第8条第1項及び第37条第1項	期限が到来した貸付金の償還請求	○	○			○		○					○	○	
	第8条第5項（第37条第2項において準用する場合を含む。）	据置期間の延長の承認	○	○			○		○					○	○	

	第11条（第38条において準用する場合を含む。）	交付の停止又は減額	○	○			○		○			○	○	
	第12条及び第13条（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	貸付けの停止	○	○			○		○			○	○	
	第16条（第38条において準用する場合を含む。）	一時償還金の請求（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○			○	○	
	第17条（第38条において準用する場合を含む。）	違約金の徴収（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○			○	○	
	第19条第1項（第38条において準用する場合を含む。）	償還金の支払の猶予（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○			○	○	
66 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和41年岩手県規則第9号）の施行に関する事務	第8条（第44条において準用する場合を含む。）	借用書の受理（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○			○	○	
	第9条及び第34条並びに第18条及び第19条（第44条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	届出の受理	○	○			○		○			○	○	
	第12条第2項（第44条において準用する場合を含む。）	償還期限又は償還方法の変更の承認（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○			○	○	
	第17条第1項及び第23条（第44条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	届出の受理（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○			○	○	
67 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する事務	第21条の4第1項	養育医療の費用の徴収	○	○			○		○			○	○	

備考1 広域振興局等の長に委任する事務は、「事務」欄に掲げる事務のうち、「委任」欄のそれぞれ該当する広域振興局長又は地方振興局長の欄に○印のあるものとし、当該広域振興局等の長に委任された事務のうち、広域振興局等の副局長等及び保健福祉環境部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長及び室長の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局長並びに総合支局の部長及び室長の専決できる事項は当該総合支局の所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

2 「地方振興局」欄の「室長等」とは、1の項から34の項までにあつては盛岡地方振興局保健福祉環境部の環境衛生室長を、35の項から67の項までにあつては盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長をいう。

別表第4 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び農林部長等専決事項（第5条、第31条、第36条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者								備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局		
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	
1 農業近代化資金利子補給規則（昭和36年岩手県規則第58号）の施行に関する事務（農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会、土地改良区連合、たばこ耕作組合、民法法人及び株式会社（別に定めるものに限る。）に係るものを除く。）	第6条第1項	利子補給の承認	○	○		○			○			○	
	第7条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令	○	○		○			○			○	
	第8条	報告の徴収又は調査	○	○		○			○			○	
		利子補給金の交付決定	○	○		○			○			○	
2 地域農業担い手育成資金利子補給規則（平成3年岩手県規則第64号）の施行に関する事務	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令	○	○		○			○			○	
	第9条	報告の徴収又は調査	○	○		○			○			○	
		利子補給金の交付決定	○	○		○			○			○	
3 中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年岩手県規則第61号）の施行に関する事務	第7条	利子補給の承認	○	○		○			○			○	
	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令	○	○		○			○			○	
	第9条	報告の徴収又は調査	○	○		○			○			○	
		利子補給金の交付決定	○	○		○			○			○	
4 中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則（平成6年岩手県規則第228号）の施行に関する事務	第7条	利子補給の承認	○	○		○			○			○	
	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令	○	○		○			○			○	
	第9条	報告の徴収又は調査	○	○		○			○			○	
		利子補給金の交付決定	○	○		○			○			○	
5 農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成7年岩手県規則第100号）の施行に関する事務	第7条	利子補給の承認	○	○		○			○			○	
	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令	○	○		○			○			○	
	第9条	報告の徴収又は調査	○	○		○			○			○	
		利子補給金の交付決定	○	○		○			○			○	

6 認定農業者育成確保資金利子補給規則（平成10年岩手県規則第120号）の施行に関する事務	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令	○	○		○			○			○		
	第9条	報告の徴収又は調査	○	○		○			○			○		
		利子補給金の交付決定	○	○		○			○			○		
7 新しい水田農業確立推進資金利子補給規則（平成12年岩手県規則第116号）の施行に関する事務	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令	○	○		○			○			○		
	第9条	報告の徴収又は調査	○	○		○			○			○		
		利子補給金の交付決定	○	○		○			○			○		
8 新規就農者育成推進資金利子補給規則（平成12年岩手県規則第117号）の施行に関する事務	第8条	利子補給の打切り又は利子補給金の返還命令	○	○		○			○			○		
	第9条	報告の徴収又は調査	○	○		○			○			○		
		利子補給金の交付決定	○	○		○			○			○		
9 農林漁業金融公庫の委嘱業務に関する事務		農林漁業金融公庫の貸付対象事業のうち、農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（土地改良事業に係る資金に限る。）、乳業施設資金及び主務大臣指定施設資金（豚及び鶏施設に係る資金に限る。）の貸付対象事業（2以上の広域振興局等の所管区域にわたる土地改良事業を除く。）に係る事業計画の適否及び工事しゅん工の認定等並びに畜産経営環境調和推進資金に係る共同利用施設整備計画の認定	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
10 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）の施行に関する事務	第64条第1項	報告の徴収及び立入検査	○	○			○					○		
11 水田農業経営確立対策の実施に関する事務		市町村水田農業振興計画の策定又は変更に係る協議	○	○		○						○		
12 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の施行に関する事務	第7条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○			○		
13 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する事務	第24条第1項及び第2項	申請書の受理及び報告の徴収	○			○								

18 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）の施行に関する事務	第7条第2項及び第58条第3項（第13号、第14号、第15号及び第16号までを除く。）	届出の受理	○	○			○					○	
19 農業倉庫業法（大正6年法律第15号）の施行に関する事務	第6条	農業倉庫業の認可	○	○			○					○	
	第13条	業務規程の変更の認可	○	○			○					○	
	第16条	報告の徴収、検査その他監督処分	○	○			○					○	○
	第17条	事業の停止命令又は認可の取消し	○	○			○					○	
20 卸売市場法（昭和46年法律第35号）の施行に関する事務	第55条	開設許可	○	○		○			○			○	
	第58条第1項	卸売業務の許可	○	○		○			○			○	
	第60条	廃止の許可	○	○		○			○			○	
	第64条第1項	業務規程の変更の承認	○	○		○			○			○	
	第65条第1項及び第2項	許可の取消し	○	○		○			○			○	
	第66条第1項	報告等の徴収及び立入検査	○	○		○			○			○	
21 卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）の施行に関する事務	第3条第1項、第6条第1項及び第8条	申請の受理	○	○		○			○			○	
	第9条、第13条第1項、第22条、第23条第2項、第27条第1項及び第3項並びに第28条第1項及び第3項	届出の受理	○	○		○			○			○	○
	第10条第1項及び第3項並びに第13条第2項	許可証の交付、再交付及び書換え交付	○	○		○			○			○	
	第11条第1項及び第2項並びに第12条第1項	承認	○	○		○			○			○	
	第13条の2第4項及び第14条	名簿の受理	○	○		○			○			○	○
	第25条（第29条第2項において準用する場合を含む。）	報告の受理	○	○		○			○			○	○
	第26条第1項（第29条第1項において準用する場合を含む。）及び第2項（第29条第2項において準用する場合を含む。）	勧告	○	○		○			○			○	
	第28条の2第1項	報告等の徴収及び立入検査	○	○		○			○			○	
	第38条	許可及び処分等の告示	○	○		○			○			○	
22 卸売市場条例施行規則（昭和47年岩手県規則第36号）の施行に関する事務	第10条の2第3項及び第11条第2項	報告の受理	○	○		○			○			○	○
23 家畜商法（昭和24年法律第208号）の施行に関する事務	第3条第1項	家畜商の免許	○	○		○			○			○	
	第7条	免許の取消し及び事業の停止命令	○	○		○			○			○	
	第10条の2第2項	届出の受理	○	○		○			○			○	
	第11条の3第1項	立入検査	○	○		○			○			○	

24 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）の施行に関する事務	第3条第1項及び第2項	申請及び届出の受理	○	○		○			○			○		
	第4条	登録の消除	○	○		○			○			○		
	第5条及び第6条	家畜商免許証の書換え交付及び再交付	○	○		○			○			○		
	第7条	家畜商免許証の返納の受理	○	○		○			○			○		
25 家畜取引法(昭和31年法律第123号)の施行に関する事務	第3条	家畜市場の登録	○	○		○			○			○		
	第7条	登録証の交付及び登録をしない旨の通知	○	○		○			○			○		
	第9条	届出の受理並びに登録証の書換え交付及び再交付	○	○		○			○			○		
	第10条及び第27条第1項	届出の受理	○	○		○			○			○		
	第15条	売買方法の特例の許可	○	○		○			○			○		
	第18条	登録の取消し及び家畜市場開場の停止命令	○	○		○			○			○		
	第18条の2	業務停止命令	○	○		○			○			○		
	第27条の2第1項	家畜取引禁止場所の指定及び家畜取引の許可	○	○		○			○			○		
	第29条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査	○	○		○			○			○		
26 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の施行に関する事務	第6条第6項	基本構想の同意及び変更の同意	○	○		○			○			○		
	第7条第1項及び第5項（第8条第2項において準用する場合を含む。）、第8条第1項並びに第11条	農地保有合理化事業規程の設定、変更及び廃止の承認、当該承認の取消し並びに公告（事業実施地域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。）	○	○		○			○			○		
	第9条	報告の徴収	○	○		○			○			○		
	第10条第1項	改善命令	○	○		○			○			○		
	第27条の4第2項、第3項、第4項及び第27条の6第1項	特定遊休農地に関する調停、公告及び通知	○	○		○			○			○		
	第27条の7第1項及び第27条の8第1項	特定利用権の設定に関する裁定、通知及び公告	○	○		○			○			○		
	第27条の10	特定利用権に係る賃貸借の解除の承認	○	○		○			○			○		
27 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関する事務	第4条第6項	農林業等活性化基盤整備計画の同意及び変更の同意	○	○		○			○			○		
	第8条第4項	所有権移転等促進計画の承認	○	○		○			○			○		

28	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）の施行に関する事務	第5条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）	市町村計画の協議及び変更の協議	○	○		○			○			○		
29	農地法の施行に関する事務	第71条	売渡し後の検査	○	○		○			○			○		
30	農業委員会交付金交付規則（昭和60年岩手県規則第86号）の施行に関する事務		農業委員会交付金の交付決定等	○	○		○			○			○		
31	中山間地域等直接支払の実施に関する事務		中山間地域等直接支払市町村基本方針の認定及び変更の認定	○	○		○			○			○		
32	農地移動適正化あっせん事業に関する事務		農地移動適正化あっせん基準の認定及び審査	○	○		○			○			○		
33	岩手県農業改良資金貸付規則（昭和31年岩手県規則第87号）の施行に関する事務	第7条	計画の認定及び通知	○	○		○			○			○		
		第10条	貸付けの決定及び通知	○	○		○			○			○		
		第11条	借用証書の受理	○			○								
		第12条	事業内容の変更等の承認及び報告の受理	○	○		○				○			○	
		第14条第1項及び第3項	貸付金の一時償還の請求	○	○		○				○			○	
		第17条	支払猶予の決定及び通知	○	○		○				○			○	
		第18条第1項 第18条第2項	違約金の徴収 違約金の支払の請求	○	○		○				○			○	
34	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の施行に関する事務	第4条第3項	導入計画の認定	○	○		○			○			○		
		第5条第1項	導入計画の変更	○	○		○			○			○		
		第5条第2項	認定の取消し	○	○		○			○			○		
		第9条	報告の徴収	○	○		○			○			○		
35	土地改良法の施行に関する事務	第6条第3項、第4項及び第5項（第48条第8項、第84条、第96条の2第4項及び第96条の3第4項において準用する場合を含む。）	あっせん、調停、勧告等	○	○		○			○	○	○	○		

<p>第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第8条第1項並びに第52条の2第1項（第53条の4第2項、第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）</p>	<p>適否の決定及び通知</p>	○	○			○		○	○	○	○	
<p>第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第56条第5項、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第8条第2項</p>	<p>専門技術者への調査依頼</p>	○	○			○		○	○	○	○	
<p>第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第52条の2第4項（第53条の4第2項、第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第8条第6項並びに第99条第5項</p>	<p>公告及び縦覧</p>	○	○			○		○	○	○	○	
<p>第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第9条第2項</p>	<p>専門技術者の意見の聴取及び異議の申出に対する決定</p>	○	○			○		○	○	○	○	
<p>第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第9条第4項</p>	<p>申請の却下</p>	○	○			○		○	○	○	○	

第18条第16項及び第17項（第68条第2項及び第84条において準用する場合を含む。）並びに第54条第3項及び第4項（第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）	届出の受理及び公告	○	○			○			○	○	○	○	
第29条の3第1項（第84条において準用する場合を含む。）	仮理事の選任及び総会の招集	○	○			○			○	○	○	○	
第30条第2項及び第3項（第84条において準用する場合を含む。）	定款変更の認可及び公告	○	○			○			○	○	○	○	
第36条第8項（第84条において準用する場合を含む。）	員外受益者からの経費の徴収の認可	○	○			○			○	○	○	○	
第36条第9項（第84条において準用する場合を含む。）、第96条の2第6項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第98条第9項及び第99条第4項（第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）	意見の聴取	○	○			○			○	○	○	○	
第39条第5項（第84条において準用する場合を含む。）	滞納処分への認可	○	○			○			○	○	○	○	
第41条第4項（第84条において準用する場合を含む。）	異議の申出に係る決定	○	○			○			○	○	○	○	
第48条第1項（第84条において準用する場合を含む。）	土地改良事業計画の変更等の認可	○	○			○			○	○	○	○	
第48条第10項（第84条、第95条の2第3項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。）	土地改良事業計画の変更等の認可申請に係る手続の省略の認定	○	○			○			○	○	○	○	
第48条第11項（第84条、第95条の2第3項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第57条の2第4項（第84条及び第96条において準用する場合を含む。）、第95条第4項及び第96条の2第7項	公告	○	○			○			○	○	○	○	
第98条第10項及び第99条第12項（第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）	公告	○	○			○			○	○	○	○	

第49条第1項（第84条及び第96条の4において準用する場合を含む。）	応急工事計画の認可又は同意	○	○			○			○	○	○	○	
第52条第1項及び第53条の4第1項（第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）	換地計画の認可及び変更の認可	○	○			○			○	○	○	○	
第56条第2項（同条第3項、第84条及び第96条において準用する場合を含む。）	他用途施設（ダムを除く。）の用に兼ねて供する場合の承認	○	○			○			○	○	○	○	
第56条第4項（第84条において準用する場合を含む。）	裁定	○	○			○			○	○	○	○	
第57条の2第1項（第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）	管理規程の認可又は協議	○	○			○			○	○	○	○	
第57条の2第3項（第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）	管理規程の変更及び廃止の認可又は協議	○	○			○			○	○	○	○	
第57条の4第1項（第57条の8及び第84条において準用する場合を含む。）	事業計画の認可及び変更の認可	○	○			○			○	○	○	○	
第89条の2第11項	仮清算金等の合計額に相当する金銭の支払又は徴収	○	○			○			○	○	○	○	
第94条の10第1項	土地改良施設（ダムを除く。）の管理の委託	○	○			○			○	○	○	○	
第95条第1項	土地改良事業施行の認可	○	○			○			○	○	○	○	
第95条の2第1項	土地改良事業の変更及び廃止の認可	○	○			○			○	○	○	○	
第96条の2第1項	土地改良事業施行の同意	○	○			○			○	○	○	○	
第96条の3第1項	土地改良事業の変更及び廃止の同意	○	○			○			○	○	○	○	
第97条第6項	交換分合計画策定の指示	○	○			○			○	○	○	○	
第98条第8項、第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項	交換分合計画の認可	○	○			○			○	○	○	○	
第99条第6項	交換分合計画の公告に係る通知	○	○			○			○	○	○	○	
第109条	農用地の形質変更の許可	○	○			○			○	○	○	○	
第113条の2第1項及び第2項	届出の受理及び公告	○	○			○			○	○	○	○	
第132条第1項及び第133条	報告の徴収及び検査	○	○			○			○	○	○	○	
第134条	違反行為に対する措置	○	○			○			○	○	○	○	
第136条	決議並びに選挙及び当選の取消し	○	○			○			○	○	○	○	

36	土地改良法施行細則（昭和41年岩手県規則第23号）の施行に関する事務	第3条、第4条、第5条及び第6条	届出の受理	○	○			○			○	○	○	○	
37	団体営土地改良事業についての証明に関する事務		土地改良区の役員及び土地改良事業共同施行の代表者の証明並びに土地改良区の設立及び土地改良事業施行の認可の証明	○	○			○			○	○	○	○	
38	県営土地改良事業により造成された土地又は工作物その他の物件の管理に関する事務（他の主管に属するものを除く。）		目的外使用、改築、追加工事等の承認	○	○			○			○	○	○	○	
39	障害防止対策事業により造成された土地又は工作物その他の物件の管理に関する事務		目的外使用、改築、追加工事等の承認		○									○	盛岡地方振興局に限る。
40	土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和42年岩手県条例第10号）の施行に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	第3条	土地又は工作物その他の物件の交換	○	○			○			○	○	○	○	
		第4条第1項及び第5条	土地、工作物その他の物件又は建物の譲与	○	○			○			○	○	○	○	
		第4条第2項	目的外使用、用途廃止等の承認	○	○			○			○	○	○	○	
41	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の施行に関する事務	第11条第1項	設計及び実施計画の承認	○	○			○			○	○	○	○	
		第18条第1項	行為の許可	○	○			○			○	○	○	○	
		第20条第2項	国等との協議	○	○			○			○	○	○	○	
		第21条第1項及び第2項	監督処分	○	○			○			○	○	○	○	
		第22条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○			○			○	○	○	○	
42	地すべり等防止法施行細則（昭和52年岩手県規則第2号）の施行に関する事務	第3条	変更の承認	○	○			○			○	○	○	○	
		第5条第3項	許可期間の更新	○	○			○			○	○	○	○	
		第6条	変更の許可	○	○			○			○	○	○	○	
		第7条、第8条及び第9条	届出の受理	○	○			○			○	○	○	○	
43	プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例（平成16年岩手県条例第67号）の施行に関する事務（農業用施設に係るものに限る。）	第16条第1項	危険操縦等に対する勧告	○	○	○				○			○		
		第16条第2項	航行停止命令及び寄港命令	○	○	○				○			○		
		第18条第1項	損害賠償等に備えた措置の実施状況の確認	○	○	○				○			○		
		第18条第2項	損害賠償等に備えた措置の是正等の勧告	○	○	○				○			○		
		第21条	移動等の勧告	○	○	○				○			○		
第24条	報告及び立入調査	○	○	○				○			○				

44 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の施行に関する事務	第2条の4第3項において準用する第2条の3第3項及び第4項	市町村計画の協議及び変更の協議	○	○		○			○			○		
45 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の施行に関する事務	第18条	免許証の交付	○	○		○			○			○		
	第19条第1項及び第2項	免許の取消し及び業務の停止の命令	○	○		○			○			○		
	第24条	開設の許可	○	○		○			○			○		
	第26条第1項及び第2項	開設の許可の取消し及び使用の停止の命令	○	○		○			○			○		
	第34条第2項	報告の徴収	○	○		○			○			○		
	第35条第1項	立入検査等	○	○		○			○			○		
46 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）の施行に関する事務	第5条第1項	標準鶏の認定	○	○		○			○			○		
	第7条第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項	ふ化業者の登録、確認、登録の拒否、公示及び登録をしない旨の通知	○	○		○			○			○		
	第8条第1項	要件に適合する旨の確認	○	○		○			○			○		
	第9条	届出の受理	○	○		○			○			○		
	第10条第1項及び第3項	登録の取消し、通知及び公示	○	○		○			○			○		
	第14条	措置命令	○	○		○			○			○		
	第16条第1項	報告の徴収及び立入検査	○	○		○			○			○		
47 養ほう振興法（昭和30年法律第180号）の施行に関する事務	第3条	届出の受理	○	○		○			○			○		
48 家畜貸付譲渡規則（昭和26年岩手県規則第68号）の施行に関する事務		家畜（種雄牛を除く。）の貸付け、貸付家畜（種雄牛を除く。）に係る貸付料の決定、借受者の所得とならない子畜の指定、子畜の無償貸付け、子畜の相当価格での払下げ、子畜の賠償の評価額の決定、子畜の返還命令並びに貸付家畜（種雄牛を含む。）及びその家畜から生産された子畜の検査、届出等の受理	○	○		○			○			○		
49 牧野法（昭和25年法律第194号）の施行に関する事務	第9条第1項及び第10条	改良及び保全の指示並びにその変更	○	○		○			○			○		
	第12条第1項	立入検査	○	○		○			○			○		
50 県営畜産経営環境整備事業の実施に関する事務		次に掲げる事務 （1） 施設用地の使用貸借 （2） 建物又は工作物の一時貸付け （3） 物品の譲与	○	○		○			○			○		

51 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)の施行に関する事務	第4条	指導及び助言	○	○		○			○			○		
	第5条第1項及び第2項	勧告及び命令	○	○		○			○			○		
	第6条第1項	報告の徴収及び立入検査	○	○		○			○			○		
	第9条第3項	処理高度化施設整備計画の認定	○	○		○			○			○		
	第10条第1項	処理高度化施設整備計画の変更の認定	○	○		○			○			○		
	第10条第2項	認定の取消し	○	○		○			○			○		
	第13条	報告の徴収	○	○		○			○			○		
52 県営建設工事の執行に関する事務		工事中止及び中止の解除	○	○		○	○		○	○		○	○	
53 寄附の受入れに関する事務		寄附（1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）のものに限る。）の受入れに関すること（特定事業用財産に限る。）。	○	○		○			○			○		

- 備考1 広域振興局等の長に委任する事務は、「事務」欄に掲げる事務のうち、「委任」欄のそれぞれ該当する広域振興局長又は地方振興局長の欄に○印のあるものとし、当該広域振興局等の長に委任された事務のうち、広域振興局等の副局長等及び農林部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長及び室長等の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局長並びに総合支局の部長及び室長の専決できる事項は当該総合支局の所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。
- 2 「広域振興局」欄の「室長等」とは、1の項から8の項まで及び10の項から19の項までにあつては、県南広域振興局農林部の特命参事をいう。
- 3 「地方振興局」欄の「室長等」とは、19の項、21の項及び22の項にあつては、盛岡地方振興局農政部の農業振興室長をいう。
- 4 「広域振興局」、「総合支局」及び「地方振興局」欄の「室長等」とは、9の項、35の項から42の項まで及び52の項にあつては、それぞれ農村整備室長をいう。
- 5 9の項における「広域振興局」、「総合支局」及び「地方振興局」欄の「室長等」及び「センター所長」にあつては、農業基盤整備資金及び農林漁業施設資金（土地改良事業に係る資金に限る。）の事業に限る。

第61条第2項(第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)	定款変更の認可	○	○			○						○		
第61条第4項(第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)	定款変更の届出の受理	○	○			○						○		
第79条(第109条第4項において準用する場合を含む。)	設立の認可	○				○								
第83条第2項及び第108条の2第2項	解散の認可	○				○								
第84条第2項(第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)	合併の認可	○				○								
第89条第2項	清算人の選任	○				○								
第100条第3項において準用する第79条	設立の認可	○	○			○						○		
第100条第4項において準用する第83条第2項	解散の認可	○	○			○						○		
第102条第1項	監査規程の設定、変更及び廃止の承認	○	○			○						○		
第108条の3第3項において準用する第84条第2項	包括承継の認可	○				○								
第110条第1項及び第2項	業務又は財務状況の報告の徴収(第111条第1項から第5項に係るものについては別に定める森林組合(その子会社等を含む。)を除く。)	○				○								
	業務又は財務状況の報告の徴収(別に定める森林組合(その子会社等を含む。)を除く。)		○									○		
第111条第1項から第5項まで	業務又は会計状況の検査(別に定める森林組合(その子会社等を含む。)を除く。)	○				○								
第111条第4項及び第5項	業務又は会計状況の検査(別に定める森林組合(その子会社等を含む。)を除く。)		○									○		
第113条	法令等の違反に対する措置	○				○								
第114条	解散命令	○				○								
第114条の2第1項	解散命令の通知に代わる官報登載	○				○								
第115条	議決、選挙及び当選の取消し	○				○								
第116条	専用契約の取消し	○				○								

3 森林組合法施行細則（昭和53年岩手県規則第74号）の施行に関する事務	第6条、第9条、第13条、第14条、第15条、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条並びに第28条	届出等の受理	○					○												
	第13条	届出の受理（生産森林組合からのものに限る。）		○															○	
	第26条	試算表の受理	○	○				○											○	
	第28条	報告の受理	○	○				○											○	
4 地すべり等防止法の施行に関する事務	第11条第1項	設計及び実施計画の承認	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第18条第1項	行為の許可	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第20条第2項	国等との協議	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第21条第1項及び第2項	監督処分	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第22条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第25条	立退きの指示及び通知	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
5 地すべり等防止法施行細則の施行に関する事務	第3条	変更の承認	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第5条第3項	許可期間の更新	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第6条	変更の許可	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第7条、第8条及び第9条	届出の受理	○	○			○												○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。

6 岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の施行に関する事務（2以上の広域振興局等の所管区域にわたる事業に係るものを除く。）	第4条第1項及び第2項（第5条第2項において準用する場合を含む。）、第5条第1項、第8条第3項並びに第17条第1項	申請書の受理	○	○			○		○			○		
	第4条第3項及び第5項	貸付資格の認定及び通知	○	○			○		○			○		
	第7条第1項及び第2項並びに第8条第4項及び第5項	貸付けの決定及び通知	○	○			○		○			○		
	第7条第3項及び第8条第7項	借用証書等の受理	○	○			○		○			○		
	第8条第2項	審査結果の通知	○	○			○		○			○		
	第10条	貸付資格認定の取消し及び通知	○	○			○		○			○		
	第11条	貸付決定の取消し	○	○			○		○			○		
	第12条	報告の受理	○	○			○		○			○		
	第13条第1項及び第3項	変更申請書の受理	○	○			○		○			○		
	第13条第2項、第4項及び第5項	変更の承認及び通知	○	○			○		○			○		
	第14条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）並びに第15条第1項及び第3項	申出書の受理	○	○			○		○			○		
	第15条第2項	繰上償還金の受入れ及び通知	○	○			○		○			○		
	第16条第1項及び第3項	期限前償還の請求	○	○			○		○			○		
	第17条第2項、第3項及び第5項	支払猶予の決定及び通知	○	○			○		○			○		
第18条第1項及び第3項	違約金の徴収	○	○			○		○			○			
7 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）の施行に関する事務	第3条第1項	林業経営改善計画の認定（当該計画が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。）	○	○			○		○			○		
	第4条第1項	合理化計画の認定（当該計画が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。）	○	○			○		○			○		地方振興局にあっては、林務事務所長を除く。
8 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）の施行に関する事務	第1条第1項及び第3項	林業経営改善計画の変更の認定及び認定の取消し（当該計画が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。）	○	○			○		○			○		
	第4条第1項及び第3項	合理化計画の変更の認定及び認定の取消し（当該計画が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。）	○	○			○		○			○		地方振興局にあっては、林務事務所長を除く。

9	森林施業の合理化に寄与する造林を実施するための森林整備合理化計画に関する事務	森林整備合理化計画の認定及び変更の認定並びに認定の取消し（当該計画が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。）	○	○			○		○			○		
10	林業種苗法(昭和45年法律第89号)の施行に関する事務	第10条第1項	生産事業者の登録	○	○			○				○		
		第12条第1項	登録証の交付	○	○			○				○		
		第12条第3項	登録の拒否の通知	○	○		○					○		
		第13条	生産事業者の届出等	○	○			○				○		
		第14条第2項	登録証の返納の受理	○	○			○				○		
		第15条	登録の取消し	○	○		○					○		
		第16条	登録に関する公告	○	○			○				○		
第20条第2項	種苗の証明	○	○			○				○				
11	県有林造成基金条例施行規則(昭和39年岩手県規則第95号)の施行に関する事務	第4条第2項	災害の発生による危険防止のための伐採	○	○			○				○		
		第7条第1項	土地の使用の許可	○	○			○				○		
12	森林公園条例施行規則(昭和55年岩手県規則第40号)の施行に関する事務	第2条第2項	臨時の休場又は開場の承認	○	○			○				○		地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
13	森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)の施行に関する事務	第5条第1項	駆除命令(公表を除く。)	○	○		○					○		
		第5条第2項	特別伐倒駆除命令(公表を除く。)	○	○		○					○		
		第5条第3項	補完伐倒駆除命令(公表を除く。)	○	○		○					○		
		第5条第4項において準用する第4条第1項及び第2項	駆除措置及び費用の徴収	○	○			○				○		
第5条第4項において準用する第4条の2	協力要請	○	○			○				○				
14	森林病虫害等防除法施行条例(平成11年岩手県条例第72号)の施行に関する事務	第2条及び第3条	届出の受理	○	○			○				○		
		第4条	報告の受理	○	○			○				○		
15	森林病虫害等防除機具貸付規則(昭和43年岩手県規則第87号)の施行に関する事務		防除機具の貸付け及び届出等の受理	○	○			○				○		
16	森林国営保険法施行令(昭和28年政令第245号)の施行に関する事務	第8条	通知の受理	○	○			○				○		
		第9条	損害の実地調査(報告を除く。)	○	○			○				○		
17	県有防潮林の管理に関する事務		県有防潮林の使用の許可	○	○		○					○		地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。

18 県有林、県有防潮林及び森林公園内の産物の売払いに関する事務		産物の売払い（広葉樹及び災害による被害木の売払い並びに区域概算売払い以外の場合にあつては、1件の予定又は見積りの価格3,500万円未満のものに限る。）	○	○			○		○			○	地方振興局の林務事務所長にあつては、県有林の産物に係るものに限る。
19 森林法(昭和26年法律第249号)の施行に関する事務	第10条の2第1項	開発行為の許可（開発面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。）	○	○		○		○				○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第10条の3	開発行為の中止等の命令（開発面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。）	○	○		○		○				○	地方振興局にあつては、林務事務所長を除く。
	第10条の6第4項において準用する第10条の5第7項	市町村森林整備計画の変更の協議（当該変更が、第10条の5第2項第2号から第4号まで、第8号及び第10号に定める事項に係るものである場合並びに当該変更に係る区域が次に掲げるいずれかの区域等を含む場合を除く。） （1）都市計画法に基づく市街化区域又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途区域の定められている区域 （2）砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地 （3）地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域 （4）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域 （5）自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全地域の特別地区	○	○			○		○			○	

別表第6 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び水産部長専決事項（第5条、第31条、第37条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考		
					広域振興局			総合支局			地方振興局			
			広域振興局	地方振興局	副局長	部長	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長		部長	室長
1 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)の施行に関する事務	第11条第6項(第87条第7項、第93条第5項及び97条第6項において準用する場合を含む。)	国債等募集取扱事業の認可	○				○							
	第11条第7項(第87条第8項、第93条第6項及び97条第7項において準用する場合を含む。)	国債等売買等事業の認可及び変更の認可	○				○							
	第11条第8項(第87条第9項、第93条第7項及び97条第8項において準用する場合を含む。)	信託業務の認可及び変更の認可	○			○								
	第11条の2第1項(第92条第1項において準用する場合を含む。)	資源管理規程の設定及び変更の認可	○	○			○					○		
	第11条の4第1項及び第3項(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)	信用事業規程の設定、変更及び廃止の認可	○	○		○						○		
	第11条の4第4項(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)	信用事業規程の変更の届出の受理	○	○			○					○		
	第11条の5(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)	貸付けの最高限度の認可	○	○			○					○		
	第11条の8第1項(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)	信用供与限度額の超過の承認	○	○			○					○		
	第11条の9(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)	特定関係者との間の取引の承認	○			○								
	第15条の2(第96条第1項において準用する場合を含む。)	共済規程の設定、変更及び廃止の認可	○	○			○					○		
第17条第4項	漁業経営の条件を欠くに至った旨の届出の受理	○				○								

9 岩手県漁港管理 条例施行規則 (昭和39年岩手 県規則第10号)の 施行に関する事 務	第12条	駐車場の休止の承 認		○															釜石及び 久慈地方振 興局に限る。
10 海岸休養施設 条例施行規則(平 成11年岩手県規 則第86号)の施行 に関する事務	第2条第2項	施設の休場又は開 場の承認		○															久慈地方 振興局に限 る。
11 プレジャーボ ート等に係る水 域の適正な利用 及び事故の防止 に関する条例の 施行に関する事 務(漁港区域及 び一般海域並び に水産業との調 整に係るものに 限る。)	第16条第1項	危険操縦等に対す る勧告		○															
	第16条第2項	航行停止命令及び 寄港命令		○															
	第18条第1項	損害賠償等に備え た措置の実施状況 の確認		○															
	第18条第2項	損害賠償等に備え た措置の是正等の 勧告		○															
	第21条	移動等の勧告		○															
	第24条	報告及び立入調査		○															
12 道路法(昭和27 年法律第180号) の施行に関する 事務	第66条第1項及び第 2項	土地への立入り又 は一時使用及び通 知		○															
13 県営建設工事 の執行に関する 事務		工事の中止及び中 止の解除		○															
14 寄附の受入れ に関する事務		寄附(1件の金額 又は見積りの価格 500万円未満(法人 その他の団体から の場合は、1,000 万円未満)のもの に限る。)の受入 れに関すること (特定事業用財産 に限る。)		○															

備考 広域振興局等の長に委任する事務は、「事務」欄に掲げる事務のうち、「委任」欄のそれぞれ該当する広域振興局長又は地方振興局長の欄に○印のあるものとし、当該広域振興局等の長に委任された事務のうち、広域振興局等の副局長等及び水産部長の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長、部長及び室長等の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局長並びに総合支局の部長及び室長の専決できる事項は当該総合支局の所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

第21条	他の工作物の管理者に対する工事施工命令等	○			○														
第22条第1項	工事等施行命令	○	○		○				○		○	○							
第24条	工事の設計及び実施計画の承認	○	○		○				○		○	○							
第26条第1項及び第2項	工事の検査及び必要な措置の勧告	○	○		○				○		○	○							
第32条第1項及び第3項（第91条第2項において準用する場合を含む。）	占用の許可及び変更の許可	○			○														
第32条第1項及び第3項（第91条第2項において準用する場合を含む。）	占用の許可及び変更の許可。ただし、トンネルの上又は高架の道路の路面下に新たに設ける工作物、物件又は施設に係るものを除く。	○	○		○				○		○	○							
第32条第5項	警察署長との協議	○	○		○				○		○	○							
第35条（第91条第2項において準用する場合を含む。）	国等との協議（広域振興局長の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○				○		○	○							
第38条（第91条第2項において準用する場合を含む。）	占用に関する工事の施行及び通知	○			○														
第38条（第91条第2項において準用する場合を含む。）	占用に関する工事の施行及び通知。ただし、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける工作物、物件又は施設を除く。	○	○		○				○		○	○							
第40条第2項（第91条第2項において準用する場合を含む。）	原状回復等の指示	○	○		○				○		○	○	○						
第43条の2	積載物の落下の予防等の措置命令	○	○		○				○		○	○	○						
第44条の2	違法放置物件に対する措置	○	○		○				○		○	○	○						
第45条第1項、第48条の5第2項及び第48条の9第4項	道路標識又は区画線の設置	○	○		○				○		○	○							
第46条第1項及び第3項並びに第47条第3項	通行の禁止又は制限	○	○		○				○		○	○							
第47条の3第1項	車両の通行の中止等の措置命令	○	○		○				○		○	○							
第48条の12及び第48条の16	行為及び通行の中止等の措置命令	○	○		○				○		○	○							
第48条の13第1項、第2項、第3項及び第4項	自転車専用道路等の指定	○			○														
第58条第1項	道路に関する工事又は道路の維持に係る原因者負担金	○			○														
第66条第1項及び第2項	土地への立入り又は一時使用及び通知	○	○		○				○		○	○							
第67条の2	長時間放置された車両の移動等	○	○		○				○		○	○	○						
第68条	土地の一時使用等	○	○		○				○		○	○	○						

	第71条第1項及び第2項（第91条第2項において準用する場合を含む。）	監督処分（広域振興局長等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
	第71条第4項	道路監理員の任命	○	○		○			○		○	○		
	第78条	道路の行政又は技術に関する勧告等	○	○		○			○		○	○		
	第91条第1項	工作物の新築等の許可	○			○								
	第91条第1項	工作物の新築等の許可。ただし、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける工作物、物件又は施設に係るものを除く。	○	○		○			○		○	○		
	第95条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）	公安委員会からの意見の聴取又は通知	○	○		○			○		○	○		
	第95条の2第2項	公安委員会との協議（自動車専用道路の指定に係るものを除く。）	○	○		○			○		○	○		
9 道路法施行細則（昭和48年岩手県規則第37号）の施行に関する事務	第2条第3項及び第4項並びに第3条第4項、第5項、第6項及び第7項	届出の受理及び完成検査	○	○		○			○		○	○	○	
	第4条	届出の受理	○	○		○			○		○	○	○	
	第5条	権利の譲渡の承認	○	○		○			○		○	○		
10 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）の施行に関する事務	第4条第2項	占用許可申請の勧告	○	○		○			○		○	○		
	第4条第4項	占用許可申請の却下	○	○		○			○		○	○		
	第5条第2項	電線共同溝整備計画の策定	○	○		○			○		○	○		
	第6条第2項及び第14条第2項	届出の受理	○	○		○			○		○	○		
	第10条、第11条第1項及び第12条第1項	占用の許可及び変更の許可	○	○		○			○		○	○		
	第15条第1項	権利の譲渡の承認	○	○		○			○		○	○		
	第16条第2項及び第17条第1項	措置命令	○	○		○			○		○	○		
	第17条第2項、第3項及び第4項	損失補償	○	○		○			○		○	○		
	第20条第2項	原状回復の指示	○	○		○			○		○	○	○	
	第21条	国等との協議（広域振興局長等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
第26条	行政処分	○	○		○			○		○	○			
11 道路交通法（昭和35年法律第105号）の施行に関する事務	第79条及び第80条第1項	警察署長との協議	○	○		○			○		○	○		
	第110条の2第3項	公安委員会への意見の申出	○	○		○			○		○	○		

<p>12 道路の管理に関する事務</p>		<p>次に掲げる事務 (1) 道路の連結及び平面交差に係る道路管理者間の協議。ただし、次に掲げる道路に係るものを除く。 ア 高速自動車国道 イ 一般国道 (国土交通大臣が管理する区間に限る。) (2) 道路の距離、幅員その他道路の状況に関する証明 (3) 道路敷地の生産物及び枯損風倒等の道路並木の処分 (4) 道路の除雪又は清掃の作業上必要な機械の貸付け</p>	○			○								
		<p>次に掲げる事務 (1) 道路の連結及び平面交差に係る道路管理者間の協議。ただし、次に掲げる道路に係るものを除く。 ア 高速自動車国道 イ 一般国道 (国土交通大臣が管理する区間に限る。) ウ 自動車専用道路 エ 自転車専用道路等 (2) 道路の距離、幅員その他道路の状況に関する証明 (3) 道路敷地の生産物及び枯損風倒等の道路並木の処分 (4) 道路の除雪又は清掃の作業上必要な機械の貸付け</p>	○	○		○		○		○	○	○	○	<p>「地方振興局」欄の「室長等」にあつては、(3) 及び (4)に限る。</p>
<p>13 県営土地改良事業により造成された土地又は工作物その他の物件の管理に関する事務(広域振興局等の土木部の主管に属するものに限る。)</p>		<p>目的外使用、改築、追加工事等の承認</p>	○	○		○		○		○	○	○	○	<p>地方振興局にあつては、土木事務所長を除く。</p>

14 土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和42年岩手県条例第10号)の施行に関する事務(広域振興局等の土木部の主管に属するものに限る。)	第3条	土地又は工作物その他の物件の交換	○	○		○			○		○	○	○	地方振興局にあっては、土木事務所長を除く。
	第4条第1項及び第5条	土地、工作物その他の物件又は建物の譲与	○	○		○			○		○	○	○	地方振興局にあっては、土木事務所長を除く。
	第4条第2項	目的外使用、用途廃止等の承認	○	○		○			○		○	○	○	地方振興局にあっては、土木事務所長を除く。
15 道路愛護会設置奨励規則(昭和24年岩手県規則第43号)の施行に関する事務	第1条第2項	申請書の受理	○	○		○			○		○	○		
	第3条第2項	工事又は作業の指導及び承認	○	○		○			○		○	○		
	第7条第2項	工事又は作業の期日の協議	○	○		○			○		○	○		
	第8条	被害報告の受理	○	○		○			○		○	○		
	第9条	道路の維持又は作業に係る設計の作製	○	○		○			○		○	○		
	第10条及び第11条	届出及び報告の受理	○	○		○			○		○	○		
16 河川法の施行に関する事務	第18条	工事原因者に対する工事施行等命令	○	○		○			○		○	○		
	第20条	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	○	○		○			○		○	○		
	第22条第1項及び第2項	洪水時等における緊急措置	○	○		○			○		○	○		
	第23条	次に掲げる流水の占有の許可(更新の場合に限る。) (1) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル未満かつ給水人口が5,000人未満の水道のための流水の占有 (2) 取水量が1日につき最大1,500立方メートル未満の鉱工業用水道のための流水の占有 (3) 取水量が1秒につき最大0.3立方メートル未満かつかんがい面積が100ヘクタール未満のかんがいのための流水の占有 (4) 取水量が1日につき最大2,500立方メートル未満の発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のための流水の占有	○	○		○			○		○	○		

第24条	<p>土地の占有の許可。ただし、次に掲げる許可を伴う場合にあつては、広域振興局等の長に委任されているものを伴う場合に限る。</p> <p>(1) 第23条の規定による流水の占有の許可</p> <p>(2) 第26条の規定による工作物の新築等の許可</p> <p>(3) 第27条の規定による土地の掘削等の許可</p> <p>(4) 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の規定による土石、竹木その他の物件のたい積又は設置の許可</p>	○	○		○			○		○	○			
第25条	土石等の採取の許可	○	○		○			○		○	○			
第26条第1項	<p>工作物の新築、改築又は除却の許可。ただし、次に掲げる工作物に係る許可を除く。</p> <p>(1) 第19条の規定による附帯工事に係る工作物(広域振興局等の長に委任されているもの以外のもので第23条の規定による流水の占有の許可を伴うものに限る。)</p> <p>(2) 第23条の規定による流水の占有の許可を伴う工作物</p> <p>(3) 河川法施行令第45条第4号に規定する工作物</p> <p>(4) 兼用工作物又は兼用工作物となり得る工作物</p> <p>(5) 他県にまたがる河川及び2以上の広域振興局等の所管区域にまたがる河川に設置する工作物(排水樋管、橋梁添架及び通路を除く。)</p>	○	○		○			○		○	○			

	(6) 河川の縦断方向に設置するもので、かつ、河川に張り出す工作物																			
第27条第1項	土地の掘削等の許可	○	○		○				○		○	○								
第30条	<p>工事の完成検査。ただし、次に掲げる工作物に係る検査を除く。</p> <p>(1) 発電を目的とする工作物</p> <p>(2) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル以上又は給水人口が5,000人以上の水道のためにする工作物</p> <p>(3) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル以上の鉱工業用水道のためにする工作物</p> <p>(4) 取水量が1秒につき最大0.3立方メートル以上又はかんがい面積が100ヘクタール以上のかんがいのためにする工作物</p> <p>(5) ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で国土交通大臣の認可を受けたもの</p>	○	○		○				○		○	○								
第31条	<p>届出の受理及び原状回復等の措置命令。ただし、次に掲げる工作物に係るものを除く。</p> <p>(1) 発電を目的とする工作物</p> <p>(2) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル以上又は給水人口が5,000人以上の水道のためにする工作物</p> <p>(3) 取水量が1日につき最大1,200立方メートル以上の鉱工業用水道のためにする工作物</p>	○	○		○				○		○	○								

	<p>(4) 取水量が1秒につき最大0.3立方メートル以上又はかんがい面積が100ヘクタール以上のかんがいのためにする工作物</p> <p>(5) ダム、水門、^{こゝろ}閘門、橋その他の工作物で国土交通大臣の認可を受けたもの</p>																		
第33条第3項(第55条第2項及び第57条第3項において準用する場合を含む。)	届出の受理(広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。)	○	○			○				○		○	○						
第34条第1項	権利の譲渡の承認(広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。)	○	○			○				○		○	○						
第55条第1項及び第57条第1項	<p>行為の許可。ただし、工作物の新築又は改築の許可にあつては、次に掲げる工作物に係る許可を除く。</p> <p>(1) 堤防、床止め、堰、樋門、揚水機場、排水機場、取水塔、橋、伏せ越しその他これらに類する工作物</p> <p>(2) 第19条の規定による附帯工事に係る工作物(広域振興局等の長に委任されているもの以外のもので第23条の規定による流水の占有の許可を伴うものに限る。)</p> <p>(3) 第23条の規定による流水の占有の許可を伴う工作物</p> <p>(4) 河川法施行令第45条第4号に規定する工作物(橋を除く。)</p> <p>(5) 兼用工作物又は兼用工作物となり得る工作物</p>	○	○			○				○		○	○						
第75条	監督処分(広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。)	○	○			○				○		○	○						
第77条	河川監理員の任命等	○	○			○				○		○	○						

	第78条第1項	報告の徴収又は立入検査（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
	第89条第1項	立入り又は一時使用	○	○		○			○		○	○		
	第95条	国との協議（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
	第99条	関係市町村への河川管理施設（河川水門に限る。）の管理委託	○	○		○			○		○	○		
17 河川法施行令の施行に関する事務	第16条の3第1項	1級河川における竹木の流送の許可（当該流送が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合を除く。）	○	○		○			○		○	○	○	
	第16条の6	緊急時の措置	○	○		○			○		○	○		
	第16条の8第1項	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	○	○		○			○		○	○		
	第16条の11	国との協議（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
18 砂利採取法の施行に関する事務	第16条及び第20条第1項	採取計画の認可及び変更の認可	○	○		○			○		○	○		
	第20条第2項及び第3項並びに第24条	届出の受理	○	○		○			○		○	○		
	第22条	認可採取計画の変更命令	○	○		○			○		○	○		
	第23条	緊急措置命令又は採取の停止命令	○	○		○			○		○	○		
	第26条	認可の取消し又は採取の停止命令	○	○		○			○		○	○		
	第33条	報告の徴収	○	○		○			○		○	○		
	第34条第3項	立入検査等	○	○		○			○		○	○		
	第36条第3項	関係市町村長への通報	○	○		○			○		○	○		
	第37条第2項	調査及び措置の実施	○	○		○			○		○	○		
	第38条第1項	聴聞の実施（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
	第43条	国等との協議	○	○		○			○		○	○		
19 海岸法(昭和31年法律第101号)の施行に関する事務	第7条第1項及び第37条の4	占用の許可（津波による被害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設の新設及び改築に係るものを除く。）	○	○		○			○		○	○		

	第8条第1項及び第37条の5	行為の許可（津波による被害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設を除く。）	○	○		○			○		○	○		
	第10条第2項	国等との協議（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
	第12条第1項及び第2項	監督処分（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
	第16条第1項	工事の施行命令	○	○		○			○		○	○		
	第18条第1項	土地等の立入り又は一時使用	○	○		○			○		○	○		
20 水防法(昭和24年法律第193号)の施行に関する事務	第13条第2項	水位情報の通知	○	○		○			○		○	○		
	第16条第1項及び第3項	水防警報及びその警報事項の通知	○	○		○			○		○	○		
	第29条	立退きの指示及び通知	○	○		○			○		○	○		
	第30条	水防管理者等に対する指示	○	○		○			○		○	○		
21 砂防法施行条例(平成11年岩手県条例第73号)の施行に関する事務	第4条第1項	使用の許可及び変更の許可	○	○		○			○		○	○		
	第5条第1項	行為の許可	○	○		○			○		○	○		
	第7条	国等との協議	○	○		○			○		○	○		
	第8条	使用許可の取消し等	○	○		○			○		○	○		
22 砂防法施行条例施行規則(平成12年岩手県規則第142号)の施行に関する事務	第5条第3項	許可期間の更新の許可	○	○		○			○		○	○		
	第6条、第8条及び第9条第2項	届出の受理	○	○		○			○		○	○	○	
	第11条第2項	原状回復等の指示	○	○		○			○		○	○		
23 地すべり等防止法の施行に関する事務	第11条第1項及び第2項	設計及び実施計画の承認並びに国等との協議	○	○		○			○		○	○		
	第18条第1項	行為の許可	○	○		○			○		○	○		
	第20条第2項	国等との協議	○	○		○			○		○	○		
	第21条第1項及び第2項	監督処分	○	○		○			○		○	○		
	第22条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○		○	○		
	第25条	立退きの指示及び通知	○	○		○			○		○	○		
24 地すべり等防止法施行細則の施行に関する事務	第3条	変更の承認	○	○		○			○		○	○		
	第5条第3項	許可期間の更新	○	○		○			○		○	○		
	第6条	変更の許可	○	○		○			○		○	○		
	第7条、第8条及び第9条	届出の受理	○	○		○			○		○	○	○	
25 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事務	第5条第1項	立入り又は一時使用	○	○		○			○		○	○		
	第7条第1項及び第4項	行為の許可及び国等との協議	○	○		○			○		○	○		
	第7条第3項及び第13条第1項	届出の受理	○	○		○			○		○	○	○	
	第8条(第10条第4項において準用する場合を含む。)	監督処分	○	○		○			○		○	○		

	第9条第3項	災害防止のための 勧告	○	○		○			○		○	○		
	第10条第1項及び第 2項	改善命令	○	○		○			○		○	○		
	第11条第1項	立入検査	○	○		○			○		○	○		
	第26条	報告の徴収	○	○		○			○		○	○		
26 急傾斜地の崩 壊による災害の 防止に関する法 律施行細則（昭 和46年岩手県規 則第25号）の施 行に関する事務	第3条第2項及び第 3項	許可の更新及び変 更の許可	○	○		○			○		○	○		
	第4条及び第7条	届出の受理	○	○		○			○		○	○	○	
27 土砂災害警戒 区域等における 土砂災害防止対 策の推進に関す る法律（平成12 年法律第57号） の施行に関する 事務	第5条第1項、第2 項、第6項及び第8 項	土地の立入等	○	○		○			○		○	○		
	第9条第1項	特定開発行為の許 可	○	○		○			○		○	○		
	第12条	許可の条件	○	○		○			○		○	○		
	第13条	既着手の場合の届 出等	○	○		○			○		○	○		
	第15条第2項	許可又は不許可の 通知	○	○		○			○		○	○		
	第16条第1項及び第 3項	変更の許可等	○	○		○			○		○	○		
	第17条	工事完了の検査等	○	○		○			○		○	○		
	第19条	届出の受理	○	○		○			○		○	○	○	
	第20条	監督処分	○	○		○			○		○	○		
	第21条第1項	立入検査	○	○		○			○		○	○		
	第22条	報告の徴収等	○	○		○			○		○	○		
第25条第1項	移転等の勧告	○	○		○			○		○	○			
28 都市計画法の 施行に関する事 務	第19条第3項及び第 5項（第21条第2項 において準用する場 合を含む。）	市町村の都市計画 決定（変更する場合 を含む。）の同意又は意見	○			○								
	第26条第1項	土地の試掘等の許 可	○	○		○			○		○	○		
	第29条第1項及び第 2項	3ヘクタール以上 の開発行為の許可	○			○								
		3ヘクタール未満 の開発行為（市街 化調整区域に係る 開発行為を除く。） の許可	○	○		○				○		○	○	
	第35条の2	3ヘクタール以上 の開発行為に関する 変更の許可等	○			○								
		3ヘクタール未満 の開発行為（市街 化調整区域に係る 開発行為を除く。） に関する変更の許 可等	○	○		○				○		○	○	
第36条第2項及び第 3項	3ヘクタール以上 の開発行為に関する 工事完了の検査 等及び公告	○			○									
	3ヘクタール未満 の開発行為（市街 化調整区域に係る 開発行為を除く。） に関する工事完了 の検査等及び公告	○	○		○				○		○	○		

第37条第1号	3ヘクタール以上の開発行為に関する建築物の建築等が支障がない旨の承認	○			○									
	3ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建築等が支障がない旨の承認	○	○		○			○		○	○			
第38条	3ヘクタール以上の開発行為に関する工事廃止の届出の受理	○			○									
	3ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する工事廃止の届出の受理	○	○		○			○		○	○			
第41条第1項	3ヘクタール以上の開発行為に関する建築物の建ぺい率等の指定	○			○									
	3ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建ぺい率等の指定	○	○		○			○		○	○			
第41条第2項ただし書	3ヘクタール以上の開発行為に関する建築物の建ぺい率等の特例の許可	○			○									
	3ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する建築物の建ぺい率等の特例の許可	○	○		○			○		○	○			
第42条第1項ただし書	3ヘクタール以上の開発行為に関する予定建築物等以外の建築等の許可	○			○									
	3ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する予定建築物等以外の建築等の許可	○	○		○			○		○	○			
第45条	3ヘクタール以上の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認	○			○									
	3ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）の許可に基づく地位の承継の承認	○	○		○			○		○	○			

		3ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する開発登録簿の閉鎖	○	○		○				○		○	○					
	第38条第1項	3ヘクタール以上の開発行為に関する開発登録簿閲覧所の設置	○			○												
		3ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する開発登録簿閲覧所の設置	○	○		○				○		○	○					
	第60条	3ヘクタール以上の開発行為に関する開発行為又は建築に関する証明書等の交付	○			○												
		3ヘクタール未満の開発行為（市街化調整区域に係る開発行為を除く。）に関する開発行為又は建築に関する証明書等の交付	○	○		○				○		○	○					
30	租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則（昭和49年岩手県規則第37号）の施行に関する事務	第5条	3ヘクタール未満の優良宅地の認定	○	○		○			○		○	○					
31	土地区画整理法の施行に関する事務（同法第3条の4第1項に規定する都市計画事業以外の事業として施行する場合に限る。）	第4条第1項	施行の認可	○	○	○				○								
		第9条第3項	認可の公告	○	○		○			○		○	○					
		第10条第1項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	○	○		○			○		○	○					
		第11条第4項	規約の認可	○	○		○			○		○	○					
		第11条第7項	届出の受理	○	○		○			○		○	○					
		第11条第8項	認可及び届出の受理の公告	○	○		○			○		○	○					
		第13条第1項	廃止又は終了の認可	○	○	○				○								
		第14条第1項、第2項及び第3項	組合設立の認可等	○	○	○				○								
		第20条第1項（第39条第2項において準用する場合を含む。）	市町村長への事業計画の縦覧依頼	○	○		○			○		○	○					
		第20条第3項	意見書の採択又は不採択	○		○												
		第21条第3項及び第4項	組合設立の認可等の公告	○	○		○			○		○	○					
		第29条第1項及び第2項	理事の氏名等の届出の受理及び公告	○	○		○			○		○	○					
		第39条第1項、第4項及び第5項	定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可等	○	○		○			○		○	○					

	第41条第4項（第78条第4項及び第110条第7項において準用する場合を含む。）	滞納処分の認可	○	○		○			○		○	○		
	第45条第2項及び第5項	組合解散の認可及び公告	○	○	○				○					
	第49条	決算報告書の承認	○	○		○			○		○	○		
	第86条第1項	換地計画の認可	○	○		○			○		○	○		
	第97条第1項	換地計画の変更の認可	○	○		○			○		○	○		
	第103条第3項及び第4項	換地処分の届出の受理及び公告	○	○		○			○		○	○		
	第123条	報告、勧告等	○	○		○			○		○	○		
	第136条	意見の聴取	○	○		○			○		○	○		
32 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）の施行に関する事務	第22条	処分計画の認可等	○	○		○			○		○	○		
	第27条	工事完了の公告	○	○		○			○		○	○		
	第32条第1項	権利の設定又は移転の承認	○	○		○			○		○	○		
	第34条第3項及び第4項	標識の設置及び移転等の承諾	○	○		○			○		○	○		
	第41条第1項及び第2項	施行者に対する監督等	○	○		○			○		○	○		
	第42条	報告、勧告等	○	○		○			○		○	○		
	第46条	施行計画の認可及び変更の認可	○	○		○			○		○	○		
	第48条第2項 第48条第3項	事業の状況の検査 都市計画事業の認可の取消し	○	○		○			○		○	○		
33 都市公園法（昭和31年法律第79号）の施行に関する事務（岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫に係るものを除く。）	第5条第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	公園施設の設置又は管理の許可及び変更の許可	○	○		○			○			○		
	第6条第1項及び第3項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	占用の許可及び変更の許可	○	○		○			○			○		
	第9条（第33条第4項において準用する場合を含む。）	国との協議	○	○		○			○			○		
	第10条第2項及び第27条第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	原状回復等の指示及び命令等	○	○		○			○			○		
	第27条第2項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	措置命令	○	○		○			○			○		
	第27条第3項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	措置の実施及び公告	○	○		○			○			○		
	第27条第4項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	工作物等の保管	○	○		○			○			○		
	第27条第5項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	公示	○	○		○			○			○		
第27条第6項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	工作物等の売却等	○	○		○			○			○			
第27条第7項（第33条第4項において準用する場合を含む。）	工作物等の廃棄	○	○		○			○			○			

34 県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の施行に関する事務（岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫に係るものを除く。）	第3条第1項及び第3項（第16条において準用する場合を含む。）	行為の許可及び変更の許可	○	○		○				○			○			
	第6条（第16条において準用する場合を含む。）	使用の禁止又は制限	○	○		○				○			○			
	第7条第2項（第16条において準用する場合を含む。）	使用の許可	○	○		○				○			○			
	第10条（第16条において準用する場合を含む。）	監督処分	○	○		○				○			○			
	第11条（第16条において準用する場合を含む。）	届出の受理	○	○		○				○			○			
	第14条（第16条において準用する場合を含む。）	使用料の免除	○	○		○				○			○			
	第15条（第16条において準用する場合を含む。）	使用料の還付	○	○		○				○			○			
35 岩手の景観の保全と創造に関する条例の施行に関する事務	第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項	届出の受理	○	○		○				○			○	○	○	
	第10条第3項	景観形成重点地域内における行為の届出の指導	○	○		○				○			○	○	○	
	第12条第1項	景観形成重点地域内における行為の指導	○	○		○				○			○	○	○	
	第16条第3項	大規模建築等行為の届出の指導	○	○		○				○			○	○	○	
	第17条第1項	大規模建築等行為の指導	○	○		○				○			○	○	○	
36 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の施行に関する事務	第7条第3項	行政代執行	○			○										
	第7条第4項	はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却	○	○		○				○			○	○		
	第8条第1項	はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の保管	○	○		○				○			○	○		
	第8条第2項	公示（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。）	○	○		○				○			○	○		
	第8条第3項	はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の売却等	○	○		○				○			○	○		
	第8条第4項	はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の廃棄	○	○		○				○			○	○		
37 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の施行に関する事務	第4条第2項、第5条第3項及び第6条第1項	表示又は設置の許可	○	○		○				○			○	○		
	第4条第3項、第5条第4項、第6条第2項、第11条第3項、第13条の2、第16条の5及び第16条の11	届出の受理	○	○		○				○			○	○		
	第8条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）	許可期間の設定及び条件の付加	○	○		○				○			○	○		
	第8条第3項	許可期間の更新	○	○		○				○			○	○		

	第9条	変更等の許可	○	○		○			○		○	○		
	第10条第1項	許可の表示	○	○		○			○		○	○		
	第12条	許可の取消し	○	○		○			○		○	○		
	第15条	措置命令	○			○								
38 下水道法の施行に関する事務	第4条第1項	事業計画の認可及び変更の認可	○		○									
	第32条第1項	立入り又は一時使用	○	○		○			○		○	○		
	第37条第1項	工事又は維持管理に関する指示	○			○			○					
	第39条第1項	報告の徴収	○			○			○					
39 公営住宅法(昭和26年法律第193号)の施行に関する事務	第34条	収入状況の報告の請求等	○	○		○			○			○		
40 県営住宅等条例(平成9年岩手県条例第47号)の施行に関する事務	第7条第3項	優先入居予定者の決定	○	○		○			○			○		
	第9条	入居の許可	○	○		○			○			○		
	第10条	入居の許可の取消し	○	○		○			○			○		
	第11条	同居の承認	○	○		○			○			○		
	第12条	入居の承継の承認	○	○		○			○			○		
	第14条第2項及び第3項	収入の額の認定及び認定の更正	○	○		○			○			○		
	第15条(第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)	家賃の減免等	○	○		○			○			○		
	第16条第4項(第25条第2項、第27条第3項及び第37条において準用する場合を含む。)	返還した日の認定	○	○		○			○			○		
	第20条(第37条において準用する場合を含む。)	届出の受理	○	○		○			○			○		
	第22条(第37条において準用する場合を含む。)	用途変更等の承認及び原状回復命令等	○	○		○			○			○		
	第24条	収入超過者等の認定及び認定の更正	○	○		○			○			○		
	第26条第1項及び第4項、第28条第1項(第37条において準用する場合を含む。)	並びに第32条第1項	明渡しの請求等	○	○	○			○					
	第30条	家賃の減額	○	○		○			○			○		
	第31条第1項(第37条において準用する場合を含む。)	及び第2項	検査等	○	○		○			○		○		
	第35条第1項	使用の許可	○	○		○			○			○		
	第38条	報告の請求	○	○		○			○			○		
	第39条	使用の許可の取消し等	○	○		○			○			○		
	第40条第1項	利用の許可	○	○		○			○			○		
	第42条	利用者の決定	○	○		○			○			○		
	第43条	利用の許可の取消し等	○	○		○			○			○		
第45条	利用料の減免等	○	○		○			○			○			
第46条第1項	返還した日の認定	○	○		○			○			○			

41 県営住宅等条例施行規則(平成9年岩手県規則第65号)の施行に関する事務	第6条(第11条第3項において準用する場合を含む。)	届出等の受理及び期間の指示	○	○		○				○			○			
	第7条、第25条及び第31条	期日の指定及び承認	○	○		○				○			○			
	第8条第2項及び第4項、第9条(第27条において準用する場合を含む。)、第21条第1項(第27条において準用する場合を含む。))並びに第35条	届出の受理	○	○		○				○			○			
	第19条第2項	入居の決定及び通知	○	○		○				○			○			
42 県営特定公共賃貸住宅等条例(平成9年岩手県条例第76号)の施行に関する事務	第6条第1項	入居予定者の決定	○	○		○				○			○			
	第7条	5分の1を超えない範囲内の戸数の決定	○	○		○				○			○			
	第8条第1項	入居補欠者の決定	○	○		○				○			○			
	第9条	入居の決定等	○	○		○				○			○			
	第10条	同居の承認	○	○		○				○			○			
	第11条	入居の承継の承認	○	○		○				○			○			
	第13条	家賃の減額等	○	○		○				○			○			
	第14条	家賃の減免等	○	○		○				○			○			
	第15条第4項	返還した日の認定	○	○		○				○			○			
	第19条及び第34条	届出の受理	○	○		○				○			○			
	第21条及び第22条第1項	用途変更等の承認	○	○		○				○			○			
	第24条第1項及び第2項	検査等	○	○		○				○			○			
	第25条第1項	明渡しの請求	○	○	○					○						
	第27条第1項及び第3項	利用の許可等	○	○		○				○			○			
	第29条	利用の許可の取消し等	○	○		○				○			○			
第31条	利用料の減免等	○	○		○				○			○				
第32条第1項	中止した日の認定	○	○		○				○			○				
43 県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則(平成9年岩手県規則第144号)の施行に関する事務	第7条第2項及び第4項、第9条、第11条第3項、第20条第1項並びに第28条	届出等の受理	○	○		○				○			○			
	第23条	期日の指定等	○	○		○				○			○			
44 租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の施行に関する事務	第6条	優良住宅の認定	○	○		○				○			○	○		
45 住宅金融公庫の委託業務に関する事務		1 住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)第23条第1項に規定する業務のうち次に掲げる建築物等の工事の審査等	○	○		○				○			○	○	○	

(1) 住宅金融
公庫法第17条
第1項の規定
による資金の
貸付けに係る
住宅

(2) 住宅金融
公庫法第17条
第2項の規定
による資金の
貸付けに係る
幼稚園等及び
関連利便施設
(同法第20条
第3項の表二
の項に規定す
る店舗等に限
る。)

(3) 住宅金融
公庫法第17条
第5項の規定
による資金の
貸付けに係る
改良住宅

(4) 住宅金融
公庫法第17条
第6項の規定
による資金の
貸付けに係る
災害復興住宅
及び付随する
整地工事

(5) 住宅金融
公庫法第17条
第7項の規定
による資金の
貸付けに係る
地すべり等関
連住宅

(6) 住宅金融
公庫法第17条
第8項の規定
による資金の
貸付けに係る
宅地防災工事

(7) 住宅金融
公庫法第17条
第11項及び第
12項の規定に
よる資金の貸
付けに係る中
高層耐火建築
物

2 住宅金融公庫
法第23条第9項
の規定により住
宅金融公庫が受
託した資金の貸
付けに係る住宅
の工事の審査

	第68条の3第3項	再開発等促進区等の区域内における建築物の高さの制限の緩和の認定	○	○		○			○		○	○		
	第68条の4第1項	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における容積率制限の特例の認定	○	○		○			○		○	○		
	第68条の5の4第1項	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における容積率等制限の特例の認定	○	○		○			○		○	○		
	第68条の5の5	地区計画等の区域内における建ぺい率制限の特例の認定	○	○		○			○		○	○		
	第85条第3項	応急仮設建築物の存続の許可	○	○		○			○		○	○		
	第85条第4項	仮設建築物の建築の許可	○	○		○			○		○	○		
	第86条第1項及び第2項	一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定	○	○		○			○		○	○		
	第86条の2第1項	公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	○	○		○			○		○	○		
	第86条の5第2項	一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定等の取消し	○	○		○			○		○	○		
	第86条の6第2項	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例に係る認定	○	○		○			○		○	○		
	第86条の8第1項及び第3項	既存の建築物の増改築等に係る全体計画の認定	○	○		○			○		○	○		
	第93条の2	建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書の閲覧	○	○		○			○		○	○		
49 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の施行に関する事務	第115条の2第1項	防火壁の設置を要しない建築物に係る外壁及び軒裏の構造の認定	○	○		○			○		○	○		
	第131条の2第2項	計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定	○	○		○			○		○	○		

	第131条の2第3項	前面道路の境界線又はその反対側の境界線を壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす建築物の認定	○	○		○			○		○	○		
50 建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の施行に関する事務	第18条	届出の受理及び築造道路基準適合証の交付	○	○		○			○		○	○		
	第20条	届出の受理	○	○		○			○		○	○		
51 建築士法(昭和25年法律第202号)の施行に関する事務	第23条の3	登録及び通知	○	○		○			○		○	○		
	第23条の4	登録の拒否及び通知	○	○		○			○		○	○		
	第23条の5第1項及び第23条の6	届出の受理	○	○		○			○		○	○	○	
	第23条の5第2項において準用する第23条の3第1項	登録の変更	○	○		○			○		○	○		
	第23条の5第2項において準用する第23条の4	登録の変更の拒否及び通知	○	○		○			○		○	○		
	第23条の7第1項及び第23条の7第2項において準用する第23条の3第2項	登録の抹消及び通知	○	○		○			○		○	○	○	
	第23条の8	登録簿の閲覧	○	○		○			○		○	○		
	第26条	監督処分	○	○	○				○					
	第26条の2第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○		○	○		
52 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の施行に関する事務	第20条の2第2項	登録の実施	○	○		○			○		○	○		
53 建築物、建築設備及び工作物の確認済又は検査済の証明に関する事務		建築基準法第6条第1項及び第7条第3項（同法第87条第1項、第87条の2第1項及び第88条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認又は検査に係る次に掲げる建築物、建築設備及び工作物の確認済又は検査済の証明（1）建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物（建築物の用途を変更して同項第1号に規定する特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物）	○	○		○			○		○	○		

		(2) 建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物 (3) 建築設備を設置しようとする建築物が(1)に掲げる建築物である場合における建築設備 (4) 建築基準法施行令第138条に規定する工作物																
54 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)の施行に関する事務	第4条第1項	基準適合命令	○	○		○			○		○	○	○					
	第4条第2項	基準適合要請	○	○		○			○		○	○	○					
	第4条第3項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○		○	○	○					
	第5条第3項	指導及び助言	○	○		○			○		○	○						
	第6条第3項	計画の認定	○	○		○			○		○	○	○					
	第6条第5項	通知	○	○		○			○		○	○						
	第7条第1項	計画の変更の認定	○	○		○			○		○	○	○					
	第10条	報告の徴収	○	○		○			○		○	○						
	第11条	改善命令	○	○		○			○		○	○						
	第12条	計画の認定の取消し	○	○		○			○		○	○						
	第14条第1項	既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例の認定	○	○		○			○		○	○						
55 ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関する事務	第11条第1項	届出の受理	○	○		○			○		○	○	○					
	第12条	特定公共施設(3ヘクタール以上の開発行為の許可を要する道路及び公園等に限る。)に係る指導又は助言	○			○												
		特定公共施設(市街化調整区域内にあるもの及び3ヘクタール以上の開発行為の許可を要する道路及び公園等を除く。)に係る指導又は助言	○	○		○			○		○	○	○					
第15条第1項	立入調査	○	○		○			○		○	○	○						
56 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関する事務	第8条第1項	工事の許可(造成面積が4ヘクタールを超えるものに限る。)	○	○		○			○		○	○						
	第12条	工事の完了の検査及び検査済証の交付(造成面積が4ヘクタールを超えるものに限る。)	○	○		○			○		○	○						
	第13条(第5項を除く。)	監督処分(造成面積が4ヘクタールを超えるものに限る。)	○	○		○			○		○	○						
	第14条	届出の受理	○	○		○			○		○	○						
	第15条第2項	必要な措置についての勧告	○	○		○			○		○	○						
	第17条第1項	立入検査	○	○		○			○		○	○						

	第18条	報告の徴収	○	○		○			○		○	○		
57 宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の施行に関する事務	第6条、第8条第2項、第9条（第13条において準用する場合を含む。）並びに第12条第2項及び第3項	届出の受理	○	○		○			○		○	○		
	第11条第2項及び第3項	一部完了検査及び宅地造成工事一部完了検査済証の交付	○	○		○			○		○	○		
58 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	第15条第1項	指導及び助言	○	○		○			○		○	○		
	第15条の2第1項	届出の受理	○	○		○			○		○	○		
	第15条の2第2項	届出に係る指示	○	○		○			○		○	○		
	第25条第4項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○		○	○		
59 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）の施行に関する事務	第12条	報告の徴収及び立入検査	○	○		○			○		○	○		
60 港湾法（昭和25年法律第218号）の施行に関する事務	第34条において準用する第12条第5項	港湾施設の概要の公示	○	○		○			○		○			
	第37条第1項及び第3項	次に掲げる行為の許可及び国等との協議 （1）港湾区域内の水域又は公共空地の占用（仮設的な工作物以外の工作物の新設のためのものを除く。） （2）港湾区域内の水域又は公共空地における3,000立方メートル以内の土砂の採取	○	○		○			○		○			
	第56条の4第1項	監督処分（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○			
61 岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の施行に関する事務	第4条	届出の受理及び原状回復等の指示	○	○		○			○		○			
	第5条第2項及び第15条	届出の受理	○	○		○			○		○			
	第6条	船舶又は車両の移動命令	○	○		○			○		○			
	第7条	使用の許可	○	○		○			○		○			
	第8条	占用の許可	○	○		○			○		○			
	第10条	監督処分	○	○		○			○		○			
	第12条	使用料等の徴収	○	○		○			○		○			
	第13条	使用料等の減免	○	○		○			○		○			
第14条	使用料等の還付	○	○		○			○		○				
62 港則法（昭和23年法律第174号）の施行に関する事務	第5条第5項	係留施設に係る届出	○	○		○			○		○			

63 プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例の施行に関する事務（河川区域、海岸保全区域、一般公共海岸区域及び港湾区域に係るものに限る。）	第16条第1項	危険操縦等に対する勧告	○	○		○			○		○	○		
	第16条第2項	航行停止命令及び寄港命令	○	○		○			○		○	○		
	第18条第1項	損害賠償等に備えた措置の実施状況の確認	○	○		○			○		○	○		
	第18条第2項	損害賠償等に備えた措置の是正等の勧告	○	○		○			○		○	○		
	第21条	移動等の勧告	○	○		○			○		○	○		
	第24条	報告及び立入調査	○	○		○			○		○	○		
64 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除	○	○		○			○		○	○	○	地方振興局の土木事務所長にあつては、農林道に係るものを除く。
65 寄附の受入れに関する事務		寄附（1件の金額又は見積りの価格500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）のものに限る。）の受入れに関すること（特定事業用財産に限る。）	○	○		○			○		○	○		

備考1 広域振興局等の長に委任する事務は、「事務」欄に掲げる事務のうち、「委任」欄のそれぞれ該当する広域振興局長又は地域振興局長の欄に○印のあるものとし、当該広域振興局等の長に委任された事務のうち、広域振興局等の副局長等及び土木部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局の副局長等及び土木部長等の専決できる事項は当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局長並びに総合支局の部長及び室長の専決できる事項は当該総合支局の所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

2 「地方振興局」欄の「室長等」とは、8の項から10の項まで、12の項から14の項まで、17の項、22の項、24の項から27の項までにあつては盛岡地方振興局土木部の管理用地室長を、35の項、45の項から48の項まで、51の項、54の項及び55の項にあつては盛岡地方振興局土木部の建築住宅室長を、64の項にあつては盛岡地方振興局土木部の道路河川室長及び建築住宅室長をいう。

別表第9 広域振興局長等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び税務部長等専決事項（第5条、第31条、第39条関係）

事務	条項	内容	委任		決裁区分							備考			
			広域振興局	地方振興局	広域振興局			総合支局			地方振興局				
					副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長		部長	室長	
1 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の施行に関する事務	第5条第1項、第2項及び第3項	徴収金の賦課徴収及び県税に係る過料の徴収	○	○		○					○	○	○	○	「総合支局」欄の「センター所長」にあつては、賦課を除く。
2 岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の施行に関する事務	第5条第1項	徴収金の賦課徴収及び産業廃棄物税に係る過料の徴収	○	○		○					○	○	○	○	「総合支局」欄の「センター所長」にあつては、賦課を除く。
3 会計規則の施行に関する事務	第28条	県税に係る徴収金の不納欠損の処理	○	○		○					○		○	○	

備考 広域振興局長等の長に委任する事務は、「事務」欄に掲げる事務のうち、「委任」欄のそれぞれ該当する広域振興局長又は地方振興局長の欄に○印のあるものとし、当該広域振興局長等の長に委任された事務のうち、広域振興局長等の副局長等及び税務部長等の専決できる事項は、「専決権者」欄のそれぞれ該当する欄に○印のあるものとする。この場合において、別に定めるもののほか、広域振興局長の副局長、部長及び室長の専決できる事項は当該広域振興局長の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局長並びに総合支局長の部長及び室長の専決できる事項は当該総合支局長の所管区域に係るもの、センター所長の専決できる事項は当該センターの所管区域に係るものに限るものとする。

別表第10 広域振興局等以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県立県民生活センター所長	1 県民生活センター条例（昭和45年岩手県条例第16号）の施行に関する事務	第3条	喫煙場所、飲食場所及び立入禁止区域の指定
		第2条第2項	開所時間の臨時の変更
		第3条第2項	臨時の開所又は休所
		第4条	施設汚損等の場合の指示

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	1 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	第3条第1項	営業の許可
		第3条の2第1項及び第3条の3第1項	地位承継の承認
		第7条第1項	報告の徴収及び立入検査
		第7条の2	基準適合の命令
		第8条	営業の停止命令
	2 旅館業法施行条例（昭和45年岩手県条例第43号）の施行に関する事務	第5条第2項、第11条第1項及び第2項	届出の受理
	3 興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に関する事務	第2条第1項	営業の許可
		第2条の2第2項	届出の受理
		第5条第1項	報告の徴収及び立入検査
		第6条	営業の停止命令
	4 興行場法施行条例（昭和59年岩手県条例第33号）の施行に関する事務	第6条第1項及び第2項	届出の受理
5 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関する事務	第2条第1項	営業の許可	
	第2条の2第2項	届出の受理	
	第4条	療養のために利用される浴場の許可	
	第6条第1項	報告の徴収及び立入検査	
6 公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号）の施行に関する事務	第5条第2項、第6条第1項及び第2項	届出の受理	
	第10条第2項	業務の停止命令	
	第11条及び第11条の3第2項	届出の受理	
	第11条の2	使用前の検査及び適合の確認	
7 理容師法（昭和22年法律第234号）の施行に関する事務	第13条第1項	立入検査	
	第14条	閉鎖命令	
	8 美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関する事務	第10条第2項	業務の停止命令
		第11条及び第12条の2第2項	届出の受理
第12条		使用前の検査及び適合の確認	
第14条第1項		立入検査	
9 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に関する事務	第15条	閉鎖命令	
	第5条及び第5条の3第2項	届出の受理	
	第5条の2	使用前の検査及び適合の確認	
	第8条第1項	原簿への登録（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	
	第9条	業務従事者の業務停止	
	第10条第1項	立入検査	
	第10条の2	措置命令	
10 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事務	第11条	営業の停止並びにクリーニング所の閉鎖及び業務用の車両の営業のための使用の停止の命令	
	第5条	届出の受理及びその旨の通知	
	第11条第1項	報告の徴収及び立入検査	
	第12条	改善及び使用停止等の命令	
	第12条の5第1項	報告の徴収及び立入検査	
11 水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関する事務	第13条第2項	説明及び資料の提出の要求	
	第13条第3項	第12条に規定する事態が存する旨の通知及び勧告	
	第36条第1項	改善の指示（専用水道に限る。）	

	第36条第2項	水道技術管理者変更の勧告（専用水道に限る。）
	第36条第3項	必要な措置の指示
	第37条	給水停止命令（専用水道及び簡易専用水道に限る。）
	第39条第1項、第2項及び第3項	報告の徴収及び立入検査
12 学校事業所等水道条例の施行に関する事務	第9条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第10条	改善命令及び給水停止命令
13 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務	第5条第1項及び第2項	届出の受理及び勧告
	第5条第4項	通知
	第7条第2項	報告の受理
	第7条の2第1項及び第2項	指導、助言及び勧告
	第7条の2第3項	措置命令
	第10条の2第1項、第2項及び第3項	報告の受理
	第11条第2項	報告の受理
	第11条の2	届出の受理
	第12条第1項	助言、指導及び勧告
	第12条第2項	改善及び使用停止の命令
	第12条の2第1項及び第2項	指導、助言及び勧告
	第12条の2第3項	措置命令
	第53条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査
14 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第1条の2	届出の受理
	第14条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等
15 民法の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる公益法人に係るものを除き、組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う公益法人に係るものに限る。）	第59条第3号	報告の受理
	第67条	業務の監督
	第77条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに第83条	届出の受理
16 知事の所管に属する事務の公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和41年岩手県規則第73号）の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる公益法人に係るものを除き、組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う公益法人に係るものに限る。）	第4条第1項、第5条第1項及び第6条第2項	届出の受理
	第6条第1項	事業概況報告書等の受理
	第7条第1項	申請の受理
	第10条	業務の監督
17 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	第5条第2項	報告の徴収及び帳簿書類の提出命令
	第7条第1項及び第2項	開設及び開設許可事項の変更の許可（病院に係るものを除く。）
	第8条、第8条の2、第9条、第51条第1項、第55条第5項及び附則第2条第1項	届出の受理
	第12条	管理の許可（2以上の保健所の所管区域にわたる病院の開設者に係るものを除く。）
	第16条	宿直の免除の許可
	第18条	専属の薬剤師を置かないことの許可
	第21条第1項	病院の人員の特例の許可
	第24条第1項	施設の使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令（病院に係るものを除く。）
	第25条第1項	報告の徴収及び立入検査（病院に係るものを除く。）
	第27条	使用前の検査（病院に係るものを除く。）
	第28条	管理者の変更の命令（病院に係るものを除く。）
	第29条第1項	許可の取消し及び閉鎖命令（病院に係るものを除く。）
	第30条	弁明の機会の付与（病院に係るものを除く。）

	第46条の2第1項	理事の減員の認可
	第47条第1項	管理者の一部を理事に加えないことの認可
	第50条第1項及び第3項	定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理
	第68条において準用する民法第56条、第57条、第59条第3号、第77条第2項及び第83条	仮理事の選任、特別代理人の選任、監事からの報告の受理、清算人登記の届出の受理及び清算終了の届出の受理
18 医療法施行令（昭和23年政令第326号）の施行に関する事務	第4条、第4条の2、第5条の7及び第5条の8	届出の受理
19 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の施行に関する事務	第24条、第25条、第26条、第27条、第27条の2、第28条、第29条及び第33条	届出の受理
20 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の施行に関する事務	第19条第1項	死体の保存の許可
21 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の施行に関する事務	第20条の3第1項	開設の登録
	第20条の4第1項	登録の変更
	第20条の4第3項	届出の受理
	第20条の5第1項	報告の徴収及び立入検査
	第20条の6	必要な指示
22 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の施行に関する事務	第20条の7	登録の取消し及び業務の停止命令
	第13条及び第14条第2項	登録証明書の交付
	第17条	届出の受理
23 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）の施行に関する事務	第20条	登録証明書の返納の受理
	第7条第3項	届出の受理
24 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の施行に関する事務	第7条第3項及び第21条	届出の受理
	第24条	構造設備の改善命令
	第25条	使用の禁止
	第26条第1項	広告事項の許可
	第27条第1項	報告の徴収及び立入検査
25 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務	第9条の2第1項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）、第9条の3及び第9条の4	届出の受理
	第10条第1項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）	報告の徴収及び臨検検査
	第11条第2項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）	使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善及び衛生上必要な措置を講ずべき旨の命令
26 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の施行に関する事務	第19条	届出の受理
	第21条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第22条	使用の制限及び禁止並びに構造設備の改善及び必要な措置を講ずべき旨の命令
27 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の施行に関する事務	第11条	籍への登録
	第33条	届出の受理
28 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）の施行に関する事務	第3条第2項	登録事項の変更（県内に就業している者及び県内に住所を有し、かつ、就業していない者に係るものに限る。）
	第4条第2項及び第5条第1項	登録の抹消（県内に就業している者及び県内に住所を有し、かつ、就業していない者に係るものに限る。）
	第7条第5項並びに第8条第2項及び第4項	免許証の返納の受理（県内に就業している者及び県内に住所を有する者（他の都道府県知事を経由して申請してきた者を除く。）に係るものに限る。）
29 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の施行に関する事務	第12条第4項	届出の受理
	第12条第5項	変更の命令
30 栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に関する事務	第3条の2第1項	名簿への登録

31 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第3条第2項	名簿の訂正
	第4条第1項	登録の抹消
	第6条第5項並びに第8条第1項及び第3項	免許証の返納の受理
32 調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関する事務	第5条第1項	名簿への登録
	第5条の2第1項	届出の受理
33 調理師法施行令（昭和33年政令第303号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第11条第2項	名簿の訂正
	第12条	登録の消除
	第14条第4項及び第15条	免許証の返納の受理
34 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に関する事務	第7条第1項	名簿への登録
35 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）の施行に関する事務（県内に住所を有する者に係るものに限る。）	第3条第2項	名簿の訂正
	第4条	登録の消除
	第6条第4項及び第7条	免許証の返納の受理
36 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	第11条第1項	調査世帯の指定
	第18条	専門的な栄養指導その他の保健指導の実施
	第20条	特定給食施設の届出の受理
	第21条第1項	管理栄養士必置施設の指定
	第22条	指導及び助言
	第23条	勧告及び命令
	第24条第1項	報告の徴収及び立入検査等
	第27条第1項	立入検査及び収去
	37 結核予防法（昭和26年法律第96号）の施行に関する事務	第5条
38 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）の施行に関する事務	第11条第1項（第20条において準用する場合を含む。）	通報及び報告の受理
	第14条	予防接種の実施
	第28条第1項	従業の禁止
	第29条第1項	入所の命令
	第30条	家屋の消毒及び患者の隔離の命令等
	第31条第1項	物件の消毒又は廃棄の命令等
	第32条第1項	質問又は立入調査
	第34条第1項、第35条第1項及び第41条第1項	医療費負担の決定及び療養費の支給
	第36条第1項	指定医療機関の指定
	第42条第1項	報告の徴収及び実地検査
39 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	第4条第1項	予防接種済証の交付
39 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	第14条第1項及び第5項	指定届出機関の指定及び取消し
	第15条第1項	発生の状況、動向及び原因の調査
	第17条	健康診断の勧告等
	第18条	就業制限の通知等
	第19条及び第20条（第26条において準用する場合を含む。）	入院の勧告及び措置並びに入院期間の延長等
	第21条（第26条において準用する場合を含む。）	移送
	第22条（第26条において準用する場合を含む。）	退院の措置等
	第24条第1項	協議会の設置
	第27条	汚染された場所の消毒の命令等
	第28条	ねずみ族、昆虫等の駆除の命令等
	第29条	物件に係る措置の命令等
	第30条	死体の移動制限等
	第31条	生活の用に供される水の使用制限等
	第32条	建物に係る措置
	第33条	交通の制限又は遮断
	第35条第1項	質問及び調査
	第36条	書面による通知等
第40条第3項	診療報酬の審査等	

40 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関する事務	第7条	健康診断の実施
	第8条	記録の作成及び保存
	第9条	指導
41 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	第26条第1項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	検査命令及び申請の受理
	第28条第1項（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	報告の徴収、臨検検査及び物件の収去（食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
	第30条第2項（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	監視指導（食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
	第48条第8項及び第53条第2項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	届出の受理
	第52条第1項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	営業の許可
	第54条（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	廃棄命令等の措置（食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
	第55条及び第56条（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	許可の取消し等の措置
42 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の施行に関する事務	第71条	届出の受理
43 食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第6条及び第7条	届出の受理
44 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の施行に関する事務	第3条（第8条において準用する場合を含む。）	設置の許可及び届出の受理
	第6条第1項（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）	報告の徴収及び立入検査
	第6条の2（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）	基準適合の命令
	第7条（第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）	許可の取消し及び使用の制限並びに禁止の命令
45 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号）の施行に関する事務	第9条第1項及び第2項	届出の受理（化製場等に関する法律第9条第1項の許可を受けた者に係るものを除く。）
46 化製場等に関する法律施行細則（昭和32年岩手県規則第41号）の施行に関する事務	第3条	届出の受理（化製場等に関する法律第9条第1項の許可を受けた者に係るものを除く。）
47 狂犬病予防法の施行に関する事務	第13条	検診又は予防注射の実施
	第14条第1項	病性鑑定のための措置の許可
	第18条第1項	犬の抑留
	第18条の2第1項	犬の薬殺及びその周知
	第21条	抑留所の管理
48 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務	第43条第1項	係留されていない犬（第9条第1項アからエまでのいずれかに該当するものを除く。）の抑留
	第43条第6項	通知及び公示
	第43条第7項	処分及び申出の受理
	第44条第1項	係留をされていない犬の薬殺及び薬殺する旨の周知
	第51条第1項	報告の徴収及び立入調査（犬による危害の防止に係るものに限る。）
49 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	第4条	薬局開設の許可及び許可の更新

	第7条第3項（第27条において準用する場合を含む。）	薬局管理者の兼任の許可
	第10条（第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第32条及び第39条の3第1項	届出の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第12条第1項及び第2項	薬局開設者に対する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可及び許可の更新
	第13条第2項及び第3項（同条第7項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	薬局開設者に対する薬局製造販売医薬品の製造業の許可及び許可の更新
	第14条第1項及び第9項	薬局における薬局製造販売医薬品の製造販売の承認及び変更承認
	第14条第10項	薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受理
	第14条の9	薬局における製造販売の届出の受理
	第19条	届出の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第24条第2項	許可の更新（配置販売業に係るものを除く。）
	第26条第1項及び第3項	一般販売業等の許可
	第28条第1項	薬種商販売業の許可
	第33条第1項	身分証明書の交付
	第35条	特例販売業の許可
	第39条第2項及び第4項	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可及び許可の更新
	第69条第1項、第2項及び第3項	報告の徴収並びに立入検査及び物件の収去（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第70条第1項及び第2項	措置命令等（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第71条	検査命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第72条第3項及び第4項	改善及び使用禁止の命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第72条の2	薬剤師の増員命令
	第72条の3	措置命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第73条	管理者の変更命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第74条の2	承認の取消し及び変更命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第75条第1項	許可の取消し及び業務停止の命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第76条	弁明等の機会の付与（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第77条の4の3	回収の報告の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
50 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）の施行に関する事務	第2条	取扱処方せん数の届出の受理
	第4条、第11条及び第44条	許可証の交付（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第5条、第6条、第12条、第13条、第45条及び第46条第1項	許可証の書換え交付及び再交付（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第6条第4項、第7条、第13条第4項、第14条、第46条第3項及び第47条	許可証の返納の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第8条、第15条及び第48条	許可台帳の記載（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）

	第19条	承認台帳の記載（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
51 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の施行に関する事務	第144条第1項	届出の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
52 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関する事務	第4条	販売業の登録
	第7条第3項（第22条において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第21条第1項並びに第22条第1項、第2項及び第3項	届出の受理
	第15条の3（第22条第4項において準用する場合を含む。）	回収等の命令
	第17条第1項（第22条第4項において準用する場合を含む。）	報告の徴収並びに立入検査及び毒物の収去等
	第19条第1項、第2項、第3項及び第4項	基準適合の命令、登録の取消し、責任者の変更命令及び業務停止命令（特定毒物研究者に係るものを除く。）
53 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）の施行に関する事務	第11条、第16条、第22条及び第28条	特定毒物使用者の指定
	第33条	登録票の交付
	第35条及び第36条	登録票の書換え交付及び再交付
54 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）の施行に関する事務	第11条の3第3項及び第16条	登録票の返納等の受理
55 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務	第29条	麻薬の廃棄の許可
	第35条第2項	届出の受理
56 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の施行に関する事務	第5条第1項	大麻取扱者の免許
	第6条第1項	名簿への登録
	第7条第1項	免許証の交付
	第10条第1項及び第3項	免許の取消しの申請の受理及び登録の抹消
	第10条第2項及び第5項	届出の受理
	第10条第4項及び第7項	免許証の返納の受理
	第10条第6項	免許証の再交付
	第15条及び第17条	報告の受理
	第18条	免許の取消し
57 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務	第21条第1項	報告の徴収並びに立入検査及び収去
	第3条第1項、第30条の2及び第35条第2項	覚せい剤施用機関等の指定
	第5条第1項（第30条の5において準用する場合を含む。）	指定証の交付
	第8条第1項及び第30条の3第1項	指定の取消し及び業務等の停止命令
	第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項（第30条の5において準用する場合を含む。）、第23条、第30条の4第1項、第30条の14並びに第36条第1項	届出の受理
	第10条（第30条の5において準用する場合を含む。）及び第36条第1項	指定証の返納等の受理及び返還
	第11条（第30条の5において準用する場合を含む。）	指定証の再交付及び旧指定証の返納の受理
	第12条第4項	指定証の訂正及び返還
	第22条の2及び第30条の13	廃棄の立会い

	第24条第1項、第2項及び第3項、第30条の15第1項、第2項及び第3項並びに第36条第1項	指定の失効に係る報告の受理及び立会い等
	第30条	報告の受理
	第31条	報告の徴収（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第32条第1項及び第2項	立入検査及び収去等（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
58 覚せい剤取締法施行規則（昭和26年厚生省令第30号）の施行に関する事務	第13条	届出の受理
59 老人保健法（昭和57年法律第80号）の施行に関する事務	第21条	連絡調整
	第46条の20第1項	助言
60 介護保険法の施行に関する事務	第24条第1項	報告の徴収等及び質問（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第24条第2項	報告の徴収及び質問（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第41条第1項本文及び第53条第1項本文	指定（福祉サービス事業者の指定に係るものを除く。）
	第70条第1項、第70条の2第2項（第115条の10において準用する場合を含む。）及び115条の2第1項	申請の受理（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第70条の2第1項（第115条の10において準用する場合を含む。）	指定の更新（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第71条第1項及び第72条第1項（第115条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	別段の申出の受理
	第75条及び第115条の5	届出の受理（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第76条及び第115条の6	報告の徴収等及び質問若しくは立入検査（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第76条の2及び第115条の7	勧告及び公表若しくは命令及び公示（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第77条及び第115条の8	指定の取消し又は効力の停止（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第78条及び第115条の9	公示（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第95条	管理者の承認
	第98条第1項第4号	広告の許可
	第99条及び第111条並びに第105条において準用する医療法第8条の2第2項及び第9条	届出の受理
	第100条及び第112条	報告の徴収等並びに質問若しくは立入検査
	第101条	使用制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令
	第102条	管理者の変更命令
	第103条	業務運営の勧告及び公表若しくは命令及び公示
	第105条において準用する医療法第30条（使用制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令、管理者の変更命令並びに業務運営の命令に限る。）	弁明の機会の付与
	第113条の2	勧告及び公表若しくは命令及び公示

	第115条の29第4項	命令（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものを除く。）
	第115条の29第6項	指定の取消し又は効力の停止（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものを除く。）
61 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	第23条第1項	申請の受理
	第24条	通報の受理
	第26条の2及び第29条の5	届出の受理
	第27条第1項、第2項及び第3項	調査及び診察の命令並びに職員の立会い
	第28条第1項	診察の通知
	第29条第1項及び第3項	入院措置及び告知
	第29条の2第1項	診察及び緊急入院措置
	第29条の2の2第1項並びに第34条第1項、第2項及び第3項	移送
	第29条の2の2第2項（第34条第4項において準用する場合を含む。）	移送の告知
	第29条の2の2第3項（第34条第4項において準用する場合を含む。）	行動の制限
	第29条の4第1項	入院措置の解除
	第38条の6	報告の徴収等
	第40条	仮退院の許可
	第47条第1項	医師の指定
62 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和43年岩手県規則第73号）の施行に関する事務	第3条	報告の受理
	第4条	入院命令書の交付
	第5条	入院措置の解除の通知
	第11条	届出の受理
63 障害者自立支援法の施行に関する事務	第8条第2項	不正利得の徴収（精神通院医療に係るものに限る。）
	第10条第1項及び第66条	報告の徴収又は質問若しくは立入検査（精神通院医療に係るものに限る。）
	第54条第1項及び第2項	自立支援医療費の支給認定等（育成医療に係るものに限る。）
	第54条第3項	自立支援医療受給者証の交付（育成医療に係るものに限る。）
	第56条第2項及び第4項	支給認定の変更の認定等（育成医療に係るものに限る。）
	第57条	支給認定の取消し等（育成医療に係るものに限る。）
	第59条	自立支援医療機関の指定（精神通院医療に係るものに限る。）
	第60条	自立支援医療機関の指定の更新（精神通院医療に係るものに限る。）
	第63条	自立支援医療機関への指導
	第64条	自立支援医療機関の変更届出の受理（精神通院医療に係るものに限る。）
	第67条	勧告及び措置命令等（精神通院医療に係るものに限る。）
	第68条	自立支援医療機関の指定の取消し又は効力停止（精神通院医療に係るものに限る。）
	第69条	自立支援医療機関の指定等の公示（精神通院医療に係るものに限る。）
64 児童福祉法の施行に関する事務	第21条の9第1項	療育の給付の決定
	第21条の9の6	慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付の決定
	第56条第5項	費用の支払命令（慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付に係るものに限る。）

		第56条第9項	第56条第5項に規定する費用の支払命令（慢性疾患にかかっている児童等に対する医療の給付に係るものに限る。）に係る書類の閲覧及び資料の請求	
	65 母子保健法の施行に関する事務	第8条	連絡調整	
		第18条	届出の受理	
		第19条第1項及び第3項	訪問指導及び通知	
		第20条第1項	養育医療の給付の決定	
	66 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関する事務	第25条	届出の受理	
	67 母体保護法施行令（昭和24年政令第16号）の施行に関する事務	第2条	受胎調節実地指導員の被指定者の名簿の作成	
		第4条	旧住所地の都道府県知事への通知等	
岩手県福祉総合相談センター所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第1号	連絡調整等	
		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ	相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護	
		第11条第2項	助言	
		第27条第1項及び第2項	要保護児童に対する措置	
		第27条第9項	日常生活上の援助及び生活指導の措置	
		第27条の2第1項	入所の措置	
		第27条の3	家庭裁判所への送致	
		第28条第1項及び第4項	保護者の児童虐待等の場合の措置	
		第28条第2項	措置期間の更新	
		第29条	立入調査の指示	
		第30条の2	児童の保護についての指示及び報告の徴収	
		第31条第2項、第3項及び第4項	在所期間の延長等	
		第33条第2項	一時保護及びその委託	
		第56条第2項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収	
		第56条第9項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求	
		附則第63条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等	
		附則第63条の3第1項	入所等の措置	
		2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務	第9条第1項	立入調査の指示
			第10条第1項	警察署長に対する援助要請
	第11条第3項		勧告	
第13条	児童福祉司等の意見の聴取			
3 重症心身障害児（者）通園事業に関する事務		重症心身障害児（者）通園事業の利用者の決定及び契約等		
4 売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行に関する事務		要保護女子の婦人保護施設への入所措置及び退所措置		
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事務		被害者（その同伴する家族を含む。）の婦人保護施設への入所決定及び退所決定		
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第1号	連絡調整等	
		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ	相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護	
		第11条第2項	助言	
		第27条第1項及び第2項	要保護児童に対する措置	
		第27条第9項	日常生活上の援助及び生活指導の措置	
		第27条の2第1項	入所の措置	
		第27条の3	家庭裁判所への送致	
		第28条第1項及び第4項	保護者の児童虐待等の場合の措置	
		第28条第2項	措置期間の更新	
		第29条	立入調査の指示	
		第30条の2	児童の保護についての指示及び報告の徴収	
		第31条第2項、第3項及び第4項	在所期間の延長等	
		第33条第2項	一時保護及びその委託	

		第56条第2項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収	
		第56条第9項	第50条第7号及び第7号の2に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧及び資料の提供の請求	
		附則第63条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等	
		附則第63条の3第1項	入所等の措置	
	2 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務	第9条第1項	立入調査の指示	
		第10条第1項	警察署長に対する援助要請	
		第11条第3項	勧告	
		第13条	児童福祉司等の意見の聴取	
	3 重症心身障害児(者)通園事業に関する事務		重症心身障害児(者)通園事業の利用者の決定及び契約等	
岩手県食肉衛生検査所長	1 と畜場法(昭和28年法律第114号)の施行に関する事務	第5条第2項	獣畜の種類及び頭数の制限	
		第13条第1項	届出の受理	
		第13条第3項	場所及び方法の指示	
		第14条第1項、第2項及び第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)並びに第5項	とさつ及び解体の検査	
		第16条	とさつ又は解体の禁止等の措置	
		第17条第1項	報告の徴収及び立入検査	
		第18条	使用の制限及び停止並びに業務の停止及び禁止の命令	
		第19条第2項	獣畜の処理の適正の確保に関する指導	
	2 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)の施行に関する事務	第4条	とさつの許可	
		第7条	申請の受理	
		第9条	検印の押印	
	3 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)の施行に関する事務	第7条第2項	牛の特定部位の焼却の義務の除外の許可	
	4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)の施行に関する事務	第8条	事業の停止命令	
		第9条	使用の禁止及び事業の停止命令	
		第15条第1項、第2項及び第3項並びに第35条第1項	食鳥検査	
		第16条第7項	報告の受理	
		第16条第9項	指導及び助言	
		第20条	廃棄等の措置	
		第37条第1項	報告の徴収	
		第38条第1項	立入検査	
	5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)の施行に関する事務	第27条第2項	申請の受理	
	6 食品衛生法の施行に関する事務(と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。)	第28条第1項	報告の徴収、臨検検査及び物件の収去	
		第30条第2項	監視指導	
		第54条	廃棄命令等の措置	
	環境保健研究センター所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
	高等看護学院院長	看護師の養成に関する事務		入学者等の決定その他入学者等の取扱い及び教習内容の決定
	都南の園園長	肢体不自由児及び身体障害者の治療及び更生に関する事務		入園者等の決定その他入園者等の取扱い及び治療訓練内容等の決定
岩手県立杜陵学園長	指導及び自立支援に関する事務		入園者等の決定その他入園者等の取扱い及び教習内容の決定	

別表第12 広域振興局等以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項(第6条関係)

区分	事務	条項	内容
----	----	----	----

先端科学技術研究センター所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
岩手県立産業技術短期大学校長	1 産業技術短期大学条例（平成8年岩手県条例第29号）の施行に関する事務	第4条	入学許可
		第5条	退学処分
		第14条	授業料の免除
	2 訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の施行に関する事務	第8条第2項	受給資格の認定
3 職業訓練に関する事務	第10条	支給日の変更	
4 受託教材に関する事務		訓練生の取扱い及び教習内容の決定	
職業能力開発校の長	1 職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の施行に関する事務	第3条	入校許可
		第4条	退校処分
		第11条	授業料の免除
	2 訓練手当支給規則の施行に関する事務	第8条第2項	受給資格の認定
		第10条	支給日の変更
	3 職業訓練に関する事務		訓練生の決定その他訓練生の取扱い及び教習内容の決定
	4 受託教材に関する事務		教材作成等に関する契約の締結その他の行為をすること。

別表第13 広域振興局等以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容	
岩手県病害虫防除所長	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の施行に関する事務	第8条第1項及び第2項	届出の受理	
		第13条第1項及び第3項	報告の徴収並びに農薬等の集取及び立入検査	
		第14条第2項及び第4項	販売の制限及び禁止	
家畜保健衛生所長	1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の施行に関する事務	第24条	販売業者に対する廃棄等の命令	
		第33条第1項	表示又は遵守すべき旨の指示	
		第50条	届出の受理	
		第55条第1項、第2項及び第3項	報告の徴収	
		第56条第1項、第2項及び第3項	立入検査等	
		2 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の施行に関する事務	第4条第1項、第4条の2第1項並びに第13条第1項及び第2項	届出の受理
			第4条の2第3項	検査を受けるべき旨の命令
			第7条（第31条第2項において準用する場合を含む。）	検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示
			第8条（第31条第2項において準用する場合を含む。）	証明書の交付
			第9条及び第30条	消毒方法等の実施の命令（対象者が10人以下の場合に限る。）
	第15条		通行の遮断	
	第21条第1項		死体の焼却等の義務の除外の許可	
	第24条		発掘の禁止の除外の許可	
	第26条第1項		消毒の命令	
	第26条第3項		消毒の実施	
	第31条第1項		検査、注射、薬浴及び投薬の実施	
	第50条		動物用生物学的製剤の使用の許可	
	第52条		報告の徴収（対象者が50人以下の場合に限る。）	
	3 家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）の施行に関する事務	第2条	移動等の許可	
		第3条	催物の開催の許可	
	4 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務	第6条第1項	届出の受理	
	5 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）別表第1の5の項に掲げる事務の執行に関する事務		交付金の交付決定の通知等	

	6 薬事法の施行に関する事務	第24条第2項及び第39条第4項	許可の更新（配置販売業に係るものを除く。）
		第26条第1項及び第3項	一般販売業等の許可
		第28条第1項	薬種商販売業の許可
		第35条	特例販売業の許可
		第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する第10条	届出の受理（配置販売業に係るものを除く。）
		第39条第2項	高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可
		第39条の3第1項	届出の受理
		第69条第1項、第2項及び第3項	報告の徴収並びに立入検査及び物件の収去
		第72条第3項及び第4項	構造設備の改善命令及び使用禁止の命令
		第76条	許可の更新を拒否する場合の手の実施（家畜保健衛生所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	7 薬事法施行令の施行に関する事務	第44条	許可証の交付（家畜保健衛生所長に委任されている事項に係るものに限る。）
		第45条及び第46条	許可証の書換え交付及び再交付並びに許可証の返納の受理（家畜保健衛生所長に委任されている事項に係るものに限る。）
		第47条	許可証の返納の受理（家畜保健衛生所長に委任されている事項に係るものに限る。）
8 獣医療法（平成4年法律第46号）の施行に関する事務	第3条	届出の受理	
	第8条第1項	報告の徴収及び立入検査	
生物工学研究所長	受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
岩手県農業研究センター所長	1 農業ふれあい公園条例（平成10年岩手県条例第28号）の施行に関する事務	第2条第1項	入館等の許可
		第3条第1項	行為の許可
		第5条	入館許可の取消し等
		第7条	入館料の免除
		第8条	入館料の還付
	2 農業ふれあい公園条例施行規則（平成10年岩手県規則第104号）の施行に関する事務	第2条第2項	臨時の休館等及び開館等
		第3条第2項	開館時間等の臨時の変更
	3 県有及び国有の借受種畜の種付けに関する事務		県有及び国有の借受種畜の種付け
4 牛馬の寄託の受入れに関する事務		牛馬の寄託の受入れ	
5 種卵のふ化の委託の受入れに関する事務		種卵のふ化の委託の受入れ	
6 研修に関する事務		研修生の実習	
7 受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。	
岩手県林業技術センター所長	1 林業技術センター条例（平成15年岩手県条例第19号）の施行に関する事務	第9条	手数料の免除
	2 物品の管理に関する事務		林木の育種作業及び緑化センターの管理運営を行う者並びに林業用機械の操作研修を実施する別に定める者に対する物品の貸付け
	3 研修の企画及び実施に関する事務		研修の許可、研修生の取扱い及び研修内容の決定
	4 受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
岩手県水産技術センター所長	1 岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）の施行に関する事務	第51条第2項	申請書の提出
	2 岩手県内水面漁業調整規則（昭和47年岩手県規則第88号）の施行に関する事務	第34条第2項	申請書の提出
	3 受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。

岩手県内水面水産技術センター所長	1 岩手県漁業調整規則の施行に関する事務	第51条第2項	申請書の提出
	2 岩手県内水面漁業調整規則の施行に関する事務	第34条第2項	申請書の提出
	3 受託研究及び共同研究に関する事務		受託研究及び共同研究に関する契約の締結その他の行為をすること。
岩手県立農業大学校長	農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の施行に関する事務	第4条	入学許可
		第5条	退学処分
		第12条	授業料の免除
		第14条	研修内容の決定

別表第14 広域振興局等以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
北上川上流流域下水道事務所長	1 下水道法の施行に関する事務	第12条の10	通知の受理
		第25条の6	供用開始の通知等
		第25条の7	使用の一時制限
		第25条の8第1項	流入下水に係る原因の調査の要請等
		第25条の10第1項において準用する第11条の2	届出の受理
		第25条の10第1項において準用する第12条の3	届出の受理
		第25条の10第1項において準用する第12条の4	届出の受理
		第25条の10第1項において準用する第12条の5	構造、使用及び計画の変更又は廃止の命令
		第25条の10第1項において準用する第12条の6第2項	経過期間の短縮措置
		第25条の10第1項において準用する第12条の7	届出の受理
		第25条の10第1項において準用する第12条の8第3項	届出の受理
		第25条の10第1項において準用する第12条の9	届出の受領及び措置命令
		第25条の10第1項において準用する第13条第1項	排水設備等の立入検査
		第25条の10第1項において準用する第16条	流域下水道管理者以外の者の行う工事等の承認
		第25条の10第1項において準用する第18条	流域下水道施設を損傷した場合の損傷負担金の徴収
		第32条第1項	立入り及び一時使用
		第37条の2	改善又は停止の命令
		第38条第1項及び第2項	監督処分（北上川上流流域下水道事務所長への委任事項に係るものに限る。）
		第39条の2	報告の徴収
花巻空港事務所長	2 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除
	1 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除
花巻空港事務所長	2 花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の施行に関する事務	第3条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）	届出の受理
		第3条第3項	使用の許可
		第7条	入場票の交付及び入場の制限等
		第8条	制限区域へ立ち入る者の認定
		第9条	車両の使用及び取扱いの制限の解除、運転の許可並びに駐車場所等の指定
		第10条	禁止行為の解除及び喫煙禁止場所等の指定
		第11条第1項	工作物の設置等の許可
		第12条第1項	構内営業の許可
		第13条	許可の取消し等
		第14条	報告の徴収及び立入検査
		第15条	行為の制止及び退去等の措置
		第16条第3項	着陸料等の徴収の時期変更の承認

		第17条（第18条第4項において準用する場合を含む。）	着陸料等及び占用料の減免
	3 補助金の交付決定等に関する事務		花巻空港周辺民家等防音対策事業補助金及び機内手荷物検査員設置費補助金の交付決定等

別表第15 広域振興局等以外の出先機関のうち総務部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県東京事務所長	1 公舎の管理及び使用に関する規則の施行に関する事務	第4条の2第1項	管理人の設置
		第4条の2第3項	管理人の公舎料を低減し、又は無償とすることの決定
	2 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合にあつては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満）の物品の購入
	3 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
岩手県大阪事務所長	1 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合にあつては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満）の物品の購入
	2 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
岩手県北海道事務所長	1 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合にあつては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満）の物品の購入
	2 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
岩手県名古屋事務所長	1 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合にあつては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満）の物品の購入
	2 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
岩手県福岡事務所長	1 物品の購入に関する事務		令達された歳出予算の範囲内での1件の予定又は見積りの価格50万円未満（原材料及び燃料の場合にあつては、1件の予定又は見積りの価格200万円未満）の物品の購入
	2 物品の処分に関する事務		1件の予定又は見積りの価格20万円未満の物品の処分
岩手県消防学校長	消防職員等の教育訓練に関する事務		入学者等の決定その他入学者等の取扱い及び教習内容の決定

別表第16 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区分	事務	条項	内容
盛岡教育事務所長	県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の施行に関する事務	第14条	保育料及び入園料の減免
県立高等学校長	公舎の管理及び使用に関する規則の施行に関する事務（当該学校長の所管に属するものに限る。）	第4条の2第1項	管理人の設置
		第4条の3第3項	管理人の公舎料を低減し、又は無償とすることの決定
	県立学校授業料等条例の施行に関する事務	第8条	授業料の減免
定時制又は通信制の課程を置く県立高等学校長	1 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例（昭和50年岩手県条例第3号）の施行に関する事務	第2条	修学資金の貸付け
		第6条	貸付けの廃止
		第7条	貸付けの休止
		第10条	償還債務の履行の猶予
	2 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則（昭和50年岩手県規則第21号）の施行に関する事務	第6条	誓約書の受理
		第7条	借用証書の受理
		第9条	償還明細書の受理及び償還方法の変更の承認
	第11条	所得額報告書の受理	
	第12条	届出の受理	

岩手県立図書館長	図書館資料に関する事務		図書館資料の寄附（1件の評価額が500万円未満（法人その他の団体からの場合は、1,000万円未満）に限る。）若しくは寄託の受入れ又は図書館資料の借入れ
自動車運転免許試験場長	1 自動車運転免許試験場使用条例（昭和30年岩手県条例第3号）の施行に関する事務	第2条第1項 第7条	使用の許可 使用許可の取消し
	2 自動車運転免許試験場使用条例施行規則（昭和61年岩手県規則第54号）の施行に関する事務	第2条第3項	使用できる日及び時間の臨時の変更
岩手県労働委員会	個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年岩手県条例第50号）の施行に関する事務	第4条第1項及び第2項	あつせん
		第5条	あつせん員候補者の委嘱
		第6条	あつせん員の指名